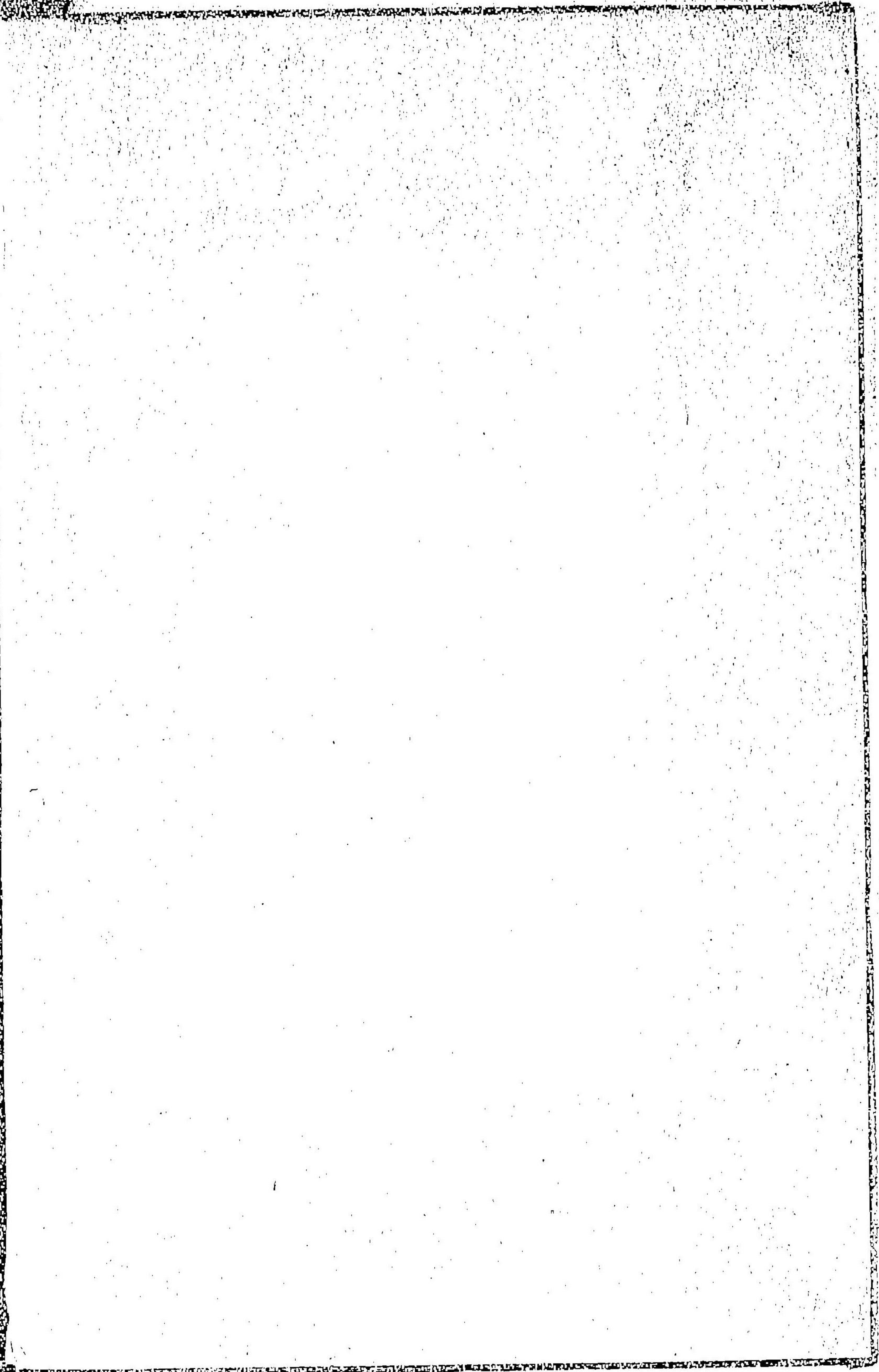


201  
103  
268



Vertical text, possibly a name or address, written in a dark ink. The characters are difficult to decipher but appear to be arranged vertically.



武家名目抄稿三十五目次

第三百四冊與馬部一

車	三七二二
唐車	三七二三
牛車	三七二四
唐鹿車	三七二五
鹿車	三七二六
鹿毛車	三七二七
鹿毛車	三七二八
鹿毛車	三七二九
鹿毛車	三七三〇
鹿毛車	三七三一
鹿毛車	三七三二
鹿毛車	三七三三
鹿毛車	三七三四
鹿毛車	三七三五
鹿毛車	三七三六
鹿毛車	三七三七
鹿毛車	三七三八
鹿毛車	三七三九
鹿毛車	三七四〇
鹿毛車	三七四一
鹿毛車	三七四二
鹿毛車	三七四三
鹿毛車	三七四四
鹿毛車	三七四五
鹿毛車	三七四六
鹿毛車	三七四七
鹿毛車	三七四八
鹿毛車	三七四九
鹿毛車	三七五〇
鹿毛車	三七五一
鹿毛車	三七五二
鹿毛車	三七五三
鹿毛車	三七五四
鹿毛車	三七五五
鹿毛車	三七五六
鹿毛車	三七五七
鹿毛車	三七五八
鹿毛車	三七五九
鹿毛車	三七六〇
鹿毛車	三七六一
鹿毛車	三七六二
鹿毛車	三七六三
鹿毛車	三七六四
鹿毛車	三七六五
鹿毛車	三七六六
鹿毛車	三七六七
鹿毛車	三七六八
鹿毛車	三七六九
鹿毛車	三七七〇
鹿毛車	三七七一
鹿毛車	三七七二
鹿毛車	三七七三
鹿毛車	三七七四
鹿毛車	三七七五
鹿毛車	三七七六
鹿毛車	三七七七
鹿毛車	三七七八
鹿毛車	三七七九
鹿毛車	三七八〇
鹿毛車	三七八一
鹿毛車	三七八二
鹿毛車	三七八三
鹿毛車	三七八四
鹿毛車	三七八五
鹿毛車	三七八六
鹿毛車	三七八七
鹿毛車	三七八八
鹿毛車	三七八九
鹿毛車	三七九〇
鹿毛車	三七九一
鹿毛車	三七九二
鹿毛車	三七九三
鹿毛車	三七九四
鹿毛車	三七九五
鹿毛車	三七九六
鹿毛車	三七九七
鹿毛車	三七九八
鹿毛車	三七九九
鹿毛車	三八〇〇



與	三七二八
四方與	三七三〇
片鹿四方與	三七三一
棟立與	三七三一
棟上	三七三一
網代與	三七三一
網代棟立與	三七三一
塗與	三七三一
張與	三七三一
板與	三七三一
チリトリ	三七三一
長柄與	三七三一
手與	三七三一
釣與	三七三一
乘物	三七三一
肩與	三七三一
山乘物	三七三一
籠與	三七三一
荷與	三七三一
篋與	三七三一

武家名目抄稿三十五目次

第三百五冊與馬部二

藍輿アノマ 三三三九

第三百六册輿馬部三

馬	三三四一
神馬	三三四三
龍馬	三三四四
龍蹄	三三四四
花鑑	三三四四
良馬	三三四四
細馬	三三四五
名馬	三三四五
駿馬	三三四六
上馬	三三四六
中馬	三三四六
下馬	三三四七
大馬	三三四七
小馬	三三四七
強馬	三三四八
荒馬	三三四八
驛馬	三三四八

騰馬 三三四八

射付馬	三三四八
笠掛馬	三三四九
下地馬	三三四九
乘一馬	三三四九
骨強馬	三三四九
片入馬	三三四九
イレカマクヒノ馬	三三五〇
モミンセタル馬	三三五〇
カンノヨキ馬	三三五〇
下カンノ馬	三三五〇
駝足逸物	三三五〇
乘喰馬	三三五〇
博勞馬	三三五〇
蟻螂	三三五〇
貢馬	三三五〇
結馬	三三五〇
鬃馬	三三五〇
老馬	三三五〇
ネリ馬	三三五〇

國飼馬	三三五一
放飼馬	三三五二
摺飼馬	三三五二
居飼馬	三三五二
駒馬	三三五二
駒馬	三三五二
サカナイ馬	三三五二
片馴付駒	三三五二
片飼駒	三三五二
野取駒	三三五三
日向駒	三三五三
筑紫駒	三三五三
奥州駒	三三五三
土佐駒	三三五三

第三百七册輿馬部四

飾馬 <small>鞍馬</small>	三三五四
移馬	三三五四
乘馬	三三五六
乘馬	三三五六
乘用馬	三三五七
召御馬	三三五七

第三百八册輿馬部五上

召替御馬	三三五七
乘替	三三五七
引馬	三三五九
引替馬	三三六〇
引副馬	三三六〇
鞍置馬	三三六〇
裸馬	三三六一
早馬	三三六一
傳馬	三三六三
荷掛駄	三三六三
小荷駄	三三六四
サウ駄	三三六四

赤毛	三三六五
白馬	三三六五
青馬	三三六五
青毛	三三六六
青黒	三三六六
黒馬	三三六七
黒毛	三三六七
烏黒	三三六八

鹿毛	三七六九
赤鹿毛	三七七〇
白鹿毛	三七七一
紫驃馬	三七七一
黒鹿毛	三七七一
鶴毛	三七七三
赤鶴毛	三七七三
紅梅鶴毛	三七七四
柿鶴毛	三七七四
白鶴毛	三七七四
黒鶴毛	三七七四
黄鶴毛	三七七五
宿鶴毛	三七七六
第三百九册奥馬部五中	
栗毛	三七七七
黒栗毛	三七七八
白栗毛	三七七八
赤栗毛	三七七九
濃栗毛	三七七九
柑子栗毛	三七七九

葦毛	三七七九
六ノ葦毛	三七八一
白葦毛	三七八二
桃花馬	三七八三
赤葦毛	三七八三
黒葦毛	三七八三
逆鏡葦毛	三七八四
泥葦毛	三七八五
尾花葦毛	三七八五
腹葦毛	三七八五
川原毛	三七八六
黄川原毛	三七八七
黒川原毛	三七八八
白川原毛	三七八八
糟毛	三七八九
黒糟毛	三七八九
青糟毛	三七八九
青鶯糟毛	三七八九
鹿毛糟毛	三七九〇
佐目	三七九〇

第三百十册奥馬部五下

白佐目	三七九〇
鶴毛 <small>雲雀毛</small>	三七九一
鶉毛	三七九一
鼠毛	三七九一
猿毛	三七九一
青鶯	三七九一
落星馬	三七九二
戴星	三七九二
額白	三七九二
月額	三七九二
小額	三七九二
キメ額	三七九二
二毛	三七九二
二毛 <small>駁今无</small>	三七九二
駁馬	三七九三
青駁	三七九三
黒駁	三七九三
栗毛 <small>駁</small>	三七九四
鶴毛 <small>駁</small>	三七九五

第三百十一册奥馬部六上

鹿毛 <small>駁</small>	三七九五
糟毛 <small>駁</small>	三七九五
黒糟毛 <small>駁</small>	三七九五
葦毛 <small>駁</small>	三七九五
鶴 <small>駁</small>	三七九六
アヒサウ <small>駁</small>	三七九六
尾 <small>駁今无</small>	三七九六
臉	三七九六
下尾白	三七九六
腋白	三七九六
アシ <small>駁</small>	三七九七
四白	三七九七
コカラ目ノ馬	三七九七
鶏毛	三七九七
第三百十一册奥馬部六上	
天斑馬	三七九八
赤六	三七九八
戀地	三七九八
鳥子	三七九八
尾白	三七九八

蝶類	三七八
日差	三七八
尾花	三七八
野里	三七八
宮城	三七八
望月	三七八
宮橋	三七八
野口	三七八
花形見	三七八
花形	三七八
鳥形	三七八
穗檀	三七八
宇都濱	三七八
和琴	三七八
本白	三七八
三日月	三七八
御坂	三七八
若菜	三七八
翡翠	三七八
榛原	三七八

大甘子	三七八
小甘子	三七八
白絃	三七八
夏引	三七八
流星	三七八
雲分	三七八
一六	三七八
花柑子	三七八
薄雲 <small>今无</small>	三七八
南鏡	三七八
媛廷	三七八
西樓	三七八
生唆	三七八
摺黒	三七八
白波	三七八
木下丸	三七八
ナンチャウ	三七八
雨雲	三七八
浦々	三七八
荒磯	三七八

鳴上毛	三八〇三
子師丸	三八〇三
夕顔	三八〇三
都返	三八〇三
鶯 <small>以上三馬</small>	三八〇三
遠山	三八〇三
春風	三八〇三
磯	三八〇四
薄櫻	三八〇四
一霞	三八〇四
月輪	三八〇四
若白毛	三八〇四
町君 <small>以上二馬</small>	三八〇四
薄墨	三八〇四
青海波	三八〇四
人妻	三八〇四
髮不捺	三八〇五
飛龍	三八〇五
一郎	三八〇五
片洲	三八〇五

片岡	三八〇五
直山	三八〇五
深山路	三八〇五
御局	三八〇五
立波	三八〇五
土龍	三八〇六
兔鷄	三八〇六
松風	三八〇六
小龍 <small>今无</small>	三八〇六
音曲 <small>今无</small>	三八〇六
古龍 <small>今无</small>	三八〇六
伊提天 <small>以上三馬</small>	三八〇六
光陰	三八〇六
楓林	三八〇六
漣	三八〇六
八鐘	三八〇六
天久	三八〇六
吉川 <small>今无</small>	三八〇七
河邊	三八〇七
岩石落	三八〇七

龍神	三八〇七
須彌長	三八〇七
大龍寺今元	
小鳥今元	三八〇七
京不見	三八〇七
櫻野	三八〇七
ヒノキ	三八〇七
太平樂	三八〇八
水戸	三八〇八
北サマ	三八〇八
明王	三八〇八
第三百十二冊與馬部六中	
甲斐黑駒	三八〇八
甲斐大黒	三八〇九
甲斐黒	三八〇九
奥州黒	三八〇九
信濃黒	三八〇九
薩摩黒	三八〇九
肥前黒	三八〇九
山口黒	三八〇九

井上黒	三八一〇
河越黒 <small>以上二名一馬</small>	三八一〇
澤井黒	三八一一
鹽津黒	三八一一
高橋黒	三八一一
一部黒	三八一一
會津黒	三八一一
戸次黒 <small>今元</small>	三八一一
鳴門黒	三八一一
高井黒	三八一一
大黒	三八一二
小黒	三八一二
一ノ黒	三八一二
三黒	三八一三
三日黒	三八一三
大夫黒	三八一三
薄黒 <small>以上二名一馬</small>	三八一三
砂山黒	三八一四
三國黒	三八一四
巖石黒	三八一四

白石鹿毛	三八一四
霞黒	三八一四
賀美	三八一四
大葦毛	三八一五
鬼葦毛	三八一五
穂坂七葦毛 <small>今元</small>	三八一五
藤葉葦毛	三八一五
六葦毛	三八一五
高山葦毛	三八一五
柴田葦毛 <small>今元</small>	
大河原毛	三八一五
鬼川原毛	三八一五
星河原毛	三八一六
多胡川原毛	三八一六
前黒糟毛	三八一六
後黒糟毛	三八一六
小糟毛	三八一六
目糟毛	三八一六
龍造寺糟毛	三八一七
奥駁	三八一七

佐竹駁	三八一七
四國駁 <small>今元</small>	
檜原連錢	三八一七
第三百十三冊與馬部六下	
飛鹿毛	三八一八
大鹿毛	三八一八
油鹿毛	三八一八
星鹿毛	三八一八
秩父鹿毛	三八一八
大嶋鹿毛	三八一九
小鹿毛	三八一九
童子鹿毛	三八一九
鬼鹿毛	三八一九
放生鹿毛	三八一九
龍王鹿毛	三八一九
白石鹿毛	三八二〇
海老鹿毛	三八二〇
千秋鹿毛	三八二一
嵐鹿毛	三八二一
椽内鹿毛	三八二一

洞白鹿毛	三八二一
板屋鹿毛	三八二二
逆正院鹿毛	三八二二
彌八鹿毛 今元	三八二二
鹽屋鹿毛	三八二二
一戸鹿毛 今元	三八二二
箕輪鹿毛	三八二二
薩摩鹿毛	三八二二
越前鹿毛	三八二二
鬼鶴毛	三八二二
夜目無鶴毛	三八二三
穗坂九鶴毛	三八二三
小鶴毛	三八二三
阿保鶴毛	三八二四
放生鶴毛	三八二四
眺鶴毛	三八二四
更科月毛	三八二四
岩手鶴毛	三八二四
般若鶴毛	三八二五
染鶴毛	三八二五

穂坂十七栗毛	三八二五
別栗毛	三八二五
近江栗毛	三八二五
大栗毛	三八二五
鬼栗毛	三八二五
權太栗毛	三八二六
水練栗毛	三八二六
石禾栗毛	三八二六
八升栗毛	三八二六
第三百十四册與馬部七	
鬣	三八二七
覆鬣	三八二七
額鬣	三八二七
切額鬣 今元	三八二七
結額	三八二八
栗毳頭 今元	三八二八
髮	三八二八
一ノ鬣	三八二八
結鬣	三八二八
卷鬣	三八二八

カイコミ鬣	三八二九
法師鬣	三八二九
ヤリ法師	三八二九
カ、ミ	三八二九
コイカ、ミ	三八二九
フリ鬣	三八二九
フリノ鬣	三八三〇
ハイカタ	三八三〇
シユミノ鬣	三八三〇
ワラハ取ノ鬣	三八三〇
ワラハ鬣	三八三〇
引卷鬣	三八三〇
天松原	三八三〇
ツシ	三八三〇
額町形廻毛	三八三一
第三百十五册與馬部八	
鳥頭	三八三一
百會	三八三二
鎌骨	三八三二
サケ目	三八三二

カウキハ	三八三二
上頭	三八三二
元頭	三八三二
平頭	三八三二
頭中	三八三三
脊梁	三八三三
排鞍肉	三八三三
胸帶盡	三八三三
承盤肉	三八三四
太腹	三八三四
下腹	三八三五
ヒハラ 今元	三八三五
フタエ皮	三八三五
オリカケ	三八三五
オリホネ	三八三五
草分	三八三五
三頭 左 右 圓	三八三六
三日月骨	三八三七
鞭打	三八三七
尾株	三八三八

尾ノカト	三八三八	裏表	三八四〇
尾ノカシ	三八三八	カネ	三八四〇
四足	三八三八	本カネ	三八四〇
エタ	三八三八	表ノカネ	三八四〇
前膝	三八三八	裏ノカネ	三八四〇
小膝	三八三九	ウチコシ	三八四〇
内俣	三八三九	印	三八四〇
ハヒスネ今元	三八三九	金焼	三八四一
支爪	三八三九	オロシ印	三八四一
シンセキノキ	三八三九	雀	三八四一
木ノ下ノキ	三八三九	兩雀今元	三八四一
レウ門ノキ	三八三九	雀目結	三八四一
レウスヒノキ	三八三九	兩目結	三八四一
セウセキノキ	三八三九	重雁	三八四一
サンセキ	三八三九	三引兩丸	三八四二
キクツホノキ	三八三九	鹿笛目結	三八四二
リウカクノキ	三八三九	九今元	三八四二
サウツノキ	三八三九	引兩今元	三八四二
キウチヤウノキ	三八三九	琴柱	三八四二
五職	三八四〇		

第三百十六冊與馬部九

菴	三八四二	湯洗	三八四二
流輪	三八四二	スソ洗	三八四二
輪遶	三八四二	秣馬草	三八四三
丸引	三八四二	馬ノ藥	三八四三
兩四目結	三八四二	馬市	三八四四
九下山	三八四二	木馬 <small>附馬ノ筋</small>	三八四四
遠雁	三八四二	馬ノ目利	三八四五
松皮	三八四二	駒價	三八四五
三日月	三八四二	馬笈	三八四五
飛雀	三八四二	早馬	三八四七
羽折雀	三八四二	鶯	三八四八
小雀	三八四二	脊瘡	三八四八
菴下二遠雁	三八四二	夜眼	三八四八
文々字	三八四二	承露肉	三八四八
引量丸	三八四二	ツケスマヒ <small>強沛</small>	三八四八
有文字	三八四二	竹馬	三八四八
大輪遶	三八四二	三目結今元	三八四八
菴下一方	三八四二		
金堅今元	三八四二		
ツンサヒ今元	三八四二		



武家名目抄稿第三百四册

稿檢校保己一編

輿馬部

○車

平家物語云備問其後義仲院參しけるか官加階したる者の直垂にて出仕せん事有へうもなしとて俄に袍衣とり装束冠きは袖のかゝり指貫のりんに至る迄かたくななる事限りなし(中略)されとも車にかみ乗りぬ牛飼は八島の大巨殿の牛飼なり牛車もそなりけり逸物なる牛の居かふたるを門出るとて一すはへ當たらうになしかはよかるへき牛は飛びて出れば木曾は車の内にてあをのきにたふれぬ蝶の羽をひろけたるやうに左右の袖をひろけ手をあかいておきんくとしけれともなしかはをきらるへき木曾牛飼とはえいはてやれ小牛健兒よやれ小牛健兒よといひければ車をやれといふそと心得て五六町こそあかせけれ今井四郎鞭笠を合せて追付何とて御車をはかやうには仕るそといひければあまりに御牛の鼻か強う候てとそのへたりける牛飼木曾に中なほりせんとやおもひけんそれに

候手形と申者に取つかせ給へと云ければ木曾手形にむす  
とつかみ付てあつはれ支度や牛健兒かはからひか殿の様  
かとを問たりける

承久記云實朝建曆七年正月廿七日若宮へ參ツカセ給ヒテ  
車ヨリオリサセ給ケルカ細太刀ノ柄ノ車ノ手カタニ入タ  
リケルヲ知セ給ハテ打ヲラセ給ヒス

吾妻鏡云嘉禎元年正月十二日丙午將軍家御參鶴岡八幡  
宮御東帶云々

花營三代記云永和元年三月廿七日石清水八幡宮御參詣時午  
御出路次供奉人次第御馬御車自東寺前被

簾中舊記云正月二日は時のくわんれいへなり候御所さま  
御しやうそくめし候て車にめし候

増補家忠日記云慶長十年八月廿六日台徳院殿將軍宣下ノ  
拜賀トシテ車ニ駕シテ朝ニ入給フ

○唐車  
有職抄云應永二年正月七日鹿苑院將軍太政大臣ノ拜賀ノ  
時唐車ヲ用ヒラル牛車ノ宣旨ヲ蒙テ今日始テ牛車ニ駕

ス  
○唐鹿車

有職抄云明德三年八月廿八日相國寺供養ニ鹿苑院准后時ニ前左大臣准后ニテ唐庇ノ車ニ乗用セラル

○毛車

吾妻鏡云建久元年十二月十三日癸巳當時御車有三兩車被立置子六波羅御亭二兩者今日爲行政奉行被下關東佐々木左衛門尉定綱請取之以近江國疋夫送之云

又云貞永元年二月廿日自一條殿被進新調車是將軍家近日可有御上階之故也云々三月三日依爲鶴岳宮恒例神事午一點將軍家欲有御參宮改御車被寄先日到著之毛車當座被差御榻役對馬藏人仲尙獻之

建内記云永享二年七月廿五日御拜賀也大將御拜賀次第院左大臣義教于時大納言右大將當日早旦奉行家司奉仕寢殿以下御裝束(中略)毛車立門前右方

○檳榔毛車

吾妻鏡云建久元年十二月二日壬午右大將家御直衣始也藤丸薄色堅文織物奴色出薄色紅梅掛野御持笏給檳榔毛車

又云建保六年八月十五日癸丑鶴岳放生會將軍家御參宮供奉人行粧花美越例被用檳榔御車被召具一員也

上云々

又云文治元年四月廿六日今日前内府已下生勝依可入洛之間法皇爲御覽其體密々被立御車於六條坊城云々中剋各入洛前内府平大納言各駕八葉車上前後廢明物見云々

又云建仁元年九月十五日壬戌今日被遂行鶴岳放生會式月依八足門廻廊顛倒所延引也左金吾出御八葉山城左衛門尉村役御劔云々

太平記云天龍寺供養條此上ハ武家ノ沙汰トシテ當日ノ供養ヲハ執行ヒ翌日ニ御幸可有トテ同八月二十九日將軍并ニ左兵衛督路次ノ行粧ヲ調テ天龍寺へ被參詣ケリ(中略)其次ニ正二位大納言征夷大將軍源朝臣尊氏卿ハ八葉ノ車ノ鮮ナルニ籠ヲ高ク揚ケ衣冠正ク乗給ケル

庭訓往來云抑將軍家若宮御參詣事供奉日記被借有用有方候後日態可進候也其體殆令超過關東鶴岡八幡宮參詣候路次ハ八葉御車後車公卿一人騎馬殿上人前駐北面等美々敷綺羅羅天陣頭散花云々

有職抄云嘉禎四年二月廿三日七條將軍賴經上洛ノ後初テノ參内ニ八葉ノ車ヲ用ヒラル康曆三年正月十三日鹿苑院准后時一位大將ニテ恒例參内始ニ此車ヲ用ラル永享三年十二月十一日普廣院將軍子時一位大將ニテ新造ノ室町

普廣院殿御元服記云永享二年七月廿五日甲子申知天晴風靜大將御拜賀(中略)御車檳榔

○檳榔毛車

有職抄云建久元年十二月二日鎌倉右大將賴朝直衣始參内ニ檳榔毛車ヲ用ヒラル建武元年十一月十九日等持院將軍參議拜賀ニ檳榔毛車ヲ用ヒラル文明十八年七月廿九日常德院將軍大將拜賀ニ新調ノ檳榔毛ノ車ヲ用ヒラル應永十四年七月十九日勝定院將軍大將拜賀ニ檳榔毛ノ車ヲ用ヒラル康曆三年正月七日鹿苑院准后一位ノ大將ニテ節會參勤ノ時此車ヲ用ヒラル

建内記云應永廿六年八月十五日放生會也上卿内大臣殿(中略)於棟門下御乘車檳榔諸大夫立御榻廣橋大納言塞御簾

○檳榔毛鹿車

有職抄云永享九年十月廿一日將軍家ニ行幸ノ日也依テ普廣院將軍時ニ左大臣ニテ行幸以前先參内ノ時檳榔毛ノ鹿車ヲ用ヒラル

○八葉車

吾妻鏡云元暦元年十月廿四日己卯因幡守廣元申云去月十八日源廷尉叙留今月十一日聽院內昇殿云々其儀駕八葉車一扈從衛府三人共侍廿人於庭上舞踏撥劔笏參殿

○小八葉車

普廣院將軍新造ノ亭ノ移徙ニ八葉ノ車ヲ用ヒラルノ亭ニ移徙ノ時此車ヲ用ヒラレシ也文安六年三月十一日太平記云天龍寺供養條此上ハ武家ノ沙汰トシテ當日ノ供養ヲハ執行ヒ翌日ニ御幸可有トテ同八月二十九日將軍并ニ左兵衛督路次ノ行粧ヲ調テ天龍寺へ被參詣ケリ(中略)其次ニ參議正三位行兼左兵衛督源朝臣直義卷櫻老懸ニ蒔繪ノ細太刀帶テ小八葉ノ車ニ乗レリ

異本太平記云應和宗論條四番ニ正二位大納言征夷大將軍源尊氏卿ハ八葉ノ車ノ籠ヲ高ク卷上テ衣冠正シテ乘レタリ

○大八葉車

建内記云嘉吉元年十月廿日癸未今夕室町殿自ニ上御亭先還御伊勢入道宿所自御所當之方也被用御輿綱路次有警固人次自被許御出細川右京大夫持之朝臣當乾力也番頭等被召具之廿三日丙辰室町殿八葉自細川右京大夫持之朝臣宿所今日酉剋御移徙室町御第也云々大八葉御車

○網代大八葉車

吾妻鏡云建久元年十一月九日己未二品令參院內給申

刻自六波羅御出直衣網代車大八

有職抄云建久元年十一月八日鎌倉右大將頼朝上洛ノ後始テノ參内ノ時網代ノ大八葉ノ車ヲ用ヒラル

○網代車

吾妻鏡云建久六年六月三日丙辰將軍家若公一萬歲十御參内

觀網代車給

百練抄云曆仁元年二月廿三日乙亥將軍初參内直衣網代車文

今日被<sub>レ</sub>還任權中納言兼右衛門督

有職抄云嘉慶三年正月二日同准后參内始ニ網代ノ車ヲ用ヒラル

ヒラル

板坂下齋慶長記云慶長元年春秀頼三歲上洛(中略)此年參

内大なる車に秀吉公秀頼公利家女一人以上四人同車其跡

に家康公あしらの車井伊侍從そうかい持内大臣に任せられしなり

○廂車

吾妻鏡建久元年十一月卅日庚辰右大將家毛車并廂車御

裝束東御直衣御緒隨身舍人以下裝束皆悉自<sub>レ</sub>院被<sub>レ</sub>調下

○網代廂車

吾妻鏡云文應元年正月一日己巳今日有<sub>レ</sub>御行始之禮二仍任

例進<sub>レ</sub>覽庭上座著到<sub>レ</sub>就<sub>レ</sub>御點<sub>レ</sub>催<sub>レ</sub>供奉人(中略)未<sub>レ</sub>廻御

山なりおとし入は腰板の中へ入へし大すたれへりあひかは小すたれへりあを地のにしきうけをのくみ八筋ひらきとのかな物はちらし物なりしやくとうに白き紋ありはん

出御車網代廂

有職抄云康曆二年正月廿日鹿苑院准后大將ノ直衣始ニ網

代廂ノ車ヲ用ヒラル永享二年十一月九日普廣院將軍大將

ノ直衣始網代ノ廂ノ車ヲ用ヒラル

○繪網代車

吾妻鏡云建久六年三月九日甲午今日將軍家御<sub>ニ</sub>參石清水

并左女牛若宮等<sub>ニ</sub>依<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>臨時祭也御乘車網代若公被<sub>レ</sub>用

繪網代車<sub>ニ</sub>御臺所<sub>ニ</sub>八葉車<sub>ニ</sub>御衣<sub>ニ</sub>給

○半部車

吾妻鏡云建久元年十二月九日己丑前右大將家親<sub>ニ</sub>半部車

令<sub>レ</sub>參<sub>レ</sub>院給件車自<sub>レ</sub>院所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>調下也

又云建長五年八月十五日辛酉鶴岡放生會也<sub>ニ</sub>御參宮<sub>ニ</sub>之

間供奉人等參進云々其後御出<sub>中御</sub>東

武家儀式云半部車大將よりこれにのる執柄も大臣もとも

に是をもちゆるそてのあしろはしろし袖にうるしにてき

りの立枝をかく御家の袖の下はりは白きあられの紙にて

はるへしこしのたて板の外は小八葉のあしろなり内には

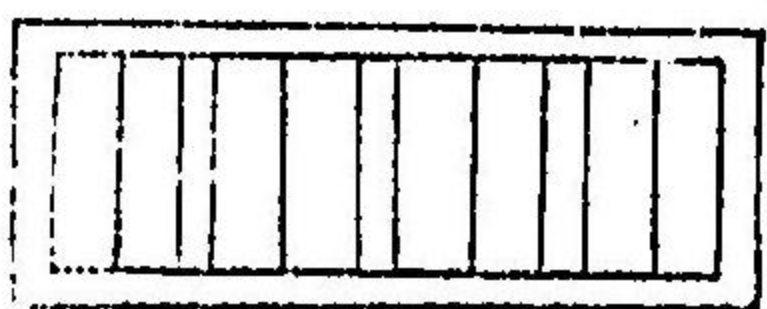
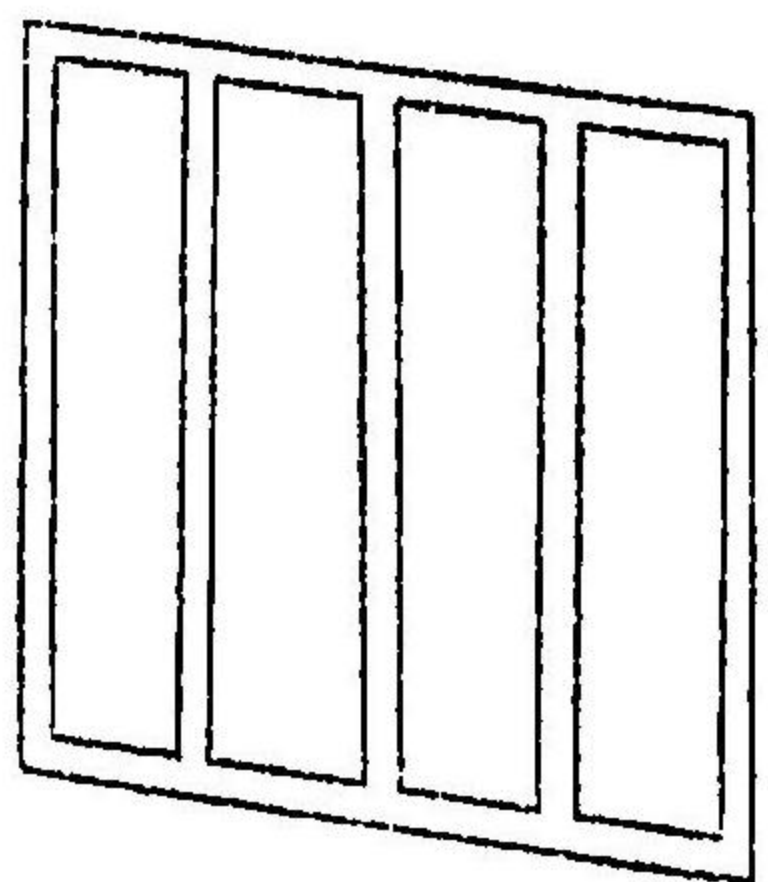
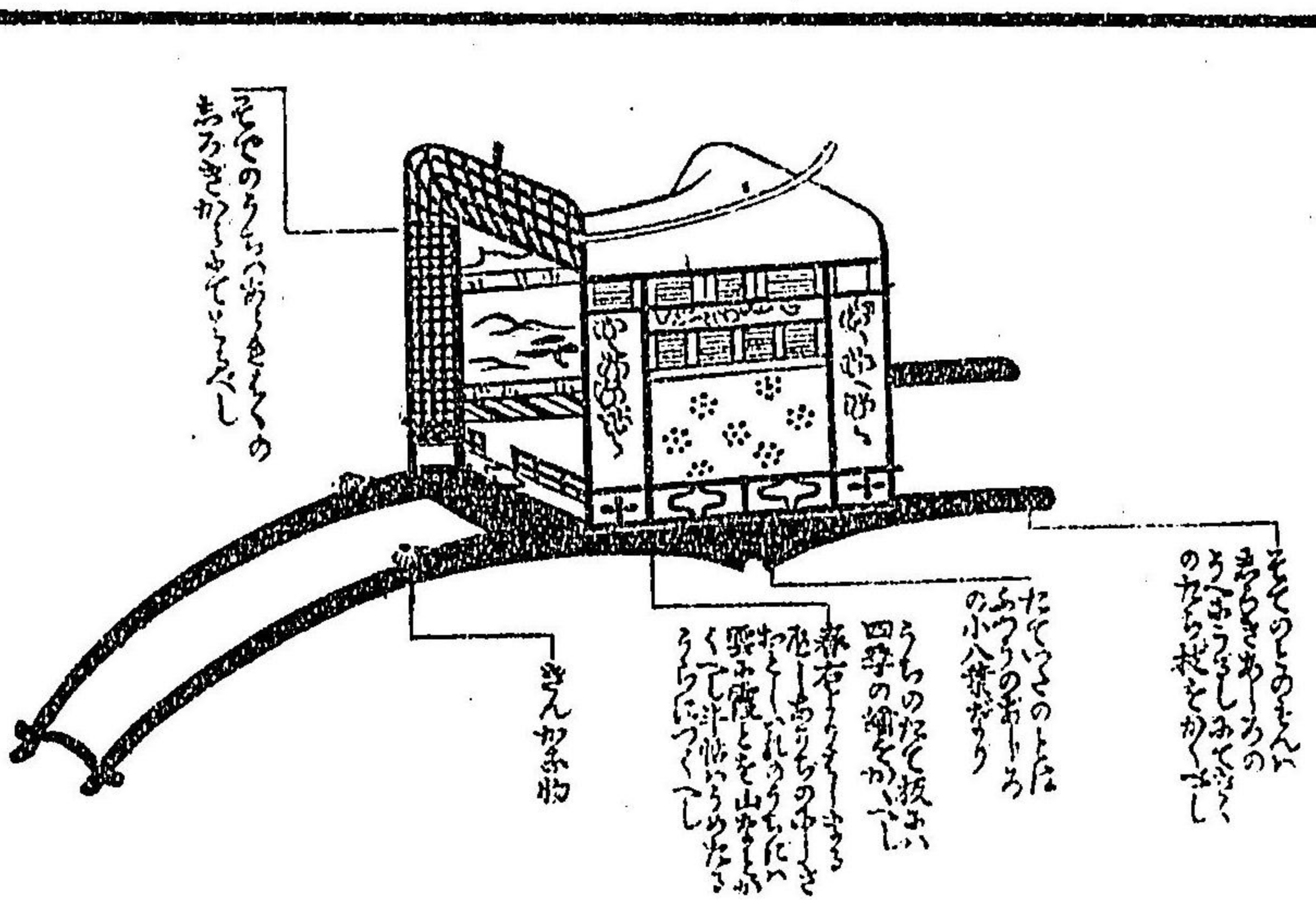
四季のゑをかゝ縁はあか地のにしき半部のうへはしろき

あしろ下はからしつかひ井にかきかねみな金銅なり物見

のおとし入外にはすたれのかたをかかうちには雲に鶴遊

てううけんのへりは火のかな物ちらしものなり御當家には大臣以前に外かな物なし諸家には大臣以前にも金物うつ例あり

有職抄云建久元年十一月九日鎌倉ノ右大將頼朝先日院ヨリ賜半部ノ車ニ<sub>レ</sub>駕<sub>ニ</sub>院參ス



武家名目抄稿第三百五册

塙檢校保己一編

輿馬部二

○輿

和名類聚抄云四聲字苑云輿音餘字或作輿和名古之車無輪也在車下與輿相連縛者也

吾妻鏡云壽永元年七月十二日庚辰御臺所依御産氣渡御比金谷被用御輿

又云建仁三年九月廿五日甲午左金吾禪室前將令下向伊豆國修禪寺給已刻進發給先陣隨兵百騎次女騎十五騎次御輿三帳次小舍人童一人負征箭後陣隨兵二百餘騎也

又云建保元年八月廿日戊子天晴風靜將軍家新御所移徙之御車自京都遲到之間被用御輿云々

又云曆仁元年二月十七日癸巳已剋御出野路宿先隨兵以下供奉人自庭上至路次二行座列寄御輿之後騎馬隆親卿以下於關寺邊見物云々于刻御入落著于六波羅御所世間新造給行列(中略)次御甲著一人次御背持一人次御小具足持一人次御引馬一足次歩走被召人即次御乘替二人童野侍

事の體誠にゆゝしくみえし

太平記云義貞自サテハ義貞ノ首相違ナカリケリトテ尸骸ヲ輿ニ乗セ時衆八人ニカ、セテ葬禮ノ爲ニ往生院へ送ラレ首ヲハ朱ノ唐櫃ニ入レ氏家ノ中務ヲ副テ潛ニ京都へ上セラレケリ

義貞記云奉公用御輿御車寄ノ事大旨老キ侍若者ノ役ニアラス中臈之態ナルヘシ更ニ推參ノ儀ニアラス御妻戸開レハ大庭ニ畏ヘシ

滿濟准后記云正長二年八月十七日今日室町殿様八幡御參詣御輿四被用鹿苑院殿御召輿畢此御輿先年八幡御幸時院御所へ被進呈今度又被申請也云々

建内記云永享十一年六月九日乙酉今日室町殿渡御三寶院京坊也依關東御退治事御祈成申故云々内々御輿也岡本記云御とももの時もし雨ふりて御こしにあまおほひかり候は、御とももの衆の事もかさすへしあまおほひかり候はすはさすへからず

常照愚草云大名衆輿之内に太刀を被入候外に又被持事も候哉先大かたは可被持儀候自然又輿の内へも可被入候は外の事は可爲略儀候但用心所に可被持候は法の外候

右童征箭次御輿被上御輿御輿東次著水干一人各野云々候御輿左次御輿御布衣御力者三手

吾妻鏡脫漏云安貞元年正月九日己未已剋將軍家御行始輿入御武州亭

梅松論云結城太田大夫判官親光か振廻誠に忠臣の儀をあらはしければ見る人は申に不及聞傳ける族までも讃ぬ者こそなかりけれ去程に東寺の南大門に大友か手勢二百餘騎にて打出たり親光か一族益戸下野守家人一兩輩召具て殘る勢を九條邊にとめ置て大友に付て降參のよしを偽て云ければ大友子細に不及とて樋口東洞院の小河を隔てうちつれて行けるに大友申けるは將軍の御陣近く成候は、法にて候御具足を預り申さんと云ければ親光我等御方に參は頓て一方をも仰蒙て忠節を致すへきに戰場にをいて具足を進む事面目なしといへとも御邊を頼奉るうへは恥辱になさぬやうにはからひ給へとて帶する太刀を指上て河を西へかき渡す其時子細なく大友御對面の後可進のよし云て太刀をうけとらんとする所にさはなく

て馳並て拔打に切る大友すきをあらせずとくんで親光は其場にて討る同親類一所にて十餘人引組々々討死す大友は目の上を横さまに切れたりけるか大事の手なりければ鉢巻にて頭をからけ輿に乗て親光か頭を持參しける

今川大雙紙云御こしをよするをはいさするといふ也家中竹馬記云もとくは宿老の大名も御出仕は馬上也輿に召事は稀也況若大名は馬上也

奉公覺悟記云御こしと馬上の事たとひこしのりてはさしてもなきともからなり其馬をふかくとうちのけてこしをとおすへし勿論さもとしたる仁にて候は、下馬候て可然候也

御供古實云御こしの時御供衆覺悟之事雨もふり路次もあしく候へはたてむしろを引出してたてられ候てかきに御かけあるへし然其前のすたれをおろされ候はてはわるく候是は向ひ候風に雨つよく入候ての事にて候たてむしろは此時の用計にて候

供立日記云公方様御參内の事御輿の物見何もあき藤も三方共に上られ御立烏帽子すいかん御扇もたせらるゝなり

蟠川記云輿の油單の事ぬり輿はかゝり候はす候但旅の時

はかゝり候事も候板輿にはかゝり候公方様御輿に油單かけられ候事見及不申候一段風雨候へはかけられ候由候然者御供衆笠さし候御臺様杯の雨にも御輿ゆたんかけられ候

走衆故實云惠林院殿慈照院殿御代勢州貞宗藤民部殿とに被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御尋<sub>一</sub>事有<sub>レ</sub>之洛中にては雨降候共御興に油單かゝらす候由貞宗被<sub>レ</sub>申藤民部殿洛中にてはかゝる由被<sub>レ</sub>申相論不<sub>レ</sub>休然に貞宗申分たるへき由被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>候貞宗はかやうの儀藤民部儘に覺申様申候條私の不覺候歟藤民部申様可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>賞の由被<sub>レ</sub>申處たとひ藤民部如<sub>レ</sub>申たり共殿中法度はつれ候間伊勢守可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>曲事由被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>云々然に貞宗藤民部に談合ありしと也かゝりて可<sub>レ</sub>然之由被<sub>レ</sub>申候

甲亂記云<sub>中落條</sub>三月三日既ニ新府ヲ立出玉フ兼テハ夫馬三百疋人夫五百人可<sub>レ</sub>出<sub>一</sub>國中へ被<sub>レ</sub>觸ケレ共早一國中騷立テ地下人悉山野ニ逃迷間馬一疋モ夫一人モ不<sub>レ</sub>來北方モ兼テハ御興ニテトアリケレトモ興昇一人モ不<sub>レ</sub>參サテアルヘキニアラサレハアヤシケ成夫馬一疋尋出シ草鞍ヲシキ是ニ打乘奉ル夢ナル哉昨日迄ハカリツメノ御方遠御物詣ナトニモ十町廿丁ノ興ヲ昇雙百騎二百騎ノ騎馬ヲ前後ニウタセ親々堂々ノ御班ナリシカ今懸御消息御心中推量シテ哀也

大館常興記云天文十一年卯月八日今日未刻還御也云々御興何御供衆は御劍役左衛門佐其外上野興三郎細川三郎四郎佐々木民部少輔伊勢守同朋公春阿何もちに參勤ほ

ともかきによつてなり

○四方興  
鹿苑院殿御元服記云永和元年三月廿七日石清水八幡宮御社參當御代始御裝束如<sub>レ</sub>例<sub>御出<sub>新造</sub>自<sub>東寺</sub>御興<sub>方</sub></sub>同  
康富記云<sub>應永八年五月十三日北<sub>山殿坂本御成供奉注文</sub>御所<sub>四方</sub>青蓮院殿<sub>同</sub>上乘院殿</sub>

花營三代記云應永卅年<sub>癸卯</sub>十一月二日自<sub>善法寺</sub>御社參御淨衣四方興<sub>力者十<sub>二人</sub>自<sub>役人</sub>淨衣</sub>普廣院殿御元服記云正長二年八月十七日八幡御社參始御出卯刻御興四方

滿濟准后記云正長二年九月十六日今日室町殿様日吉御參詣供奉御相雲客悉參集<sub>中略</sub>御四方興<sub>調</sub>云々

建内記云嘉吉元年三月十日<sub>未<sub>丁</sub>室町殿令<sub>參</sub>詣石清水八幡宮<sub>給御淨衣御四方興如<sub>レ</sub>例</sub></sub>

又云五日庚子<sub>未<sub>詳</sub></sub>早旦著<sub>直垂</sub>參<sub>室町殿</sub>今日可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>八幡社參<sub>云々</sub><sub>中略</sub>次於<sub>中門廊西簀子</sub>御乘興<sub>御興兼卷<sub>上</sub></sub>之<sub>御後御垂<sub>之力</sub>立<sub>三</sub>手<sub>三</sub></sub>寶院被<sub>レ</sub>召進<sub>袂衣口削</sub>

海人藻芥云四方興僧俗皆用<sub>レ</sub>之手興興是者或寺中於<sub>社</sub>中<sub>用</sub>之張興僧俗一向内々時用<sub>レ</sub>之駕柄興是者田舎等用<sub>レ</sub>之當時板興ト云物ナルヘシ

○片庇四方興

日吉社室町殿參詣記云應永九年九月十一日<sub>成室町殿准三</sub>后從一位前左大臣征夷大將軍源義滿公辰上剋出<sub>二</sub>御片庇<sub>一</sub>四方興御狩衣直衣云々

○棟立興

鎌倉年中行事云正月五日ノ夜御行始管領へ御出恒例也公方様御直垂御紋桐御棟立方者昇申也

花營三代記云應永廿八年<sub>辛丑</sub>十一月二日管領評定始出仕始

騎馬五番<sub>路次ハムネマヲ<sub>コシ</sub>衣ケサナリ</sub>

蟻川親元記云寛正六年八月廿二日<sub>丁</sub>若君様自<sub>御産所</sub>鳥丸殿へ御移<sub>御興</sub>立

女房故實云御なりの事正月二日はときのくわんれいへなり候御所さま御しやうそくめし候て車にめし候上さまは御むねあけにめし候御力者かき<sub>り</sub>

○棟上

藤中舊記云正月二日は時のくわんれいへなり候御所さま御しやうそくめし候て車にめし候上さまは御むねあけにめし候御力者かき<sub>り</sub>

○網代興

鎌倉年中行事云<sub>正月十一日<sub>御評定始條</sub></sub>管領へ大御門ノナラヒ南ノ小

門ヨリ被<sub>レ</sub>參評定奉行政所間注所其外ノ衆中ハ皆面ノ御門ヨリ出仕網代興也馬ニテ出仕ノ方モアリ

花營三代記云應永廿八年辛丑三月廿一日<sub>甲</sub>此御所ヨリ御網代興也三條坊門八幡へ御社參有布衣六人近衛河原ヨリ

乘馬也坂本大鳥居マテ乘馬也一七箇日吉有<sub>二</sub>御參籠<sub>一</sub>

建内記云永享三年三月二日室町殿今日渡<sub>二</sub>御一條大宮素玉房庵室<sub>一</sub>也自<sub>被<sub>レ</sub>庵</sub>御<sub>乘移</sub>網代御興<sub>渡</sub>御梶井御門跡<sub>云々</sub>

又云嘉吉元年十月廿日癸丑今夕室町殿自<sub>上御亭</sub>先還<sub>二</sub>御伊勢入道宿所<sub>一</sub><sub>自<sub>御所</sub>當<sub>之</sub>方<sub>被<sub>レ</sub>用</sub>御興<sub>網路次有<sub>二</sub>警固人<sub>一</sub></sub></sub>

康富記云文安元年正月十日室町殿有<sub>二</sub>渡<sub>一</sub>御於管領島山左衛門督入道宿所<sub>中略</sub>御母堂大方殿同有<sub>二</sub>御出<sub>一</sub><sub>網代御興也<sub>御力者昇</sub></sub>

女房達出<sub>二</sub>車<sub>一</sub>二兩<sub>云々</sub>

親長卿記云文明五年八月廿八日今日細川宗明<sub>九</sub>出仕始也<sub>中略</sub>宗明<sub>網代興力者<sub>六人</sub>昇<sub>之</sub></sub>小者中間等及<sub>二</sub>數十人<sub>一</sub>騎馬三騎云々

志田草紙云信太の庄を半分わけてはうへへまいらせらるはうへなめならすに御よろこひ有て小山のたちへをしよせ給ふをやまなめによりこふてひとつにはむこ

いり又はよろこひの所知いりなりければあしろのこしは

八ちやうはりこしは十二ちやうそうしてきは、三百騎上  
下はなめきゆ、しくしてまたの館へそうつられける

關東兵亂記云 公方鶴岡 御參詣條 小田原ヨリモ路次ノ掃除以下大道

寺ニ被<sub>レ</sub>仰付<sub>ニ</sub>北條左衛門大夫多目周防守下方彈正遠山丹

波守以下江戸川崎神奈川鎌倉マテ傳馬其外御供ノ人々ノ

馳走トシテ道中ヲケイコス公方様ハアシロ與ニメサレ關

宿ノ城主築田中務大輔御太刀ヲ持一色刑部少輔御クツノ

役吉良左兵衛佐御唐笠ヲ仕ル

越後軍記云 鎌倉上 洛條 公方上意ニ北條氏康退治ノ爲粉骨ヲ盡

サレ未タ其休暇間敷候ノ所ニ早速ノ上洛感悅ノ至リ淺カ

ラス自今以後關東ノ管領職ニアツテ有道順理ノ政ヲ施シ

權柄ヲ執テ非義邪慾ノ族ヲ懲シテ廉直ノ徳政ヲ專ト致ス

ヘシト辱ナクモ御諱ノ輝ノ字ヲ賜テ管領上杉彈正少弼藤

原朝臣輝虎ト稱セラレ且綱代ノ與ヲ免許アリ並ニ文ノ裏

書御許シアリ云々

甲陽軍鑑云景虎上洛ありて公方光源院義輝公へ景虎御禮

申上猶以管領職ヲ申請然モ義輝の輝と云字を被<sub>レ</sub>下其上

綱代與文の裏書公方様よりゆるされ候て上杉輝虎ト此頃

は申候

増補簡井家記云弘治三年夏五月上旬上杉彈正少弼景虎五

朝倉彈正左衛門入道とのへ

三内口決云塗與方與之代也當時ハ車之代諸家の與は有<sub>レ</sub>

廂<sub>ハ</sub>無<sub>ル</sub>廂<sub>ハ</sub>無<sub>ル</sub>廂<sub>ハ</sub>無<sub>ル</sub>廂<sub>ハ</sub>無<sub>ル</sub>

滿濟准后記云正長二年九月廿二日室町殿御下向御行粧珍

重候(中略)管領已下大名主人塗與騎馬濟々供奉

室町殿醒醐登山日記云永正十五年七月十七日自<sub>ニ</sub>早旦<sub>一</sub>僧

正房予兩人出<sub>ニ</sub>仕拜殿<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>待<sub>ニ</sub>刻限<sub>一</sub>辰半剋御成御供衆細

川右馬頭同駿河守島山七郎伊勢左京亮同兵衛助其外伯中

將藤兵衛佐供奉直阿彌御走六人御小者等如<sub>レ</sub>當(中略)武

家御登山之事於常山初例歟然而今度御塗與被<sub>レ</sub>上事先規

無<sub>レ</sub>之座主御登山之時御手與之外者不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>用之條如何之

由及<sub>ニ</sub>沙汰<sub>一</sub>雖<sub>レ</sub>然去四月叙山中堂供養御登山之時雖<sub>レ</sub>無<sub>ニ</sub>

先例<sub>一</sub>依<sub>ニ</sub>雨儀<sub>一</sub>御塗與也

常照愚草云ぬりこしの御免の事三職は不<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>御免<sub>一</sub>其外

國持并大名なと乗つけられ候家々代替の時御免を申され

候也其時はすたれを上げて乗用也(中略)入道には不<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>御

免<sub>一</sub>由候へともいかに候哉赤うるしにもこき赤うるしく

り色なと次第有<sub>レ</sub>之事也

又云ぬりこし御免の事大名國持にても無<sub>レ</sub>之衆は御免申

上候てもすたれをおろして乗用也奉公方はいかに分限あ

千餘人ニテ上洛シ細川右馬頭藤孝ヲ以爲<sub>ニ</sub>奏者<sub>一</sub>公方義輝

公ニ謁シ吉光太刀一腰黃金三十枚駿馬一疋獻<sub>レ</sub>之(中略)

公方ヨリ諱ノ一字ヲ賜リ綱代與ヲ赦シ給ハル

松隣夜話云永祿三年庚申二月上旬相州北條氏康公大藤金

谷多島九島等ノ若老ヲ會シ評定有テ云ク北越ノ景虎入道

謙信都へ上リ公方ニ謁シ關東ノ管領職ヲ玉ハリ諱字ヲ申

受ケ輝虎ニナリ綱代ノ與ヲ被<sub>レ</sub>許云々

○綱代棟立與

鎌倉年中行事云正月廿三日鶴岡御社參公方様ハ香ノ御直

垂ニ精好ノ大口御直垂付<sub>レ</sub>之御小袖白綾烏帽子ヲ被<sub>レ</sub>召綱

代御與前ニ如<sub>レ</sub>書御力者御與昇申

康當記云嘉吉二年八月廿二日庚戌畠山左衛門督入道管領

職之出仕始也午剋也出立之儀衣袴也乘<sub>ニ</sub>綱代與棟立<sub>一</sub>騎馬

十人 左右五番也淺 貫直垂如<sub>レ</sub>常

○塗與

鎌倉年中行事云正月廿九日雪下今宮へ御參詣アリテ直ニ

瀬戸ノ三島大明神へ御社參御先ニ御劍被<sub>レ</sub>參其次ニ御

馬ヲ被<sub>レ</sub>牽其後公方様御出御與赤漆御單物也

御内書引付云就塗與御免之儀太刀一腰馬一疋 印雀 目結 鷲眼 方

疋到來悅入候仍太刀遣<sub>レ</sub>之候猶貞忠可<sub>レ</sub>申候也四月廿二日

りとも乗用候事は無<sub>レ</sub>之所勞なるときはいたこしにす

たれおろし乗る事は法外非<sub>ニ</sub>制限<sub>一</sub>也

義輝將軍御元服記云四月廿一日御元服之次第(中略)廿三

日御祝如<sub>ニ</sub>先規<sub>一</sub>三ヶ日之御祝過而與之時にて御一獻參亂

舞にて大御酒長光御打刀進上之彼家重代之由候也御一獻

過候て亥剋斗に御座所へ還御也御塗與御烏帽子直垂也

走乘故實云永祿三二月六日 壬 御參内 郷有<sub>レ</sub>之 二番御物

ゆたか赤段子 二に桐の丸紐 二人して昇(中略)次御物奉行松田丹後守松田

主計允何も烏帽子上下馬上也次觸口四人 一人はい 次御與

昇一人次御小者六人次走乘六人(中略)御のり與赤き水干

立烏帽子也

蝮川記云與の油單の事なり與はかゝり候はす候但旅の時

はかゝり候事も候板與にはかゝり候云々

毛利家記云殿下様御成巳刻御冠白キ御服黒キ御裝束指貫

ハ淺キ也御劍ハ石田木工頭御腰物ハ長谷川右兵衛持<sub>レ</sub>之

御車寄迄塗與ニ召サセラレシ御武器ハ御長太刀二ツ總梨

地御カラ笠白キ幣ニ入

増補家忠日記云慶長十年八月廿六日台徳院殿將軍宣下ノ

拜賀トシテ事ニ駕シテ朝ニ入給フ行列(中略)八番塗與之

○張輿

太平記云俊基被青侍ニ後藤左衛門助光ト云者アリ主ノ俊

御參詣女中御衆悉御はり輿也

蟻川親元記云寛正六年七月十七日壬戌上様石山寺本尊自去月明帆

基召取レ給シ後北方ニ付進セ嵯峨ノ輿ニ忍テ候ケルカ俊

年中恒例記云北野御經堂へ渡御先松梅院へ御成アリテ御

基關東へ被召下ニ給フ由ヲ聞給テ北方ハ堪ヌ思ニ伏沈テ

裝束を被レ改經堂へ渡御松梅院ヨリ經堂へハ御ハリ輿又

歎悲給ケルヲ見奉ニ不堪レ悲シテ北方ノ御文ヲ給テ助光

還御上松梅院ニテ御直垂ヲメサレテ一獻マイル

忍テ鎌倉ヘソ下リケル今日明日ノ程ト聞エシカハ今早斬

志田草子云信太の庄を半分わけてはうへにまいらせら

レモヤシ給ヒツラント行逢人ニ事ノ由ヲ問々程ナク鎌倉

るはうへななめならずによるこひ有て小山のたちへお

ニコソ着ニケレ右少辨俊基ノヲハスル傍ニ宿ヲ借テ何ナ

くらせ給ふをやまなめによりこふてひとつにはむこい

ル便モカナ事ノ子細ヲ申入ント伺ケレトモ不レ叶シテ日

り又はよろこひの所知いりなりせればあしろのこしは八

ヲ過シケル處ニ今日コソ京都ヨリノ召人ハ斬レ給ヘキナ

ちやうはりこしは十二ちやうをうしてきは三百騎上下

レアナ哀レヤナント沙汰シケレハ助光コハ何カセント肝

はなめきゆしくしてまたの館へをうつられける

ヲ消シ此彼ニ立テ見聞シケレハ俊基已ニ張輿ニ乗セラレ

東遷基業云安國寺惠瓊は關原合戦敗れて後は潜に參議秀

テ粧坂へ出給フ爰ニテ工藤二郎左衛門尉請取テ葛原岡ニ

元の陣所に隠れ居たりしか秀元も内府へ内通の由を聞て

大幕引テ敷皮ノ上ニ座シ給ヘリ

一通の書を秀元へ殘し置て逃れ去れり(中略)吉川侍徒よ

花營三代記云應永廿九年壬寅十二月廿一日爲ニ定勝大御所

り栗屋十郎兵衛を鞍馬へ遣して惠瓊を搜し求る由聞えけ

様御代官御方御所様八幡宮ニ御參籠自ニ向御所ニ出先三

れは彼寺を忍ひ出て六條に隠れ居たりこゝに佐々木浪人

條坊門八幡御社參御參始也自ニ其直ニ有ニ御社參ニ御輿ハリコシ

落髮して其名を樂鎮といひし者あり安國寺か住所を聞付

御力者十二人

先年主君の領地を沒收せられしは石田と安國寺か計ひ也

季瓊日録云長祿二年十二月十七日來廿日依ニ妙法院御成ニ

と聞置る故此時遺恨をはらさすはいつの時をか期すへき

先於ニ輿善院可ニ乘テ御輿與ニ之山被レ定也

とて輿平美作守に彼か住所を告知せけりこれに依て美作

板輿の類とみゆ

○チリトリ

常照愚草云ぬりこし御免の事(中略)自然忍て乗用の時は

ちりとりのにのり候てなとひひけの詞申事も有レ之

○長柄輿

秀頼事記云板倉伊賀守ヲ召シテ明日巳刻可有ニ參内一如

レ例不可有ニ天酌云々伊賀守曰傳奏曰御乗物可レ到ニ長橋

局前ニ但長柄輿不可有ニ入ニ禁中築地之中云々

松原自休手録云板倉伊賀守カ曰ク傳奏ノ曰ク肩輿可レ至ニ

長橋局前ニ但長柄ノ輿不可有ニ入ニ禁裡築地ノ内ニ

○手輿

和名類聚抄云唐令云行障六具分左右夾車其次腰輿和名太

源平盛衰記云和名太サテモ大介ハ捨ヨ捨ヨト云ケレトモ

子孫ナコリヲ惜ミツ、輿ヲ寄テ具シ申サムト云ケレトモ

大介終ニ乘ラヌ義澄以下ノ子孫ハ父ヲハ捨テ、泣々主君

ヲ尋ネ奉リテ夜中ニ栗濱ノ御崎ニ出テ船ニ乗テ安房方へ

漕行ケリ其外ハ三騎五騎ヌケ々々ニ落失ケル中ニ年頃ノ

郎等共ノ有ケルカ主ノナコリヲ惜ミ田輿ニ乗セテ昇テ出

ツ大介云ケルハ我ハ子孫ニ暇ヲ乞テコ、ニテ死スル者也

イカニカクハスルソ只捨テ行トテ扇ヲ以輿昇共ヲ打ケレ

○板輿

二水記云大永六年二月十六日今日石清水社遷宮也(中略)

室町殿於善法寺ニ被レ著ニ御淨衣和名太細御下結御乘輿與

崇恩院内府記云天文十一年三月廿八日己酉柳營今日自

坂本ニ御入洛御乘馬也以ニ相國寺法住寺ニ假爲ニ御所ニ被レ充

吉方故云々若公御板輿同渡ニ御相國寺ニ也御臺御方同前陽

明前關白塗輿資將朝臣騎馬也

蟻川親俊記云天文十一年三月廿八日己酉若君御板輿御供

大館左衛門作殿佐々木小原

光源院殿御元服記云天文十五丙午歲十二月十八日辛丑公

方家并若君從ニ東山慈照寺ニ到ニ坂本ニ御成同日若君御先江

御成也御服縫物御長絹下計也御下髪并御本結色々也被レ

召ニ板輿ニ被レ卷ニ揚御簾ニ事御見物同前也

按、板輿は後にいふ長柄のことくきこゆれば海人藻芥

に駕柄とあるは長柄の誤なるらんもはかるへからずさ

て結城戰場繪詞に持氏卿の若君の乗たる輿を通るあり

トモ一里計ノ昇モテ行ク云々

庭訓往來云唱導事申入候之處臨ニ其期ニ手輿可レ給ニ御迎也

二水記云永正十五年四月三日傳聞武家今日御登山從坂本ニ云々山上手輿之外不用雖ニ然武家依ニ御懇望ニ御宿坊迄御板輿

武林雜話云戸澤道雪をは是も秋月に被ニ追放ニたる立花か跡をとらせ立花道雪と名乗らせ粕屋郡立花の城に置是は左近養父也(中略)道雪は若き時雷火にあたり足癱行歩不レ叶により常に手輿にのり候ニ尺七寸斗の高田打の刀種カ島の鐵炮一挺三尺斗の手棒壹本うて貫を付いつも手輿に入長き刀斗の若侍走衆と名付百人かちにて召連られ軍始れば手輿を此走衆共輪番にかき申候

○釣輿 聚樂物語云 白井備後 清左衛門開ていとやすき御事にて候法印も其趣申付候とてふるきつりこしにのせ白井は大雲院の御寺にて腹さる

板坂卜齋慶長記云慶長元年春秀頼公三歳上洛日本大小名裝束にて馬に乗伏見より京迄十間に一騎口とり二人侍一人小者一人つゝ也(中略)大小金ののしつけ犬に唐織させ

義發後覺云中頃ノ事ナルニ信州ヨリトテ美目姿世ニ美敷上臈女房結構ナル乗物ニ乗テ日本ノ手書ナルニ因テ都へ出世ノ爲ニ上リ給フ早ク上リ給ハテ叶ハヌ上臈ソトテトコトモナク宿送リニシテ上セケリ漸々上ル程ニ草津ニ著ニケリ或ル大キナル宿ニ入レ奉ケルカ主出テ見レトモ乗物トモニ座敷ヘカキコミケレハ女臈ヲ見ルヘキ様モナシ

大友興廢記云 日田水勝と小冠 永勝をめして小冠者とすまふをとらしめんために勅使を豊後へさし下さる永勝ちよくめいにしたかひ上らくすすてに宿所をたち出行に道に川あり美女布をあらひある永勝かのり物ちかくたちよる駕のうちより手を出しければ女永勝か手を駕の戸のうちにかた手にてをしつくる

愚耳舊聽記云 波岡貴 弓引武士壹人もなく皆々降参したりけるさる程に波岡殿に付添ふ者もあらはこそ我と乗物にのり給ひ

見聞雜錄云肥か御所信意は京都へ登り難波へ行國へ歸り平生遊山計をして行先毎に兎角餅數奇にて信長より殊の外御憐愍有て萬事入用次第と有レ之二代樂に暮されしか陸路の往來には乗物をも疊ニ疊宛敷程にし拵へ乗物之棒

引繩紅烏さしさをいつれも十五より内のものおもひくの出立五十餘輩馬三疋鞍置大ふさ土佐駒其次にみせつりこし一挺次につりこしに秀頼公乳母にいたかれ供の女房衆つりこし三十一云々

○乗物 平家物語云 判官 去程に判官の都より引具せられたりける十餘人の女房たちをは住吉浦に捨置きたりければ或は松か根苦の筵にたふれふし或は濱の砂の上に袖かたしいて泣居たりけるを住吉の神官是を憐れんて乗物共をしたて、皆京へを送りける

島山記云公方ヤカテカノ伯母君ト一ツ乗物ニメシテ籠ヲ御出アリテ北國へ落サセ玉フ

清正記云主計頭御話に御武勇天か下をたなこいの内に御おさめなされ御歸陣あるに尾州中村は御在所をかしかは御一宿あそはし候は、日本の外聞にて候と申上られしかは秀吉公御機嫌よろしく能も申上し御一宿なさるへき旨仰出さる主計頭内用意として中村に黄金つかはしをさしかはこも垣杉垣一日に結構せしかは秀吉公御満悦おはかたならす道すから主計を御乗物の右に召御挨拶申上しかは岡崎より中村まで九里の處を歩にて供奉なり

を二本合にしてかすかいを以て、見苦敷故黒漆に壁し由依レ之其後も棒を壁候事常之國主ハ不成伊勢國司飛騨國司奥州國司但し土佐を入ても三國司と云一鎮守府三國司是は日本武士の高家と崇る故外の武家にて乗物棒黒壁不成は此時よりの格例也

板坂卜齋慶長記云秀吉公伏見より京へ御上之時三奉行衆御咄之衆合而五十人之内二十町程御先へ朱柄虎皮なけさや鍵二十充まつすくにたて、持とをくよりもうへの御成とみゆるなり(中略)御供之騎馬さいけんなし見渡しの道なれば御乗物にて御通り候に竹田道は騎馬間近く見ゆれと下馬はせず云々

慶長見聞記云二月廿五日加賀大納言利家病中ナカラ從ニ大坂ニ家康公へ爲ニ御見舞ニ御登家康公小船ニテ迎ニ御出被レ成(中略)家康公ハ先へ御歸被レ成候利家御屋敷ノ下ヨリ舟ヨリ上リ乗物ニテ御屋敷へ被レ參候加藤主計頭長岡越中守淺野左京大夫乗物ノ傍ヲ咄ナカラ歩行ニテ同道也

大坂軍記云廿七日傳奏より明日可在ニ參内ニ之旨申來候大御所被レ仰出ニは如レ例大綱不可有レ之旨傳奏まで言上板倉伊賀守勝重申上ル傳奏被レ申候ハ御乗物は長橋の前



までも召候へし長柄輿は御築地の内へ不<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>由也  
義光物語云慶長十八年の夏より義光公異例の心地有けれ  
は様々治術を盡されけれ共追日悪布のみ成行ける間俄に  
思ひ立給我數年家康公の御厚恩を深く蒙しに最後の御目  
見も不<sub>レ</sub>仕此まゝにて相果なは無念の次第成へきとて同  
年の九月駿河へ參府ありければ則本多上野介上使にて病  
氣の事なれば御縁迄乗物にて可<sub>レ</sub>罷出<sub>レ</sub>之由被<sub>レ</sub>仰下<sub>レ</sub>ける  
間一入難<sub>レ</sub>有おもひ給ひ上野介殿御同道にて登城し給ひ  
ける

○乘家郎從卒志令<sub>レ</sub>乗者其主人可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>越度<sub>レ</sub>者也但公家門  
跡並諸出世衆者非<sub>レ</sub>制限<sub>レ</sub>  
○肩輿  
難波戰記云秀頼公征夷大將軍源秀忠公ノ御娘ヲ以秀頼ニ  
嫁セシメ玉ヒケレハ世ノ覺モ大形ナラス位正二位ニ叙シ  
官右大臣ニ任シ攝州大坂ニ居城座シ富貴榮耀ノ内ニ成長  
シ御年既ニ十九歳ニ成セ玉フ然レトモイマタ帝都ノ地ヲ  
踏玉ハス幸ニ大御所駿府ヨリ御上洛有テ御座有ハ爲<sub>レ</sub>御  
對面<sub>レ</sub>且ハ故太閤秀吉公ノ御席へ御參詣ノタメ慶長十六  
年三月廿七日難波ノ津ヲ御發駕有テ翌日廿八日ニ伏見ヨ  
リ肩輿ニ召テ花洛へ赴セ玉フ

松陰私語目錄云橫瀬國繁歡樂乘物にて張陣事  
東遷基業云<sub>關原</sub>合戰條 吉隆其日の裝束には肌には練衣の二ツ  
小袖上には白布に羽蝶を墨にて書たる鍔直垂を著し朱の  
佩楯に朱の頬當して甲冑は不<sub>レ</sub>著白青の絹の覆面に顔さ  
し入て頬當下にて紐を結び四方取放しの乗物に乗て近習  
の兵にかゝれけると也

大坂軍記云將軍御一騎にて歩行者廿人斗はらくに御供  
なり左馬介筑前守兩人の方へ御馬を乗掛させ給ふ兩人御  
馬の左右の口に取付(中略)城の方へ御通り成候ゆる少御  
供申候へは残り候へとの上意にて兩人は備場へ歸り候暫  
有て本多佐渡守山乗物に乗甲計着し濫帷子著て濫圍扇に  
て蠅を拂ながら罷通り候是は御供と見えたり

松榮記事云<sub>元和元年乙卯七月七日武家ノ法令十三箇條</sub>一雜人恣不<sub>レ</sub>  
可<sub>レ</sub>乘<sub>レ</sub>輿<sub>古來依<sub>レ</sub>其人<sub>一</sub>無<sub>レ</sub>御免<sub>一</sub>乘家有<sub>レ</sub>之御免以後</sub>  
乘家有<sub>レ</sub>之然近來及<sub>レ</sub>家郎諸卒<sub>一</sub>乘輿誠濫吹之至也於<sub>レ</sub>向  
後<sub>一</sub>者國大名以下一門之歷々者不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>御免<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>乘其外呢  
近之衆并降陰兩道或六十以上之人或病人等御免以後可

○山乗物  
建武年間記云去年八月三條河原落書云ハサラ扇ノ五骨ヒ

仕  
鹿苑院殿嚴島詣記云康應元年三月十一日御社ふしをかま  
せ給て御前の濱の鳥井のほとりよりかこにて御舟にうつ  
らせ給へり  
北條五代記云憲實かさねて都鄙の軍勢をもよほし結城の  
館にをしよせ嘉吉元年四月十六日にせめおとし兩人の若  
君を生捕なり籠輿にのせ申長尾因幡守御供仕上洛する所  
に上意下て濃州垂井の道場にておなしき年中御生害な  
り

甲陽軍鑑云小幡豊後守善光寺前にて土屋總藏を奏者に憑  
御目見に仕豊後巳の年霜月より煩積聚の脹滿なれ共籠輿  
に乗今生の御暇乞と申勝頼公御涙を流され加様に時節到  
來の時其方なれとも病中是非に及はす候と仰らるゝ豊後  
も籠輿にて御供仕り候得共歩たちにて二町ほど御供申  
東遷基業云神君は城兵出るを聞召て久世廣宣坂部廣輔本  
多正重を御使として藤堂高虎井伊直孝か陣に被<sub>レ</sub>遣機に  
乗して聲へしと仰られけるか三使至らざる前に戦は畢り  
けり兩軍より敵將の首を獻しけるに平岡一里前にて神君  
御駕籠を立られて御覽あり

上杉憲實記云安房守ハ思ノ儘ニ兩君ヲ生掛上杉兵庫頭ニ  
角ト申セハ急キ此由京都へ注進ス義教大ニ悦ハセ春王安  
王ヲ輒生捕事莫大ノ勳功ナリ堅ク誠京都へ可<sub>レ</sub>差上<sub>レ</sub>トノ  
仰ナリ兵庫頭籠輿ヲ拵若君ヲ乗セ奉リ乳母女房並德利文  
左衛門漆桶三四郎兩人ハ乳母ノ夫ナリ是等張輿ニノセ警  
固ノ武士ニハ長尾因幡守ヲ始百餘騎ヲ添京都へ上セラル  
甲陽軍鑑末書云小幡豊後善光寺前ニテ土屋總藏ヲ奏者ニ  
頼御目見仕ル豊後ハ巳ノ年十一月ヨリ煩積聚ノ脹滿ナレ  
トモ籠輿ニ乘今生ノ御暇乞ト申スニ勝頼公御涙ヲ流シカ  
ヤウノ時節其方ナトモ病中是非ニ及ハスト仰ラル、云

○荷輿  
舜舊記云慶長五年十二月十四日擔輿於<sub>レ</sub>京申付來代六文  
目也  
又云元和四年五月十三日荷輿筵包大工申付爲<sub>レ</sub>作料一銀子  
三文目遣也  
○籠輿  
○籠輿  
○籠輿  
和名類聚抄云漢書注云籠輿<sub>上音籠和名</sub>編<sub>阿美以太</sub>竹木<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>輿

長門本平家物語云 加賀國 とかせの太郎は越中の前司盛俊かはなつ矢にくひのはね射させて河中にまゐるかさまにおちにけり郎等とも今はちからおよはすかたきはすてに近づき候人手にかけまいらせ候半よりは御くひを給て本國にかへりて女房にみせ參らせんといひければ一門の者とも五十餘人さしあつまりていかてかかはゆくめのはたらく程の人のくひをはかくへきや我等今はいきてもなにかはせんしなん迄ふせきやみんするそあをたにかひてゆけとてあをたにかへせて先に立て一門の者とも五十餘人ふせきやみんするそあをたにかひてゆけとてあをたにかへせて先に立て一門の者とも五十餘人ふせきやみんするそあをたにかひてゆけとてあをたにかへせて先に立て一門の者とも五十餘人ふ

太平記云 龜山殿 伊達南部二人ハ貌ヲヤツシ夫ニナリ中間二人ニ物具キセテ馬ニノセ中黒ノ笠符ヲ付サセ四郎入道ヲ御ニ乗テ血ノ付タル帷ヲ上ニ引覆ヒ源氏ノ兵ノ手負テ本國へ歸ル真似ヲシテ武藏マヲ落タリケル  
關八州古戦録云 上杉親若丸最後傳 憲政ノ長男龍若丸 一本龍丸 トテ十三歳ニテヲハシケルヲ情ナクモ平井ニ捨置越後へ赴カレシマ、乳母子ノ目賀田新助兄弟三人共叔父九里采女正同與左衛門ナト云江州所産ノ者共介輔シテ居タリケルカ(中略)惡命ノ一所ヲモ宛行ハレンニハ若シト存シテ龍若丸

無軍法ヲ破リ拔懸スルニテコソアンナレト未三番貝モ鳴サルニ出陣スレハ道無カ勢先へハ不レ行處ニ集リ餘リニ御急候故落馬セラレ既ニ息絶候ト云駿河守モアタリニヨリテイカ、候ト云ニ返事モナシ嫡子右衛門尉二男善九郎左右ニ有テ御ニノセテ昇セ歸レハ大尊寺モ前ニ進ム不龍氏直モ道無カ傍ニ近著藥ヲ口ニ入水ヲソ、ケトモ何ノ會釋モナカリケレハ今日ノ出陣不吉左右ナリトテ止テケ

ヲ監與ニ昇乘セ小田原へ連レ行其由申入タリケレハ云

甲陽軍鑑云諸角助七郎と原甚四郎と御城におひて喧嘩仕り雙方手ニケ所つゝ負候へとも相番の衆引分け打果す事無レ之御前の狼藉の故信玄公御立腹大形ニ不レ被レ仰候原甚四郎は原美濃度々の御用に立三十度ニ及あんだにのり陣より國へ歸武功ノ御奉公に免し給ひ命を御助なされ候

大友與廢記云 原田親種とす 新助内のさふらひもよろこひうちつれ行てみれともかたきははるかにひきとりて見えすされとも残りおほきを心にこめてゆくほとに荷物をせおふたる人足二人見えたりとらへてはら田先陣はいかほと引たらんか後陣はなにほとへたらんかといふ(中略)下らうは先陣も後陣もしらすはら田しうは一里も二里もひたつゝきにつゝいて候手おひいくらもありて戸板にのせあをたにのせ馬にのりけるも左右よりかへて行もあり

與羽永慶軍記云 佐竹北條 北條陣所一番貝吹ヤ否ヤ眞壁道無今日ノ一戰ニ是非先手ヲセント躁切リ出達ニ番貝ニ早打出ル大道寺モ背ヨリ其用意シケレハ此由ヲ聞テ扱ハ道

武家名目抄稿第三百六册

塙檢校保己一編

輿馬部三

○馬

和名類聚抄云四聲字苑云馬 馬之上聲 南方火畜也

日本書紀云是時保食神實已死矣唯有其神之頂化為牛馬

又云 應神天皇 十五年秋八月壬戌朔丁卯百濟王遣阿直岐貢良馬二匹 即養 於輕坂上廐因以阿直岐令掌伺故號其養馬之處曰廐坂也

舊事本紀云 神代 伊弉諾伊弉册二尊相生火神迦具突智與土神埴安姬二神相生稚彥靈命則頭生桑蠶臍中生五穀矣(中略)天照太神怒甚之曰汝是惡神不須相見乃與月夜見尊一日一夜隔離而住是後天照太神復遣天熊人令見之時此神於頭化桑蠶於目化馬牛

又云 天皇 天皇曰吾是去來穗別天皇之孫而因事於人伺牧馬牛豈若頭名被殺也

類聚國史云嵯峨天皇弘仁六年三月辛卯勅軍用之要以馬

爲先令聞權貴之家富家之輩通使於邊邑求馬於夷狄部內因其不肅兵馬所以闕乏宜依延曆六年格禁置陸與出羽兩國馬若有犯違實以嚴科物即沒官但馱馬之邑不在禁限

萬葉集註釋云昔百濟國ヨリ馬ヲコノクニヘタテマツリタリケルニイクハクモナカリケレハイミシクカタキモノニシテウマトハイハスソノ時ニハイハウミニノケモノトソイヒケルソレヲ泰氏ノ先祖コレヲヨクノレンケリサテミカトコレヲイミシキモノトセサセ給テウマトイハントイフコトサリマリハシメテイコマヤマトイフヤマニハナチテカハシメ給ヒケリ

延喜左馬寮式云凡牝馬歲廿已上不在貢課之限

吾妻鏡云弘長三年正月一日壬午院飯相州以下著布衣出仕如常申時刻之後各降庭上座列(中略)將軍家出御南面土御門大納言參進上御籠三箇間次進物御劔武藏前司朝直御調度中務大輔教時御行騰香宮內權大輔時秀一御馬武藏五郎時直岡村三郎兵衛尉二御馬城六郎兵衛尉顯盛同九郎長景三御馬出羽八郎左衛門尉行世同九郎宗行四御馬佐々木壹岐三郎左衛門尉頼綱同四郎左衛門尉長綱五御馬相模三郎時輔方四郎左衛門尉

今川大雙紙云抑馬を乗先へ飛する事天下安穩ひきやう自在と出す也されは我朝に仁王より此方三國相傳して弓馬の祕事也因茲ひきやう自在のりんほうとも名つくしゆみ國王より以來淨ほん大王しつ達太子たうとにては周のほく王自樂天我朝にては聖德太子鹿島大明神八幡太郎義家天馬をとく道して乗給ふと云々今のわうそん是を傳へ弓馬の二つも鳥の左右のつはさのことし天下の重寶家のたからとして以て公家武家様とて當流にもてあそふ祕しゆつ也天魔鬼神も退ておそれをなす也云々  
出陣開書云出陣の時馬嘶事廐にていはふは吉也ひき出し乗時乗てのちいはふは悪き也此時は鎧の上帯を解て結ひ直すなり同腹帯をも解てむすひ直すへし又自然はなをひる事もあるへし其時も上帯なども結ひ直すへし此儀は旅などに出る時も可然也  
又云出陣の時は馬の髪をぬきて鹽水をふきてかうかひにて南方へ分てのるへし必すかまさし繩をさすへし腹帯は二重はらおひたるへし馬に乗様手綱をかけて弓杖つきて乗へし馬くるい候は後にも弓を持へし馬の前足をふみ出したる時可乗也例式は乗てしさらかし口をそろゆるを出陣の時しさらかさすして二三足乗出して左へ引

廻引込すへし已後口をも足をもそろへて乗なり馬をは東南頭にひきたて乗時則左へ折廻すなれば廻す時の方悪からさる方をしりてひき立置へしさひく乗時も鞍置馬をはうけ取て乗心有へしまつ手綱を我とくらの前輪にかけて先の手形へ懸て左の手にて手綱を取添て右にておしかけを取乗へし馬あゆみ出候は留へき爲なり

○神馬

續日本紀云慶雲元年五月甲午備前國獻神馬西樓上慶雲見詔大赦天下改元爲慶雲元年高年老疾並加賑恤又免壬寅年以往大稅及出神馬郡當年調又親王諸王百官使部已上賜祿有差獻神馬國司守正五位下猪名真人石前進位一階

又云天平三年十二月甲斐國獻神馬黑身白髮尾

又云神護景雲二年九月辛巳下云七月十一日得肥後國葦北郡人刑部廣瀨女日向國宮崎郡人大伴人益所獻白龜赤眼青馬白髮尾並付所司令勘圖謀奏願(中略)願野王符瑞圖曰青馬白髮尾者神馬也孝經授神契曰德協道行政至山陵則澤出神馬云々

吾妻鏡云壽永元年正月一日壬申卯尅武衛御參鶴岳宮被奉神馬一足佐野大郎忠家引之

又云文治元年正月一日乙酉卯尅武衛御參鶴岡宮被奉神馬二足  
又云文治四年十月一日壬辰鶴岳宮馬場木無風而顛倒景能申子細仍二品御參有御覽仍奉神馬幣物解謝給云云  
百練抄云曆仁元年八月廿五日丁卯將軍被參詣吉田社被引神馬白妙幣如例  
太平記云正成天王寺未來記據見條元弘二年八月三日楠兵衛正成住吉參詣神馬三足獻之

嵯川親元記云文明十年四月二日甲午太神宮就御宿願自貴殿御神馬まいる御送狀調之太神宮神馬一足  
令牽進之候被致懇祈候は本望候恐々謹言四月一日山田板舍殿貞之  
快元僧都記云天文四年八月放生會御供如恒從氏綱神馬太刀被進之

嵯川親俊記云天文七年三月廿日甲午日吉新禮拜講當年若公様被勤候間御神馬一疋可令牽以松丹被仰出之今川大雙紙云神馬引事は七五三をつくる也ゆかみ尾みみの間に可付也耳のしめは七いたゆかみは五いた尾は三いた以上七五三と書たるをしりくめとよむなり日本紀

には有きて神前へ引立て轡をさしあけて神人のかたへ渡す神人請取鳥居へ引出し馬をしやうめんに前のことく引立て七五三を取て三返五返七返に一度乗也右馬に付ての式法たいかい如し斯

○龍馬

萬葉集註釋云タツノマモイマモエテシカアヲニヨシナラノミヤコニユキテコシタメタツウマトハ龍馬ト云也

太平記云龍馬遊其頃佐々木彌治判官高貞カ許ヨリ龍馬也トテ月毛ナル馬ノ三寸許ナルヲ引進ス其相形ケニモ尋常ノ馬ニ異也骨擧リ筋太クシテ脂肉短シ頸ハ雞ノ如ニシテ

須彌ノ鬚膝ヲ過キ背ハ龍ノ如ニナテ四十二ノ辻毛ヲ卷テ背筋ニ連レリ兩ノ耳ハ竹ヲ割テ直ニ天ヲ指シ雙ノ眼ハ鈴ヲ懸テ地ニ向フ如シ今朝ノ卯刻ニ出雲ノ宮田ヲ立テ酉刻ノ始ニ京著ス其道已ニ七十六里鞍ノ上閑ニシテ徒ニ座セ

ルカ如シ然共旋風面ヲ撲ニ不堪トシ奏シケル則左馬寮ニ被レ預朝ニハ禁池ニ水飼夕ニハ花厩ニ秣飼其頃天下ノ馬乗ト聞エシ本間孫四郎ヲ被レ召テ被レ乘半渡雁梁基

不尋常ニ四蹄ヲ縮ムレハ雙六盤ノ上立チ一鞭當ツレハ十丈ノ堀ヲモ越ツヘシ誠ニ天馬ニ非スハ斯ル駿足ハ難レ有トテ叙慮更ニ類無リケリ

馳驟合度超ニ渡大内丘之整十八丈ニ馬川原氏直宮相隈邑人也

水鏡云六年と申す四月ニ太子よき馬をもとめしめ給ひしにかひの國より黒き馬の四の足しろきをたてまつりき

○細馬 日本書紀云天武天皇朱鳥元年四月戊子新羅進調從筑紫貢ニ上細馬一疋狗一頭犬二狗鍔金器及金銀霞錦綾羅虎豹皮及藥物之類并百餘種云々

釋日本紀云細馬一疋ヨキウマヒトツ騾一頭ルイヒトツ既收令云凡厩細馬一疋中馬二疋鷲馬三疋細馬ニ者上馬也馬馬者下馬也

延喜左馬寮式云細馬十四

文德實錄云仁壽元年九月庚辰遣使者向伊勢太神宮奉細馬八疋以充神御幣具

扶桑略記云長久二年十二月十九日甲午主上車駕移幸新造内裏皇太子親王扈從家主内大臣藤原朝臣教通奉貢細馬十疋

吾妻鏡云建久元年十月三日知家參上乍著行騰經南庭直昇沓解於此所撤行騰參御座之傍仰曰依有可被仰合事等被仰御進發之處遲參懈緩之所致也云々知家稱所勞之由又申云中略知家用意一疋細

○龍蹄 平家物語云くりからおくのひてひらかもとよりきそ殿へれうてい二ひき奉るきそ殿なめならずによるこひやかてこれにかみくらをいてはく山のやしろへ神めにてらる

吾妻鏡云文治五年五月十九日戊寅鶴岡塔供養事可爲來月九日之由被決定之間御導師御願文等事先日被申帥中納言訖仍唱導并伴僧等施物已下事日來有其沙汰今日先龍蹄八疋於南面覽之行政俊兼盛時等奉行之云々

○花耀 扶桑略記云寛治二年三月一日戊申辰刻出御別當法印慶信賜花耀一疋貴賤改衣相挑美色或毎日改之文縞爲表錦綺爲裏天下花美無物于喻

○良馬 日本書紀云應神天皇十五年八月丁卯百濟王遣阿直岐貢良馬二匹即養於輕坂上厩因以阿直岐令掌飼故號其養馬之處曰厩坂也

又云欽明天皇七年秋七月倭國今來郡言於五年春川原氏直宮名登樓騎望乃見良駒紀伊國淡路郡觀影高鳴輕超母脊就而買取製養兼年及壯鴻龍龍鬚別置越群服御隨心

馬可被召歟者則引出御前八寸餘黑色也殊有御自愛

太平記云五大院右衛門宗相模太郎ケニモト身ヲ置所ナクテ五月廿七日ノ夜半計ニ忍テ鎌倉ニ落給フ昨日マテハ天下ノ主タリシ相模入道ノ嫡子ニテ有シカハ假初ノ物詣テ方違ヒト云シニモ御内外様ノ大名共細馬ニ轡ヲ嚙セテ五百騎三百騎前後ニ打圍テコソ往復セシニ時移事替ヌル世ノ有様ノ淺猿サヨ

又云大珠彦一村立タル黒雲ノ中ニ玉ノ輿ヲ昇連ネ懼シケナル鬼形ノ者共前後左右ニ連ナリタリ其跡ニ色々ニ胃タル兵騎百計細馬ニ轡ヲ嚙セテ供奉シタリ

○名馬 吾妻鏡云仁治二年三月十五日癸卯今日永福寺一切經會將軍家爲御聽聞御出晚頭還御以其次入御甲斐前司第一獻御馬御劍等被馬馬當時鎌倉第一名馬云々日來諸人競望云々

武陰叢話云中山助六郎はかくれなき馬の上手なり蒲生下野守忠郷御家中より佐野大夫方へ買取候音玉といふ名馬有かうかひふし有故に音玉といふし有て猶よしといふ心なり佐野大夫より秀忠公へ上らる其名を左龍と改給ふ

元より懸飛の足にて乗ものなし高田馬場へ將軍家御成なされ中山勘解由照守に彼左龍をのせさせ給ふ中々早き事申に及はず天下の人中山か馬上の達者を譽たり其左龍後に血下つて馬工郎の手へ渡り血を養生して井伊掃部頭直孝方へ遣はす其時は伊提天と申けると也

○駿馬

和名類聚抄云駿馬穆天子傳云駿音俊漢語抄云土城字高日本馬紀私記云須久暇太留字萬之美稱也

日本書紀云神代唯我王駿馬一尋鱒魚是當一日之内必奉致焉

又云雄略天皇紀九年秋七月壬辰朔河内國言飛鳥戶郡人田邊史伯孫女者古市郡人書首加龍之妻也伯孫聞之女産兒往賀

婿家而月夜還於蓬萊丘魯田陵下逢騎赤駿者其馬時灌路而龍竊歎登擡而鴻驚異體蓬生殊相逸發伯孫就視而心欲之乃鞭所乘馳馬齊頭並轡爾乃赤駿超擡絕於塵埃驅驚迅於滅沒於是馳馬後而息足不可復追

舊事本紀云皇孫本紀鹽土老翁曰吾將計之計曰海神所乘駿馬者八尋鱒也是堅其鱗背而在橘之小戸吾嘗與彼者共策乃將火折尊共往而見之時鱒魚策之曰吾者八日以後方致天孫於海宮唯我王駿馬一尋鱒魚是當一日之

二升中馬下馬各米一升大豆一升牛米八合夏細馬日米二升中馬一升下馬及牛不須

奥州後三年記云家ひらあやしのけすのまねをしてにけんとして出来たるを次任これを見て打ころしつそのくひをきりて將軍の前に持來れり將軍これを見てよろこひの心骨に徹る自くれなみのきぬとりて次任にかつく又上馬一疋に鞍をきてひく家ひらか首もてまいるとのゝしる義家あまりのうれしさにたれかもてまいるそといそきとふ次任か郎等家術か首を銚にさしてひさまつきて縣殿の手つくり候となんいひける

○大馬

平家物語云一二懸條熊谷平山か乗たる馬は伺に伺たる大馬ともなりければ一當あては皆蹴倒されぬへき聞さすか押雙へてくむ武者一騎もなかりけり

太平記云義貞馬馬強條大將中門ニテ鏡ノ上帶シメサセ水練栗毛トテ五尺三寸有ケル大馬ニ手繩打懸テ門前ニテ乗ントシ給ケルニ此馬俄ニ屬強フシテ騰跳狂ヒケルニ左右ニ付タル舍人二人踏レテ半死半生ニ成ニケリ

武具要説云勝負いまたしれざる時馬を入れ下り立て敵相を仕又馬に乗て働なと云事は不穿鑿の中分成へし五寸

内必奉致焉

延喜左馬寮式云五月六日競馬并騎射式右當日早朝鞍細馬十疋雖有駿馬不載駒

天正記云秀吉騎向榮田軍配條秀吉聞て清秀討るゝのてうあいれん尤言語にたへす(中略)敵かつにのり出はりたむろをなさ

るいせんに切てかゝり打はたすへき事たる心の中にあり天下のしゆふこのせつなりと駿馬にむちをそへくんと名馬さうていつゝいてすゝみたる

○上馬

○中馬

○下馬

日本書紀云孝德天皇紀大化二年春正月甲子朔賀正禮畢即宣改新之詔曰其一曰(中略)其四罷舊賦役而行田之調(中略)凡官長者中馬每一百戸一輪一疋若細馬每一百戸一輪一疋其買馬直者一戸布一丈二尺云々

厩牧令云凡厩細馬一疋中馬二疋驚馬三疋謂細馬者上馬也驚馬者下馬也延喜左馬寮式云凡細馬十疋中馬五十疋下馬二十疋牛五頭每年四月十一日始飼青草十月十一日以後飼乾草馬日二束來別重十斤二兩其飼丁馬別一人以衛士充但列青草丁并飼牛丁惣七十四人并充仕丁其飼練者冬細馬日米三升大豆

餘の大馬に乗たる敵に一寸二寸の小馬に乗てはいかに覺の人成とも敵を仕ふせる事成ましく候馬上の組打と申は先勝の物にて御座候兩方先後なければ兩方とも馬より落る物にて御座候二寸の馬と三寸の馬と出合たる時二寸の馬に乗たる方より先を仕れば二寸の方勝と成ものにて御座候三寸の馬乗たる方より先を仕れば二寸の方負に成ものにて御座候

○小馬

源平盛衰記云落行人歌條落行平家人々或ハ式津ノ浪枕八重ノ鹽路ニ日ヲ經ツニ船ニ竿差ス人モアリ或ハ遠ヲ退キ近ヲ分ツニ小馬ニ鞭打ツ人モアリ前途ヲイツコト定メス生涯闘戰ヲ日々期シテ思々心々ニソ下リ給フ

武具要説云多田淡路守申分右之乘申處至極に候大馬の一叩あるならては戰場にて用に立不申候曲と申内に籠曲あるは無用に候平生乗合能き馬は(中略)大勢の中へ乗込とても業は無之者にて一手の大將を仕程の者敵の中へ馬を入るは我働を心に懸自身勝負を仕らん爲計にては無御座候就中足輕大將などの馬を入る事は畢竟敵の備を乗破て我手の者共に能働させんか爲なれば一寸二寸の小馬にて大勢の中を駆破候事中々成間敷候

○強馬

源平盛衰記云石橋山與一カ乗タル馬ハ本ヨリ強キ馬ナリケレトモ己カ力ヲ憑ミツ、出雲藩ノ大ナルニ手繩二筋ヨリアハセテソ乗リタリケル岡部ノ彌次郎カ頸切リケル時鎧武者ノ身ノ落ルニ驚テツト出テ、走行ク猿物ソト心得テ引留ム々々トシケレトモ此馬ノ癖トシテロヲハ主ニ打タレテ胸ニテ走ル馬ナリケリ猶ト、メムト引ク程ニ手繩三ニ切レケレハ左右ノ水府トラヘタリ左右ノ水府ヒキモキテ心ノマ、ニ引テ行ク

北條五代記云大也入道弓馬秀康卿おほせけるは關東侍は馬上にて達者をはたらくよし聞およひぬさそつよ馬を好みつらん朝倉犬也承て關東さふらいあなからにつよき馬をもこのます候唯自方に叶ひたる馬をもつはらと乗候愚老舊友に伊藤兵庫助と申て馬鍛練の勇士有しか或時口すさひに大はたや大立物につよき馬このまん人は不覺なるへしとよみ候馬下手のつよ馬このむを見ては馬にはのらて馬にのらるゝと申候

○荒馬

官地論云宮樞次郎政親容儀骨柄諸藝勝人健弩精兵大力兜荒馬乘寇千兵易得一將難求者也

妻鹿一ツツ、キテ出テ來レリ伊豫國住人高市ノ武者所清章ハ馬ノ上ニモ歩立ニモ弓ノ上手ナル上ニシカモ獵師也ケルカ折節射付馬ノ早走リニ乗リタリケリ一鞭充テ、弓手ニ相付テ籠ノ上差抜キ出シテ大鹿二ハ同シ草ニ射留メツ

○笠掛馬

笠掛記云遠笠懸始の事(中略)笠懸馬といふはうてにたりつきなとして物をささむことくいかにもねる馬逸物也

○下地馬

小笠原入道宗賢記云下地の馬といふ事犬追物に乗候はん馬の事也

高忠聞書云下地の馬と云事は犬に限ていふなり餘の馬にはいはぬ事也笠懸によき馬なと云也

○乘一馬

平家物語云或時大臣參内の次に中宮の御かたへまいらさせ給ふに八尺計ありける蛇の大臣の指貫の左のりんをはひまはりけるを重盛さはかは女房達もさはき中宮も驚かせ給ひなんすと思召左の手にて尾を押へ右の手にて頭を取て直衣の袖の内へ引入ちつともさはかすついで六位や候六位や候と召れければ伊豆守中綱其時はまた衛

羽尾記云海野能登守ハ強弓ヲヒキアラ馬ヲヨク乘新當流ノ兵法ヲヨク志シカ百人ニタイシ勇モウノ侍ナリ

甲陽軍鑑云よくつよき大將の度々軍にかち賞附天地のこしく明らかなるは異相にみえて人の怖るを心のいたらさる大將のまね給へは短氣になり給ひ科もなき家老をねめつけ其外の侍衆も少の儀に誅し給ふ明暮機嫌わろく老の異見もさかすむさと宮社頭の木などをきり或あら馬にすいて落てはあやまちをし云々

○驛馬

和名類聚抄云驛馬孫柄曰驛昔年今按此間突惡馬也

○騰馬

吾妻鏡云文永二年十月廿六日辛卯貢馬御覽左京兆相州以下下藤永千列三座庭上一御馬左京兆進騰馬也合田四郎騎之而引手等無左右放之馬騰及三度々而合田雖落重乘之打廻御前之間高騰廿餘度近年無如此龍蹄云云

○射付馬

源平盛衰記云源平對六日ノマタ朝夕上ノ山ヨリ巖崩レテ落チ柴ノ木スエユルキケレハ城ノ中ニハスハヤ敵ノ寄ルハトテ各甲ノ緒ヲシメ馬ニ乘リ笠ヲ取テ待ツ處大鹿二ツ

府の藏人にて候はれけるか仲綱と名乗て參られたるに(中略)其あした小松殿よりにひ殿に鞍置て伊豆守の許へ遣はすとてさても昨日の振舞こそいうにやさしう候ひければ是はのり一の馬で候そ夕に及て陣外より傾城の許へ通はれん時用らるへしとてつかはさる

○骨強馬

判官物語云判官吉野藤條いつの程にかとり給ひけんたち花もちいを甘はかりたんしにつゝみてひきあはせよとり出させ給ひけり云々みな人これを給りててん手にもちてそなきけるあはれ成ける世のなひらかな君のきみにてわたらせ給は、これ程に心さしを思ひまいらせはけよきよろひほねつよきむまなんともを給りてこそ御おんのやうにも思ひまいらせ候へきにこれを給りてしかるへき御おんのやうにおもひなしよろこぶこそかなしけれ

○片入馬

騎射秘抄云初心の人は心得へき事片入の馬を好事有へからす馬のこはきにとりあひ馬に心をかくる程に矢所矢數をも射うしなひ覺す腰高になる事も有又さのみ古逸物も有かたしされはいかにも乗心安くおもかろき馬をこのむへし

○イレカマクヒノ馬

手綱祕書云いれかまくひの馬を乗様まつくつわのはみなかきをもてかたをもむ手綱をのるへし

○モミフセタル馬

平家物語云飛騨庄四郎高家梶原源太景季よい敵と目をかけ鞭籠を合せて追懸奉る(中略)三位中將は童子鹿毛といふ聞ゆる名馬に乗り給ひたりければもみふせたる馬のたやすう追付へしとも見えさりければ梶原もしやと遠矢によつひいてひやうとはなす

○カンヨキ馬

甲陽軍鑑云信玄公御時代清水か申やうはたけき武士の物に驚くと昔より申傳たり其理は馬もかんのよきはねすなきにかゝり人に賞翫せらるる物に驚をはめた事にいたすといひたれば云々

○下カンノ馬

大坪道禪鞍籠記云前輪後輪の和する指合の事前輪を指合して後の輪を一分二分三分迄伏過たるも有へし是を生得下かんの馬には第一追風には不可用弓馬堪能の人は縦追風と云とも用ゆる事あり初心の人は斟酌たるへし

○駈足逸物

等ハ能次トテ兄弟相具シテ落失ヌ馬ト云ハ博勞馬ノトカクツクロヒ飼タレハ京出ハカリコソ首ヲモスコシ持譽侍リシカハヤ乗損シテ物ノ用ニ難レ叶

○蟻螂

尺素往來云祇園御靈會今年殊結構(中略)晚頃白河鉾可入洛之由風雨候六地藏之黨如例全印地招喧嘩候者洛中可及鼓騒之條太不可然者也仍爲其誓固侍所之勢就レ可被レ打レ出河原邊一同御進發之旨傳承候之間蟻螂二十疋牽進之候

○買物

吾妻鏡云建久三年十一月十五日甲申買馬五疋上洛御厩舎人家重相具云々

吾妻鏡云文永二年十月廿六日辛卯買馬御覽左京兆相州以下著永千列座庭上一御馬左京兆進騰馬也

○結馬

今川大雙紙云むすひ馬をほとく事むすふとは引て參候時尾を引手の右へしさをむすふと云也それをほとくには左の手をはなし左の足をひらきかやうにすれば我は主人には後むくなりさて本のことくなをして引也其時とねりのもとより請取ことくなるへし

太平記云陸奥編自八寄手ノ兵千餘人一度ニハツト引退ク

惡源太是ニ利ヲ得テカケ足逸物ノ馬ニ打乗サシモ深キ鳥

羽田中ヲ眞平地ニ懸立テ敵六騎切テ落シ十一騎ニ手負セ

テ仰タル太刀ヲ抑直シ東寺ノ方ヲ屹ト見テ氣色ハウタル

有様ハイカナル和泉小次郎朝夷奈三郎モ是ニハ過シトソ

見エタリケル

明德記云久下長澤二騎ハ逸物ノ馬共ニ乗タリケルハ是非

ノ返事モセスツトカケヌケテ内野ノ御陣ヘ馳加ル

○乗喰馬

手綱祕書云のりくひの馬むかはきのすそくふ馬には浪ま

くらの鞭うつへし

○博勞馬

長門本平家物語云浮島か原京むしや西國者共は一人手おいぬればそれをかきあつかふとて七八人引しりそく馬は博勞馬の京出四五丁はかりこそかしらもちあけ候へくたりつかれて候はん東國のあらての武者ともに一あてあてられなはいかてかおもてをむかひ候へき

源平盛衰記云平氏清見實盛ナントヲソレニ並へ候へハ者

ノ數ニモ非ス御方ノ兵ト申ハ畿内近國ノ駈武者ナレハ親

手負ハソレニ事付テ一門引キツレテ子ハ退キ主討レハ郎

○驚馬

和名類聚抄云驚馬附唐韻云駘台驚馬也野王曰驚音奴漢語抄馬之最下也郭知玄曰駘唐佐負物馬也

○老馬

古今著聞集云治部卿兼定滋野井の泉にて納涼せられけるに増圓法眼其座につらなりけり盃酒の間治部卿さふらひ

右馬允何かしとやいひける老たる者香のひたれのしほ

○ネリ馬

高忠聞書云ねり馬と申事いかにもかせく馬を申也

○國御馬

延喜左馬寮式云凡諸節及行幸應用國御馬者勅最須

數奏聞乃下官符令進唯收放飼馬者寮移當國國御

令收子牽送但攝津國鳥養牧野鳥牧

又云凡國御馬者山城國六疋左大和國五疋右河内國六疋左攝津國十疋右伊勢國十疋左近江國十疋左美濃國十疋右丹波國五疋左每年預前五月五日節差專管國司奉進

○擬伺馬

延喜左馬寮式云凡平野夏冬祭擬伺馬四疋二疋赤圓韓神祭二疋白

又云凡車駕巡幸鈴印駉用擬伺強壯者充之云々

○居伺馬

伯耆之卷云主上は岩屋谷と云所に著せ給けり是は船上の麓也長高を始て皆々馬より下立て馬共を愛の木かしこの松の枝につなき置手々に木を切上帯を解結付々々俄に御輿をそ送りける居伺たる馬ともを人をもつけす置ける程に此馬どもの嘶聲谷家響をひたし

○駒

和名類聚抄云王仁聰曰駒音俱和馬子也

○駒馬

高忠聞書云さかない馬にのりておとしかけてなと、いふ事さかない馬とは駒馬をいふなり

小笠原入道宗賢記云こま馬といふ事若き馬のふるはのあ

大塔軍記云小笠原長秀撰定吉日良辰打入善光寺長秀

其日出立路次行粧魏々湯々綺羅耀々天形勢拂當(中略)其次騎馬之前打ハ頓阿法師運世者也此頓阿面貌醜其體太賤雖然於洛中運歌名入也錦纒ノ頭巾ヲ益ノ窪ニカケ朽葉色ノ小袖突耳根所片伺駒都擯波張鞍無四度計打乘以

蝙蝠扇打鳴鞍山形二聲歎テ打行云々

尺素往來云蟠嶼二十疋赤進之候大略片伺之駒雖難立御用候此内多久佐里之本牧兩三疋候須彌足井邊并

肢爪地拘尾持以下生得神妙之馬候

○野取駒

東下り云與一か馬と申はあけ六さいの野とりの駒ものをみていきれやすしよいにふりたるあまみつのみちにたまりて有けるをそゝろにけかけゝるあいたうしわかとの御ひたればはしほるはかりをぬれにける

○日向駒

日本書紀云推古天皇紀二十年正月丁亥置酒宴群卿是日大臣上壽歌曰(中略)天皇和曰摩蘇儼豫蘇儼能古羅破宇摩奈羅摩辟武伽能古摩多智奈羅磨句禮能摩差比字倍之詞茂蘇儼能古羅鳥於朋枳彌能免伽破須羅志枳

釋日本紀云嘗武伽能古摩日向駒也駿駒也私記曰日向國

る馬也六歳よりはかきそろへ候とも又六歳とも可申候弓張記云かりことはにさかない馬といふはこま馬の事なり是はかりの時にかりたる事なり常にはゆめ々々いふましき事なり

家中竹馬記云年の若き馬を駒ともこま馬とも云はわろし

さかないの馬といふ也

狩伺記云さかない馬にのりておとしかけてなと云事さかない馬と云はこま馬の事を云なり

○片馴付駒

平治物語云待賢門あくけんたの馬はかたなつげのこまにてさいもくにおとろきければかまた十三そくとつてつかひをつさまにひやうとみければしけもりのよろひのをしつけにちやうとあたりてとひかへる

笠掛記云遠笠懸始之事(中略)狩かへりのは山の麓なかに

野筋のすくなる所にむらかりひかへたる射手ともかたなつげ駒馬とものはしたて轡に黄なる淡かみいたさせたるを引おりたてはしらかし野矢にさしたる竹のねの引目にて的に立たる扇の繪の白き所黒き所をさして射ける也

○片伺駒

出千里之駒

○筑紫駒

日本書紀云應神天皇紀六年四月丙寅遣穗積臣押山使於百

濟仍賜筑紫國馬四十四匹

○奥州駒

吾妻鏡云嘉祿三年十一月十七日甲子駿河式部丞泰村獻

奥州駒五疋於御所云々

○土佐駒

板坂下齋慶長記云慶長元年春秀頼公三歳上洛日本大小名裝束にて馬に乗伏見より京迄十間に一騎口とり二人侍一人小者一人つゝ也(中略)大小金ののしつけ犬に唐織させ引細紅鳥さしさいはいつれも十五より内のものもおもひくの出立五十餘輩馬三疋鞍置大ふさ土佐駒云々



武家名目抄稿第三百七册

稿檢校保己一編

輿馬部 四

○飾馬駿馬

日本書紀云欽明天皇大伴金村居住吉宅稱疾不朝天皇遣皇紀青海夫勾子慰問慰懃大連佈謝曰臣所疾者非餘事也今諸臣等謂臣滅任那故恐怖不朝耳乃以鞍馬贈使厚相資敬

又云推古天皇十六年秋八月辛丑朔癸卯唐客入京是日遣皇紀騎七十五疋

扶桑略記云推古天皇十六年八月大隋使客入京詔遣皇紀騎七十疋

續日本紀云神龜四年五月丙子天皇御南野樹觀皇紀騎射又云寶龜七年正月庚寅朔宴五位已上於前殿授皇紀正四位上藤原朝臣濱成從三位賜五位已上祿有差是日始列諸王裝馬無蓋者於諸臣有蓋之下

釋日本紀云鞍馬カサリマ

吾妻鏡云元暦元年六月一日戊午武衛招請池前亞相給是

奉五位已上和鞍結唐尾近衛次將移馬結唐尾

御禊行幸服飾部類云保安四朝記云御馬副十二人瀨口奉仕取御馬口裝束如常調度懸十二人瀨口奉仕在御隨身後瀨口奉仕上下帶野筋內舍人隨身二人瀨口奉仕移馬之他事私所歸也

平家物語云いつくしちせう四年三月十七日しやうくはうあきのくにいつくしま御かうの御門出とて入道しやうこ者北方二位殿の御しゆく所八てう大宮へ御かうなるやかて其後いつくしまの御しんしはしめらる天下よりからの御車うつしの馬なとまいらる

古今著聞集云仁平元年九月七日賀茂行幸に樋口東洞院にて左大臣の移馬の居御雜人をはらひける

又云小松内大臣右大將にておはしける時佐伯國方璽文一座にて侍けり治承元年三月五日内大臣になり給ける時番長になされにけり拜賀の夜くせもなき馬を移馬にひかれたりけるに國方近習者をよひ出して申けるは云々又云殿下黒き馬にうつしをきたるにたてまつりて敦時に口をさせて參られ給たり

山槐記云治承四年三月四日今夜新院遜位之後始有御幸土御門亭公卿以下皆東先六位藏人判官代次殿上四位五位十四人次卿下卿次四位五位殿上人五人次居御四人次移

近日可有歸洛之間爲皇紀俄別也右典廐並前少將時家等在御前皇紀先三獻其後數巡又相互被談世上雜事等中略次有御引出物先金作劍一腰時家朝臣傳之次砂金一腰安藝介役之次被引鞍馬十疋而迎唐客於海石榴市

又云文治五年十一月八日甲子因幡前司廣元爲使節上洛諸人莫不皇紀餞送龍蹄百餘疋云々二品賜鞍馬十疋於京都爲令送人々也云々

百練抄云文治三年四月十四日乙酉賀茂祭近衛右少將信清於御殿皇紀騎馬引馬被御覽殿下令候給頼武爲布衣者不可入武官奉參致助可引引馬之由殿下被仰下御禊行幸服飾部類云皇紀次節下左大臣皇紀番長一人騎馬在皇紀前皇紀騎馬皇紀馬前皇紀隨身六人步行

太平記云皇紀賊船ノ異國ヲ犯奪事ハ皆四國九州ノ海賊共カスル所ナレハ帝都ヨリ嚴刑ヲ加ニ據ナシトテ返牒ヲハ不被送只來獻ノ報酬トテ鞍馬十匹銀二領白太刀三振御綾十段綵絹百段扇子三百本國々ノ奉送使ヲ副テ高麗ヘソ送り被著ケル

○移馬

西宮抄云大嘗御禊公卿唐鞍四位五位和鞍付皇紀杏葉皇紀尋常行

馬舍人四人皇紀白帷平皇紀不取皇紀松明

高倉院殿島御幸記云治承四年三月四日よき日とて御幸はしめあるへしとてさためらる皇紀夜に入て土御門高倉邦つなの大納言の家に御幸あり殿よりかうの御車うつしのむまなにくれと殿へまいらせ給

禁秘御抄云皇紀近邊有火之時陣中將佐伯夾帶皇紀野劔如皇紀法寄御輿皇紀程帶皇紀弓箭皇紀或隨身弓箭或只疏矢又野矢以皇紀疏矢爲吉又用皇紀瀧口弓箭皇紀無皇紀難別當鞠負佐等用皇紀火長弓箭大將此時柏夾也無皇紀定様皇紀有皇紀隨身一人隨身移馬或前駐馬無皇紀定様

續古事談云宇治左大丞の賀茂詣六のあしけといせものをうつし馬にひかれたりけるに近衛貞弘といふもの乗て一度もたまらずなかしてかちにてわたりにけり世俗淺深秘抄云上皇幸時隨身不參時移馬引御車後皇紀是尋常事也但自皇紀兼日皇紀有皇紀故障皇紀時不引之歎隨馬數舍人略レ之

明月記云文暦二年二月九日壬申春日祭辨少將自内府亭出立下向皇紀御座皇紀見物成皇紀群依皇紀寒氣皇紀不能出門未時許金吾來辨少將十六日禁色宣旨皇紀下巳時許出門先前皇紀笠持皇紀次移馬舍人二人皇紀朽葉皇紀木衣

次將裝束抄云春日祭使參内辨社頭裝束垂纏腰腋袍巡方帶  
 魚筋劔代平踏隨身變繪指纏裏脛巾左雜尻鞘路頭衣冠若直衣  
 表裏深履或中柏夾蒔繪野劔或成弘隨身布衣狩胡錄乘移馬  
 増鏡云うちの寛元元年十二月一日はいはし水のやしろに  
 行幸あり當代にはしめたるたひなればよろつきようを  
 つくさる文治建久の例をまねはる(中略)左大將のは馬に  
 て前行右大將のへはりつなにてうつしの馬をひかせける  
 とぞ

花營三代記云永和五年七月廿五日右大將家御拜賀散狀

(中略)次一員府生將曹將監各移馬以下

相國寺供養記云次後陣隨兵(中略)右大將前駐一人前兵部少輔  
兼村(女)花浮輪轉近衛五人兼兼仲下毛野武光源次下毛野福  
水岡武雄各女耶花生繪物袴伏組以上並垂移馬會人居御共如木

永享九年十月行幸記云室町殿童僕行列先移馬居伺二行  
 御厩舍人二行番頭八人二行帶刀十五番二行番長二人移馬二乘  
テ前行

○乘馬

吾妻鏡云元暦元年十二月二日丁巳武衛被遣御馬一疋於  
 佐々木三郎盛綱盛綱爲追討平家當時在三西海而折節  
 無乘馬之由依令言上三能立難色被送遣之云々  
 又云承久三年六月十二日乙丑武州逢行時感悅之餘聞  
三益先請座上三次與三彼益於行時令三太郎時氏引三乘馬三馬

曾我物語云かまくら殿はこれわたのゝあににもかやうに申  
 つたへ給へ父にもそはていかにたよりなくましますらん  
 むかはきのり馬などのようのときはうけたまはるへし  
 太平記云楠山七月十九日午剋ニ都ヲ出テ天王寺ヘン  
 下リケル東寺邊マテハ主從僅ニ十四五騎カ程トミエシカ  
 洛中ニアラユル所ノ手ノ者共馳加リケル間四塚作道ニテ  
 ハ五百餘騎ニ成ニケル路次ニ行逢者ヲハ權門勢家ヲ不  
 ニ云乘馬ヲ奪ヒ人夫ヲカケ立テ通リケル間行旅ニ往反路  
 ヲ曲ケ閭里ノ民屋戸ホソヲ閉ツ  
 侍所沙汰符云先例條々故大將家御時梶原郎等依令取  
 澁谷次郎乘馬口之咎賜彼下手人二人澁谷次郎一即斬  
首畢  
 伊勢貞助雜記云於洛中乘馬をささへ引候事は如何三職  
 御相伴衆土岐六角などもこのささへ被引候其外も櫛  
 御免の衆ひかれ候  
 義殘後覺云宇留山の城江城ノ内ニハ漸ニ築地三方門出來  
 テ半作ノ折ナレハ未兵糧モ籠メサリケル裡ニ御檢使竹中  
 源介早川主馬介伏屋重内等ヲ初トシテ乘馬ヲ指殺シテッ  
 食シケル  
 ○乘用馬

吾妻鏡云嘉禎元年閏六月廿八日己未今日被定起請文之  
 篇目所謂鼻血出事(中略)乘用馬馳事以上九箇條是於政  
 道以無私爲先而論事有疑決是非無論故仰神道  
 之冥慮可被糺犯否云云

○召御馬

堀川親元記云寛正六年四月十三日就公方召之御馬事與  
 江被立飛脚御脚御狀自公方様召之御馬事被仰出候  
 仍御馬之様別紙に注申差て御用事候之間早々尋被進上  
 候者可然候爲其態立飛脚候委細禪久僧可申入候此  
 旨可得御意候恐々四月十三日氏家安藏守殿注文如此  
 公方様御馬之様寸ハ五尺以上たとへ九寸八寸ありとも長  
 五尺の馬のことくならたくるしかるましく候毛は佐目あ  
 し毛の外は何れにてもふりの髪は不足なりとも尾の毛肝  
 要たるへく候如何やうに馬ふるくともくるしかるましく  
 たしつかにてのりのよきか肝要のりはうきくといあゆ  
 みたるつしはさしあたりたる在所はかり大方目の下ほう  
 にくつわからみむなかへのひきまはし尾の下是は不可  
 然候いかにもやせぬやうにひかせられ候はちかき程  
 の御用にて候間まおちてはかなふましく候四月十三日  
 ○召替御馬

鎌倉年中行事云三月朔日御祝如例同三日公方様由井ノ  
 濱へ御出御馬并召替御馬被牽ノ御調度ハ依御矢取ノ御  
 覺悟持  
 ○乘替  
 今昔物語云今昔源頼光朝臣ノ家ニシテ客人數來テ酒吞ミ  
 遊ケルニ頼信朝臣客人共モ聞クニ高ヤカニ貞道ヲ呼ビ向  
 ケテ云様駿河國ニ有ル口口ト云フ者ノ頼信カ爲ニ无禮ヲ  
 致スシヤ頸取テ得サセヨト貞道此ヲ聞テ墓々シク答ヘモ  
 不爲テ止ニケリ其後三四月許過テ要事有テ貞道東國ノ  
 方ニ行ニケリ彼ノ頼信朝臣ノ云付シ事ハ其ノ日由无シト  
 思ケレハ思タニ不<sub>レ</sub>出忘ニケリ而ルニ貞道行ケル道ニ彼  
 ノ頼信朝臣ノ云ヒ付ケシ男合ヒニケリ此奴射殺シテ頸取  
 テ河内殿ニ奉ラムト思フ心出來テ言少ニ成テ然ムト打  
 過ヌ後少シ隠ル程ニ貞道郎等共ニ其心ヲ知セテ結腹帶  
 結胡錄ナト搔躡テ取返シテ追ヒ行ケルニ蒲原ノ隔ツニ有  
 ル程ヲ行ケルニ追ヒ懸リニケリ滋キ木原ヲ過シ立テ少  
 シ廣キ野ニ打出ル程ニ大キニ叫テ押懸レハ然思ツル事ソ  
 ト云テ押返シケレトモ此ノ白物ハ此ル事モ不<sub>レ</sub>思ト云ツ  
 ルヲ實ト思ケルニヤ有ケル乘替ノ馬ナトニ乘テ行緩テ有  
 ケルハ箭一度タニ不<sub>レ</sub>射テ逆様ニ射落シテケリ

恩管抄云さて六波羅よりはやかて内裏へよせけり義朝は又いかさまにも六波羅にて戸をさらさん一あてしてこそとよせけり平氏か方には左衛門佐重盛清盛三河守頼盛清盛此二人こそ大將軍の誠にたかひはしたりけるはありけれ重盛か馬を射させて堀河の材木の上に弓杖つき立てのりかへにのりけるゆゑしく見えけり

平家物語云二其後熊谷は乗替に騎つておめいてかくし源平盛衰記云山能自四美濃源氏ニ佐渡左衛門尉重實ト云者アリ鎮西八郎爲朝カ保元ノ軍破テ後近江國百濟寺ニ隠レ居タリケルヲ搦出シテ公家ニ進タリケレハ右衛門尉ニナサレタリケルヲ源氏ニ背カレ又平家ニ諂テ當國八島ト云處ニ有ケルカ只垂替一騎相具シテ勢田ヲ廻リ夜半計ニ六波羅へ馳來テ北國ノ源氏近江國マテ責上テ道ヲ切塞キ人ヲ通サス在々處々ニ火ヲ懸テ燒拂フ御用心アルヘシト申タリケル

吾妻鏡云建久元年十二月廿六日丙午亥刻令著黃瀬河宿御馬乗替多以儲此處

又云同二年二月四日癸未前右大將家二所御參辰剋橫大路西行先御參鶴岡宮御奉幣後進發給若宮大路南行至稻村崎一經行御先遣次先陣隨兵中略次御乘替

光源院殿御元服記云後奈良院天文十五丙午歲十二月十八日辛丑公方家御成也御乘替馬小鶴毛掛鞍蓋御先引之口付御厩者肩掛替之御轡供奉云々

常照愚草云遠路へ御成之時御供乘替引事候はほとををき候て後に可引候御供乘などの中へ引ませ候事不可然候馬數事遠路にて候はさもあるへき歎然共さのみあまたは有間敷候

供立日記云供の時乗替を引事遠路ならはいかにも跡に引出陣聞書云出陣に乗替のみま鞍覆に敷皮をする時は白毛鞍の前輪へかゝるへし是は小笠原播州被仰也佛地院も同前に被申由被仰也備前殿も出陣の時も歸陣の時も白毛前輪の方なる由被申候由被仰也

伊勢貞助雜記云於洛中乗馬の時乗替をひかせ候事は如何洛中にては無用にて候遠路などへはひかれ候れもあ

とにひかれ候て可然候御供の時乗かへはひかせ不申候伊勢守は子細候てあとにひかせ申候

清正記云今度は就中天下わけめの合戦なれば數年たすはいかにおもうともなけくともはたらき心になふましと思案し拜領の馬をひきたてのらんとせしに永々の在

太平記云唐時漢佐々木判官モ馬ヲ射サセテ乗カヘテ待程ニ大敵左右ヨリ取巻テ既ニ討レヌト見エケルヲ名ヲ惜命ヲ輕ニスル若黨トモ返合々々所々ニテ討死シケル其間ニ萬死ヲ出テ一生ニ合ヒ白晝ニ京ヘ引返ス

又云諸國朝敵新田義貞猶道ニテ敵ヲ支ヘントテ尾張ノ國ニ居ラレタリケルヲ急キ先上洛スヘシトソ召レケル匹他九郎龍馬ヲ給テ早馬ニ打ケルカ此馬ニテハ四五日ノ道ヲモ一日ニハ輒ク打歸ンスラント思ヒケルニ合セテケニモ十二月十九日ノ辰刻ニ京ヲ立テ其日ノ午ノ刻ニ近江ノ國愛智川ノ宿ニソ著タリケル彼龍馬俄ニ病出シテ懸テ死ニケルコソ不思議ナレ匹他乗替ニ乗替々々日ヲ經テ尾張國ニ下著シ此子細ヲ左兵衛督ニ申ケレハ先京都ヘ引返シ字治勢多ヲ支テコソ合戦ヲ致サメトテ勅使ニ打レテソ上ラレケル

伯耆之卷云長高申けるは自是西二里隔て佐々木隱岐前司清高二千餘騎小波と申處に扣て候東は同能登守清秋八百餘騎二里隔て赤崎と申所に候彼等か寄候はぬ先に疾々可成御幸候と申て長高か乗たりける黒栗毛なる馬を進せけり長高は乗替に乘少將殿をは若黨共の馬に乗進せて急げや急げやとて船上山へそ御幸なし進せける

陣に草臥中々用に立かたふ見えければ乗かへの馬にのり秀吉公の御跡にをしつゝいて乗れたる

○引馬

吾妻鏡云文治元年五月十七日己亥昨日左典厩侍後藤新兵衛尉基清僕從與廷尉侍伊勢三郎能盛下部鬪亂是能盛沙汰餉之間基清馳彼旅館之前其後所令持旅具之疋夫等進行之處能盛引馬踏基清之所從仍相互及諍論此間基清所從取刀切伴馬鞞手綱奔行能盛聞此事馳出竹根引目射所殘之疋夫云々

又云同五年七月十九日丁丑己冠二品爲征伐奥州秦衡發向給云々御進發儀先陣島山次郎重忠也先疋夫八十八次引馬三疋次重忠次從軍五騎云々

又云建久元年十一月七日丁巳二品御入洛其行列云々次先陣隨兵次御引馬一疋次御小具足持一騎次御弓袋差一騎次御用著一騎次二位家

太平記云山道天下久ク武家ノ一統ト成テ富貴ニ誇ル武士共カ愛ヲ嗜ト立出タレハ馬物具衣裳太刀刀金銀ヲノへ綾羅ヲ不撓ト云事ナシ中ニモ河越彈正少弼ハ餘リニ風情ヲ好テ引馬三十疋白鞍置テ引セケルカ濃紫薄紅蒨黃水色豹文色々ニ馬ノ毛ヲ染テ皆舍人八人ニ引セタリ

小島のくちすさみ云將軍の馬の先には命鶴丸心詞をもよはす出たち坂東第一と聞えしくろき馬にそのりたる其ありさま見所おほし年たけたるあけまきのすかたもすへてあしくも見えずまことにものにあひぬへきけしき人にすくれたり引馬十疋いづれもくこゝろも及ばぬものともなり

金言和歌集紀貫恒くわんたひにひきまさせてこしにのるをちはしもかれはてむものゝふ

宗恕聞書云引馬の事公方様の御事御沙汰に及はずそれも所により大名達こしの前へ馬ひかせられ候赤松京極大内こし御めん候てのられ候京極道譽は御免候へ共つゐにのられ候はぬを譽と申候土岐なども御免候へはのられ候各も馬をひかせられ候近は細川馬頭入道殿御免候てこしに召候伊勢守は代々御免にて被レ乗候左様の方々は馬を引れ候事はなく候云々

宗五大雙紙云引馬の事三職御相伴兼吉良殿石橋殿土岐殿六角殿何もこしの先へ被レ引候其外の衆はこしは跡にひかれ候云々

○引替馬

藤葉榮衰記云或町屋ノ内ニ十四五歳ノ童部容儀勝レタル

うちかけ白山のかたへ追遺す

判官物語云義經みさきの御さうしはみさきかしくゆくしよへたつね御らんすればまことに世にありしとおほし候へて門にはくらおきむまともその敷ひきたてけり

太平記云洛中變 同十月三日道朝カ宿所七條東洞院ヨリ俄ニ失火出来テ財寶一モ不レ殘内殿ノ馬トモマテモ多焼失

又是コソ春日明神ノ御祟リヨト云沙汰セヌ人モ無リケリサレトモ道朝ヤカテ三條高倉ニ屋形ヲ立テ大樹ニ呎尺シ給ヘハ門前ニ鞍置馬ノ立止隙モナク庭上ニ酒肴ヲ昇列ネ又時モナシ

普廣院殿御元服記云正長二年三月九日乙卯亥刻天晴風靜御元服(中略)仙洞御進物今夜被レ進レ之御使滿親參傳奏時房卿宿所ニ云々砂金百兩居御太刀一腰白御馬一疋鞍置

切付唐皮總鞍今夜白管官地論云大和甲賀健弓精兵究竟手聞五百餘人同意惣而與力輩一萬餘人矢倉々々碾レ膝置居構々連レ袖群ニ集矢倉下ニ鞍置重十重廿重引立

御事始之記云御成の時進物之事先主殿にて式三獻參候時一族御入候方は御弓征矢被レ持候て御座に被レ置候さて鞍置馬進上候是も一族被レ引候て被レ掛ニ御目候

カ片手ニ有レ色花ヲ一枝持テ前ニ書物ヲ弘ケテ居タルヲ盛隆公見付給テ此處ニ少時御馬ヲ立給テ御使ヲ以テ此子ヲ御所望有(中略)盛隆公不レ斜御悅ヒ物ノ具ヲ給リ御引替ノ御馬ニ乗セ給テ會津へ連テ御歸城有

○引副馬

鎌倉年中行事云正月朔日公管領被官武州守護代子或ハ孫或ハ兄弟等御車寄ノ立砂ノ前ニ御馬御鞍ヲ置テ引立同引副ハ裸馬也

了俊大草紙云武家に御引出物を進事は鎌倉之宮將軍之御時正月院飯の御引出物より始事云々又御馬を進には鞍置馬一疋はたか馬一疋引副と號なり

○鞍置馬

平家物語云俱利伽羅木曾殿今はおもふ事なし但伯父十郎藏人殿の志保の戦ひこそ覺東なけれいさや行てみんとて四萬騎か中より馬や人をすくつて二萬餘騎で馳向ふ爰に冰見渡を渡さんとする處に折節鹽滿て深さをしらさりければ鞍置馬十疋はかり追入らる鞍つめひたる程にて相違なくむかひの岸へ渡す

長門本平家物語云くり伽羅劔の宮はいづくにあたりてはたらせ給やらん御悅申さんとて鞍置馬廿疋手綱むすひて

今川大雙紙云馬御目に掛る事鞍置馬ならば手綱をかけて鏡おさゆる者なくは左に持たるひつ手をはなしその引手を左にて取右にて鏡をおさえのせへし又馬の左のむなかいを取ておしつめてのせへし

室町殿日記云義輝公在征甲州武田晴信より金梨地の金具摺たる鞍置馬一疋進上ありけり

源平盛衰記云康定關東拜殿ニ紫緑ノ疊ニ帖敷テ康定ヲ居

へ高坏ニ肴二種シテ酒ヲス、ム齋院ノ次官親義孟膳仕テ肴ニ馬ヲ引ク大宮ノ侍ノ一膳工藤左衛門衛祐經一人シテ是ヲ引ク其ノ日ハ兵衛佐ノ館へハ向ハス五間ノ萱屋ヲ理テ院飯ユタカニシテ厚絹二兩小袖十重長櫃ニ入テ傍ニ置キ其ノ外宿所へ十三疋ノ馬ヲ送ル其中ニ二疋ハ鞍ヲ置キ十一疋ハ裸馬也

曾我物語云五郎おほいそ五郎ときむねはそかにいたりけるかしきりにむなさはきしけり心えぬいまのむなさはきやいかさますけなりの大いそへこし給ひぬるかとう國のふしともふしのへうち出るおりふし也なかれのゆうくんゆる事しいたし給ふにやと心もとなくおもひければちやうたいにはしり入ひおとしのはらまきとつてひつかけい

とうちうたいの四しやく六寸のしやくとうつくりのたち  
十もんしにむすひさけくらをくへさひまなければたか馬  
に打のつて云々

義經記云 土佐原義經の時 手の上の録 判官殿のひさうせられける大黒と  
いふ名馬にはたせ馬にそのりにけり

吾妻鏡云 文永三年正月十三日丁未戌剋被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>替變御所<sub>一</sub>  
陰陽少允晴家於<sub>二</sub>御所西庭<sub>一</sub>奉<sub>二</sub>仕如法泰山府君祭<sub>一</sub>雜事左  
近大夫將監宗政朝臣沙汰所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>獻鞍馬一疋裸馬一疋  
銀劔一腰<sub>一</sub>也云々

伊勢貞助雜記云はたせ馬をはたか馬とも申哉はたせ馬は  
たか馬同事にて候

弓張記云はたか馬と云か能き也去なからはたせともいひ  
はすれ共同しくはたか馬といふかよきなり

今川大雙紙云馬御目に掛る事はたせ馬ならば乗てをのせ  
て左より手綱を渡し右の手綱を渡し

又云はた背馬乗るへき次第の事鞍置馬同前なり右にて同  
右のおもかひを取り左にてはくひ中をおさえ右の手をは

なし左の手の上をこしてわらは執りの髪を取り左の手を  
放しておさへの本をおさへ乗るへし手綱を左より請とる  
へし是を一手二手と云也

かたらひて常家をほろほしたてまつらんとの謀とこそう  
け給はり候へと申せは云々

平家物語云 早馬 去程に同九月二日相模國の住人大庭三郎  
景親福原へ早馬をもつて申けるは云々

又云 洲原合 同日美濃の目代早馬をもつて都へ申けるは  
源氏既に尾張國まで責上り道を擁以て人を一向通さぬよ  
し申たりければ云々

太平記云 楠出飛天 王守條 湯淺入道内外ノ敵ニ取籠ラレテ可<sub>レ</sub>戰様  
モ無リケレハ忽ニ首ヲ伸テ降人ニ出ツ楠其勢ヲ并テ七百  
餘騎ニテ和泉河内ノ兩國ヲ靡ケテ大勢ニ成ケレハ五月十  
七日ニ先住吉天王寺邊へ打テ出テ渡部ノ橋ヨリ南ニ陣ヲ  
取ル然間和泉河内ノ早馬敷並ヲ打捕已ニ京都へ責上ル由  
告ケレハ洛中ノ騒動不<sub>レ</sub>斜武士東西ニ馳散リテ貴賤上下  
周章事窮リナシ

新田由良家傳記云西洞院左兵衛督時當橫瀨雅樂助江送狀  
云御取様御在國中御懇切と申一段被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御祝著候<sub>一</sub>(中略)

次早馬勝たる一疋御所望候段拙者内證相心得可<sub>レ</sub>申旨候  
猶口上申合候

○傳馬  
厩牧令云傳馬每郡各五皆用<sub>二</sub>官馬<sub>一</sub>若無者以<sub>二</sub>當所官物<sub>一</sub>市

家中竹馬記云はたせ馬をも乘轡にて引也洗轡は内々の物  
也はたせ馬にのる時は須彌の髪のはを兩の手にて押あ  
かりて懸る也乗て後左より手綱を懸へしおりに後手綱を  
こす事も引手こすへし乗たる人こすもさして苦しからす  
云々

成氏年中行事云正月朔日管領被<sub>レ</sub>官武州守護代子或ハ孫或  
ハ兄弟等御車寄ノ立砂ノ前ニ御馬御鞍ヲ置テ引立同引副  
ハ裸馬也

信長記云 輝元取圍 州上月城 信忠卿ノ御本陣ハ神吉ト志方ノアハ  
ヒノ山ナリケレハ御覽有テ志ノ者共討スナ誰彼助ヨト被<sub>レ</sub>  
仰ケル程ニ皆ハタセ馬ニ打乗テ馳ケル

秀頼事記云去二月五月申剋ニ大阪城殿主ヨリ黒氣龍鳴立  
登テ天ニ覆ヘリ殿中伺公ハ衆ハ皆テ不<sub>レ</sub>知處ニ外様ニ有  
シ人々スハヤ殿主コソ燒失トテ皆腐背馬ニ乗リテ御城ヲ  
指テ馳セ付ケリ

○早馬  
平治物語云さる程に十日のあかつき六はらよりたてし早  
馬きりめの宿にて追付たり清盛如何そと問給へは去九日  
の夜三條殿へ夜討入て御所みなやきはらい候ぬ少納言入  
道しゆく所も燒拂はれ候是は右衛門督殿左馬頭殿をあひ  
充

長門本平家物語云 明寶傳正 被流罪條 昨日までは三千人の貫首と仰  
られて手こし四ほうこしにこそ乗給へるにあやしげなる  
てんまにゆいくらといふものをきてのせ奉りいつくしけ  
なる御手にみなすいしやうの御ねん珠もち給たりける

吾妻鏡云文治元年十一月廿九日戊申今日二品被<sub>レ</sub>定<sub>二</sub>驛路  
之法<sub>一</sub>依<sub>二</sub>此間重事<sub>一</sub>上洛御使雜色等伊豆駿河以西迄<sub>二</sub>于近  
江國<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>權門庄々所<sub>一</sub>傳馬可<sub>レ</sub>騎<sub>二</sub>用之<sub>一</sub>且於<sub>二</sub>致來所<sub>一</sub>  
可<sub>レ</sub>沙汰<sub>二</sub>其糧之由<sub>一</sub>云々

義經記云 關東よりくはんし ゆ坊を被召の條 武士を御覽しけるたにかなしき  
にあさましげなる傳馬に乗奉る所々の落馬はめもあてら  
れず覺えたり

太平記云 三人僧徒 東下向條 文觀僧正忠圓僧正ニハ相隨者一人モ  
無テ怪ナル店馬ニ乗セラレテ見馴ヌ武士ニ打圍レマタ夜  
深キニ鳥カ鳴ク東ノ旅ニ出給

○荷掛駄  
長門本平家物語云 細朝將軍 實旨の條 都にもおほつかなくおほし候  
はんにやかて罷立へきよし申候て候しかは今日ばかり還  
留あるへしと申候間其日は宿へ罷かへり候しに追様に荷  
掛駄廿疋送たひて候き

甲亂記云武田一族并家此外武田之氏族并近習之衆生タル  
甲斐ハナケレトモ偶命ヲ助ル侍モ身命ノ保カタサニ或心  
ニ不レ越發心シテ濃墨染ニ身ヲ瘞一鉢ヲ手ニ持チ行脚ニ  
出人モアリ或商人姿ヲ替連雀ヲ肩ニ懸荷懸歌ニ鞭ヲ打行  
人モアリ

○小荷歌

謙信家記云取茂公國東勢敵氏康ノ諸士景虎ヒカル、ヲ喰ト  
メントヒシメク或ハ地下人トモ起リ合小荷歌ヲ奪ヒ歩兵  
ヲ討ケレハ景虎心ハ半リ給ヘトモ何事モ思ニ不レ叶シテ  
上州平井ヘ引返云々

増補家忠日記云天正七年十一月七日松平主殿助家忠大神

君ノ命ヲ奉テ瀧坂表ニ伏兵ヲ設ケ敵衆ニ馳來ルノ間伏兵  
ヲ發シテ急ニ攻撃敵狼狽シテ敗走ス是ヲ追掛敵ノ兵五騎  
ヲ討テ其首ヲ得タリ其外小荷歌二十疋追ヒ崩シテ是ヲ奪  
取ル

○サウ歌

判官物語云牛若奥州さちしいまた夜ふかきに京をいてあ  
はたくちにそいてきたるしゆ々々のたからを甘よきのさ  
うたにおほせつゝさきにたて我身は京出しんしやうにそ  
出たちたる云々

武家名目抄稿第三百八册

塙檢校保己一編

輿馬部五上

○赤毛

和名類聚抄云騎馬赤毛唐韻云驛音征漢語抄云驛馬赤毛馬也馬赤  
色也

續日本紀云寶龜元年八月庚寅朔道參議從四位下外衛大

將兼越前守藤原朝臣繼繩左京少進正六位上大中臣朝臣宿  
奈麻呂奉幣帛及赤毛馬二匹於伊勢太神宮

○白馬

和名類聚抄云說文云騶音騶漢語抄云青白雜毛馬也

續日本紀云天平十一年三月癸丑詔曰對馬島目正八位上養  
待馬伺連乙麻呂所獲神馬青身白髮尾謹檢符瑞圖曰青  
馬白髮尾者神馬也聖人爲政資服有制則神馬出又曰王者  
事百姓德至丘陵則澤出神馬實合大瑞者

又云寶龜六年九月辛亥遣使奉白馬及幣於丹生川上畿内  
群神霖雨也

るほし折云ちやうはんこれをみて扱いかによけしたとの  
小六求てえものはいくらも候八十四のかはこをきり戸の  
わきにつむたるは只たからのやまのことし四十二疋のさ  
うた三疋ののり馬いづれもみなよき馬にて候

釋日本紀云白馬アラムヤ

公事根源抄云白馬節會七日此節會の事大方は元日なとに  
おなし元日は氷の様はらかの贊御曆なとあるによりてお  
しなへて諸司の奏といふ也けふは兵部省より奉る御弓奏  
はかりを内辨も奏聞する也若卯日にあたらは今日も諸司  
奏と云へし卯杖の奏あるによりて也しからざる時はた  
御弓奏候哉と仰す天竺の具多羅葉は其長さ七尺五寸也弓  
のたけも七尺五寸なる故に是をたらしとは申にや白馬の  
節會をあるひは青馬の節會とも申也其故は馬陽獸也青は  
春の色也是によりて正月七日に青馬をみれば年中の邪氣  
をのそくといふ本文侍也仁明の御門承和元年正月に豊樂  
院におはしまして青馬を見給同六年正月には紫宸殿にて  
御覽せらるされは此馬の事禮記に春を東郊にむかへて青  
馬七疋を用るとあり七は小陽の數正月は小陽の月也又十  
節記に白馬を馬の性の本とす天に白龍有地に白馬有又天  
の用は龍也地の用は馬也人の用は龍也と申本文も侍にや  
今の節會には三七廿一疋をひかる、也是三は三陽にかた  
とり七は七日にあつるよし寛平の御記にのせられたり今  
日の毛つけの奏にも皆あし毛とはかり有是白青をもとら  
せる故なり

萬葉集註釋云ミツトリノカモハノトロノアヲウマヲケフ  
 ミルヒトハカキリナシトイフアヲウマトイフコト不審ナ  
 ルヘキコト也今ノ歌ノコトキハミツトリノカモハノイロ  
 ノトヨソヘツレハアヲキウマトキコエタリシカルニアヲ  
 ウマトハ正字ハ白馬トカキテアヲウマトヨメハシロキヲ  
 アヲウマトイフトキコエタリコレハヤスキヤウニテシカ  
 モフカキコ、ロアルヘシモノ、イロニア字ヲカミニヨキ  
 テヨフコトハアサキヲイフ心ナリヲトイフハミトリ也ミ  
 トリノウスキトイフハシロキニヨリタル也サレハコノハ  
 ノミトリナラヌハナケレトモヤナキヲワキテアヲヤキト  
 イフハヤナキハハノオモテハシロクテウラハミトリナル  
 也サレハヤナキヲ白楊トカキタルコトアルモコノ心ナル  
 ヘシ

年中行事歌合云五番左白馬節會正月頃阿

松の葉の色にかはらぬ青馬を引は是もや子日なるらむ  
 判云正月七日白馬節會の事は誰もみなれ侍る事なれば  
 今更不及注申馬は陽の獸也青きは春の色也是により  
 て正月七日青馬を見れば年中の邪氣をさり年災を除とい  
 ふ本文侍るにやされは御馬は三七廿一疋なるへし是は三  
 才にかたるとるよし寛平の御記に見えたり

○青毛

明月記云建永元年十月廿六日巳一點獻出車牛車令着少  
 時乘破車出洞院面見物午終許漸渡御禮先殿上人兵  
 衛佐清親帶經舍人白赤干細小袴重一人葛山吹衣  
 ますかみ云いひぬまの判官とくさのかり衣あをけの馬  
 に金かなもの、鞍をきて隨兵いかめしくして御こしのき  
 はに打たりたとへは行幸にしかるへき大臣などのつかま  
 つり給へるによそへぬへし  
 蛭川親元記云文明十五年八月十二日壬申神前又五郎行かた  
 より貴殿へ御馬母毛印進之

伊勢守貞忠享御成記云御進物目錄御太刀一腰持御馬一疋  
背毛印  
柏十文字

光源院殿御元服記云後奈良院天文十五丙午歲十二月十八  
 日辛丑公方家御成也細川中務大輔晴經弓持鞠負乘青毛  
 馬一沓而供奉

大館文書云今度御内書被成下一度恭奉存候寔生前大幸  
 不可過之候隨而御馬一疋背毛致進上候併御内義候條  
 如此候御取成可爲本望候恐惶謹言十二月廿日大館左  
 衛門佐殿人々御中織田三介信長

○青黒

和名類聚抄云青驪馬唐韻云驪火玄反廣韻抄云驪青驪馬今之  
 鐵驪馬也

吾妻鏡云壽永元年正月廿八日己亥千葉常胤小山小四郎  
 朝政等神馬十疋引立庭上俊兼候篋子勅毛付一疋青

黒高馬大那云々

○黒馬黒毛

和名類聚抄云驪馬毛詩注云驪音離漢語抄云純黒馬也

續日本紀云天平寶字七年五月庚午奉幣帛于四畿内群神  
 其丹生河上神者加黒毛馬一疋也

又云寶龜二年六月乙丑奉黒毛馬於丹生川上神一疋也

三代實錄云貞觀八年秋七月三日乙巳班幣宮城中及京畿  
 七道諸神黒馬一疋奉大和國丹生川上雨師神並以祈雨  
 也

日本紀略云寬仁三年五月十六日壬申奉幣廿一社依祈  
 年穀并祈雨也丹後二社黒毛御馬

保元物語云醍醐出しもつけのかみほんちんにかへりもの

のくひしよとかたむいへにつたはる入りうといふよろ  
 ひをそきたりける入りうのよろひの中にことにひさうの  
 てうほうなりしかるあひたちやくとたるによりこれ  
 をさうてんすくろ馬のふとくたくましましきにかけちのき

んふくりんのくらをいて云々

平家物語云備前副將軍隆盛守忠度は紺地錦の直垂に黒絲  
 威の鎧着て黒き馬のふとくたくましましきに鑄懸地の鞍を置  
 て乗給へり

源平盛衰記云黒馬ノ七疋ニアマリテ太ク遅キニ白幅輪ノ  
 鞍置テアツフサノ鞆ヲ懸タリ

楊鳴曉筆云風物又六波羅の相國福原の新都におはせし頃

相模國の住人大庭三郎景親東八ヶ國一の馬として黒き馬の  
 額白かりしをまゐらせたりければ一の厩にたて舍人あま  
 た付られ朝夕隙なくかはれけるか是も天下に事の出来ん  
 事人はしらするを鼠はしりけるにや其馬の尾に一夜の内  
 に巢をくひ子を生てこそしらせたりし云々

吾妻鏡云文治元年二月十九日癸酉先帝令出内裡御前  
 内府又相率一族等浮海上廷尉管赤地細直並紅相率田

代冠者信綱等馳三向江

古今著聞集云和田左衛門尉義盛か合戦の時晝は紅のほろ  
 をかけて黒き馬にのり夜は白きほろをかけて葦毛の馬に  
 のりて軍のさきを懸けるまことに一人當千と見えけ  
 る

義貞記云山河ノ戦争遠江國住人士方三郎同四郎本領訴訟

ノ爲ニ在鎌倉シケル或日彼三郎御所ヨリ濱ノ宿へ歸ル三浦若狭前司ハ濱ヨリ法華堂ノ宿所へ歸ルニ中ノ下馬橋ニテ打合タリ若狭前司ノサキニ馬引セタリ黒馬也長八寸希代ノ名馬ナリケリ土方是ヲ見テ弓矢ノ家ニ生テ一日ナリ共懸ル馬ニ乗テ死トモ死ハヤト申ケル舍人其由ヲ聞テ主ニ語ル是ヲ聞テ義モ思寄タリ哀ナリトテ則此馬ヲ土方ニ得サセテケリ其後悦トハ思ヘトモ若狭前司ハ大名ナリ我身ハ淺間シキ體ナリサレハ中々謂出ヘキ返報ナシ武家儀式云康正二年七月廿六日御拜賀御時侍所隨兵馬打次第慈照院中間紺直垂著六人二行先行(中略)三番下河原周防守是足黒線片唐紅馬

蟠川親俊記云天文七年二月十四日戊午昨夜細川殿へ爲ニ御約束ニ黒毛御馬被牽進之

御内書引付云就塗與御免之儀ニ太刀一腰馬一疋黒毛印被目結鷺眼萬疋到來悦入候仍太刀遺之候猶貞忠可申候也四月廿二日朝倉彈正左衛門入道とのへ

大館文書云先度彦部雅樂頭被差下候之時御神馬御用之由内々承候條御馬一疋黒毛致進上候此等之趣可然様御披露所仰候恐惶謹言閏三月廿四日進上大館陸奥守殿左衛門督義殿

○鳥黒

長門本平家物語云橋合宮の御方に三井寺のあく僧つゝのしやう妙めいしゆむと云者自門他門によるされたる者なり橋の上の手へこそむかひけれめいしゆん事を好て裝束くり裾衣のよろひ、たゝれにくるかおとしの大あらめのよろひにくろつはのそや廿四さしたるをかしらたかにおひなして七曲したるくろぬりの弓もち三尺五寸の太刀にくまのかはのしりさや入てさけはいたり三まい甲のくひにきなしこのむ長刀とりくしてからすくろの馬のふとくたくましきに黒くら置て乗たりけり

源平盛衰記云小坪合武藏國住人綴藏ノ大將ニ太郎五郎トテ兄弟二人アリ共ニ大力ナリケルカ太郎ハ八十人カカアリ東國無雙ノ相撲ノ上手四十八ノ取手ニ暗ラカラストキコユ大將島山ニ向テ云ヒケルハ和田ニ蒐ラレテ御方負色ニ見ユ思ヒ切ル郎等ノナケレハコソ軍ハ緩ルナレ和田小次郎打取テ見參ニ入レムト云ヒ捨テ、肌ニハ白帷ニ脇振キ白キ合ノ小袖一重木蘭地ノ直垂ニ赤皮威ノ鎧ニ白星ノ甲ヲ著廿四サシタル黒ツ羽ノ籠四尺六寸ノ太刀ニ熊ノ皮ノ尻サヤ入レテソ帶タリケル滋藤ノ弓ノ真中トリ鳥黒ナル大馬ニ金伏輪ノ鞍ニソ乗タリケル

又云金剛力士金剛左衛門俊行力士兵衛俊宗ト侍二人鳥黒ナル馬ニ白伏輪ノ鞍ヲキテ魚凌ノ直垂ノ下ニ火威ノ腹巻月光ニカ、ヤキテ合浦ノ玉ヲ盤ケルカコトクナリ

鴉鷲合戰物語云九月六日よせての大將軍玄ハ黒絲の大鎧の黒つけなるに同じ毛のかふとにくろつくりの太刀帶て黒籠に鴻のしるしきつけたる矢四十二さしたるおひて黒塗の弓持て鳥黒なる馬のふときに無文の鞍をきてわさと黒鞆かけてそ乗たりける

會津陣物語云前田慶次郎利大ハ黒具足ニ猿皮ノ投頭巾ヲカフリ(中略)瓦毛ノ馬ノ七寸計ナルヲ野鬘ニシテ銀ノ頭巾ヲカフテ朝鮮鞆カケテソ乗タリケル乗替ハ鳥黒ノ馬ノ二寸五分計ナルカ殊ニ太ク逞キニ梨地ノ鞍置セ純子ノ粟ニ糲米干味附ヲ入テ三頭ニカケ種子鳥ニ挺鞍所ニ付テ率セタリ

○鹿毛

和名類聚抄云毛詩注云音留漢語抄云赤身黒鬣馬也又云爾雅注云音花漢語抄云淺黃色馬也

續日本紀云寶龜元年八月庚寅朔遣若狹國司從七位下伊勢朝臣諸人内舍人大初位下佐伯宿禰老率鹿毛馬於若狹彦神八幡宮各一匹

扶桑略記云延喜七年丁卯正月三日法皇召ニ式部卿親王左大臣一令侍仰親王大臣等曰還御時可寂寥宜園恭將懸物有ニ好馬一則召ニ恭局一式部卿敦實親王與左大臣時平一恭其間御厩別當春野率鹿毛御馬立三庭中一局終左大臣勝云々

保元物語云山田小三郎爲朝これゆきとし廿八身のさかりと見えたり大の男のまた、かものなりゆみは三人はりやつか十三そくさけはりをもゐんと思ふものなりけりくろかはおとしの大あらめのよろひさかりすきたるにくろつはのやをいニ所藤のゆみもちてかけなる馬にくらをひてそのつたりける

長門本平家物語云賴朝令旨なかつなとしころの家人東國にありけるかぬかのへたもののかけるむまのふとくたくましきにくきやうのいちもつなりけるを伊豆守におくりたりけり

源平盛衰記云辨浦合判官又浦人ニ問給フコノ勝浦ヨリ屋島へハ行程イクラ程ソト二日路候ト申スサレハ敵ノキカヌ先ニ打ヤ々々トテ鞭障泥ヲ合テ打ツ處ニ大將軍トヲホシクテ黒革威ノ鎧ニ騎馬ニ乗テ一百餘騎ニテ歩ハセ來ル笠注モ不付旗モ不差云々

又云與一尉判官島山ヲ召ス重忠ハ木蘭地ノ直垂ニ裙繩目



ノ鏡著テ大中黒ノ矢負ヒ所藤ノ弓真中取リ駒馬ノ太ク退ニ金伏輪ノ鞍ヲキテ判官弓手ノ脇ニ進出テ、畏テ候

吾妻鏡云治承五年閏二月廿三日朝政著火威甲一祝鹿毛馬一時季廿五勇力太盛而懸四方多亡凶徒也

又云嘉祿元年二月十日癸酉今日被立御堂一親職附賢文元等朝臣參進申時尅事及午尅有其儀大工矢坂次郎大夫引頭四人參上專終大工等賜祿官代大夫隆邦清判官季氏等爲奉行大工分馬二疋一御馬毛野内太郎兵衛尉同次郎引之云々

會我物語云はこわかけかみをととりあけてゑほしをさせそかの五郎ときむねとなのらせてかけなるむまのふとく五さうたくまじきにしろふくりんのくらをかせくろいとのはらまき一りやうそへてひかれり

建治三年記云十二月二日相太守賢意御元服(中略)一御馬栗毛二鹿毛刑部少輔七郎工藤

太平記云赤坂合本間九郎サレハコン此者ハ一定明日先懸セラレヌト心ユルシ無リケレハマタ背ヨリ打立テ唯一騎東條ヲ指テ向ケリ石川河原ニテ夜ヲ明スニ朝霞ノ晴間ヨリ南ノ方ヲ見ケレハ紺唐綾威ノ鏡ニ白母衣懸テ鹿毛ナル馬ニ乘タル武者一騎赤坂ノ城ヘソ向ヒケル何物ヤラント

吾妻鏡云建久元年三月十四日戊辰右兵衛督保書狀到來所レ被付廣元之使者也被執進院宣宗長并權中納言房長狀等其詞曰(中略)御馬廿疋被進事近年不及此程員數所感思食也每事復舊歎赤鹿毛馬事只事次所被仰也強不能尋求戸立なと出來之禮必可歷御覽歎

○白鹿毛  
和名類聚抄云說文云驪馬反黃也抄云黃白色馬也

吾妻鏡云嘉祿元年八月十八日戊申舞人多好氏在鎌倉之處可令歸洛之旨自殿下被申之間所被差進也則將軍家染御自筆令申御請文給又御馬一疋白鹿賜好氏云々

○紫驪馬  
續日本紀云靈龜二年六月辛亥正七位上馬史伊麻呂等獻新羅國紫驪馬二疋一高二尺

○黑鹿毛  
和名類聚抄云毛詩注云騶音留漢語抄云烏驪黑鹿毛也(中略)赤身黑鬣馬也

長門本平家物語云條むねもりをたのまれ候へ三位入道のま給ひたらん恩には少もおとるまじきそとのたまひければさおふかしこまつて候ぬと御返事申す右大將大に悦て

馬打寄セテ是ヲ見レハ人見四郎入道ナリケリ  
花營三代記云應安七年十二月廿五日買馬内覽一番黒鶴毛御馬二番黒駿山名右衛門佐入道三番鹿毛佐々木大膳大夫四番鹿毛佐々木四郎兵衛五番瓦毛云々

武家儀式云康正二年七月廿六日御拜賀御時侍所隨兵馬打次第慈照院義中間紺直垂著六人二行先行(中略)八番赤田信濃守具足原草片白鹿馬鹿毛

出法師落書云先としのほと四十七八とみえたるはたそと風呂たく翁にとへはあれは上原左京亮と答鹿毛なる馬のけきりかちなるかさすかに細かす射たるとはみえたれともおもはしからの馬なりそれまでわるとき所にて矢はなすす稽古かさなりたしなめるとみえたるるところに八十疋よはりてのち白犬の出からさたまりたるにうつてよせて馬手の物をいられる

板坂卜齋慶長記云九月十九日何方の人にて候哉可然武具かふとはきすくろき具足鹿毛の馬にのり金箔おし候さいつちのさしものにて御先へ参り候衆と前後うちましり通り候

○赤鹿毛  
和名類聚抄云說文云驪馬反黃也抄云黃白色馬也

先まよさんしたるひきて物にとあしけなるむまのふとくたくまじきとくろ鹿毛なる馬のいちもつなるとよきくらをきて給たり

源平盛衰記云都波山三河守知度ハ赤地ノ錦ノ直垂ニ紫スソコノ冑ニ黒鹿毛ナル馬ニ乗テ西ノ山ノ麓ヲ北ニ向テ五十餘騎ヲ相具シテ云々

吾妻鏡云文治元年正月一日乙酉卯尅武衛御水御參鶴岡宮被奉神馬二疋黒鹿山上太郎高光次郎重弘等引之又云嘉祿三年四月廿二日癸卯今日將軍家入御左京權大夫亭爲此御祈被新造御所繪成之間渡御始也御儲毎事過差云々御出之儀又殊被刷供奉人清撰各行粧殊折花(中略)一御馬黒鹿毛駿河五郎左衛門尉資村同八郎胤村二御馬五相模六郎時定平左衛門三郎盛時云々

武家儀式云康正二年七月廿六日御拜賀御時侍所隨兵馬打次第慈照院義中間紺直垂著六人二行先行(中略)廿一番佐方九郎具足洗平片赤絲馬黒鹿毛

○鶴毛  
和名類聚抄云緒白馬毛詩注云騶音留漢語抄云緒白馬鶴毛也形白雜毛馬也爾雅注云駮今之緒白馬也

異本保元物語云まけもりにおひては八郎か矢さき一あて

あてんとおもひきりたり(中略)つきけなるむまにいかけ地のきんふくりんのくらをひてのりたりける

平治物語云 内裏勢 ちのちうしやうなりちかまやうねん廿四こんちのにしきのひたれにもえきをとしのよろひにをしのまるのすそかなものををうちたりけるなかつくりんのたちをはきのふよりと一まよに給へりつきけの馬にいかけちのくらをひてうこんのたちはなのきのしたにこれもひかしむきにひきたてたり

平家物語云 法住寺 近江守仲兼は法住寺殿の西の門をかためて防く所に(中略)其勢五十騎計大勢の中へ懸入一方打破てそ通りける主従八騎に討なさる八騎か中に河内の日下黨に加賀坊と云法師武者有月毛なる馬の口のはききにそ乗たりける此馬は餘りに口か強うて乗たもつへしとも存候はすといひければ源藏人さらは此馬に乗替よとて栗毛なる馬のした尾白いに乗替て根井小彌太か二百餘騎計てひかへたる河原坂の勢の中へかけ入

源平盛衰記云 高綱馬 大庭三郎景親佐々木五郎義清等大勢ニテ先陣ニ進テ追係タリ佐々木五郎義清ハ大庭三郎カ妹御ナリケレハ景親カ勢ニソ打具シタル縞白馬ニ赤皮威ノ鎧キテイチシルクコソミエワタレ

太平記云 武藏野 將軍十萬餘騎ヲ五手ニ分テ中道ヨリソ寄ラケル(中略)二陣ニハ白旗一揆二萬餘騎白草毛白瓦毛白佐目 天正本作 縞毛ナル馬ニ乗テ練貫ノ笠驗ニ 天正本作 白旗ヲ差タリケルカ 四源院本云二陣ニハ八文字一揆ニ萬餘騎練貫ノ笠驗ニハ八文字ヲ差タル白旗ヲ差タリ 敵ニモ白旗アリト聞テ俄ニ短クソ切タリケル

又云 龍馬進 其頃佐々木鹽治判官高貞カ許ヨリ龍馬也トテ月毛ナル馬ノ三寸計ナルヲ引進ス

古今著聞集云天竺冠者ハそらをかけり水の面をはしるよし聞えければ當國隣國より人のあつまりきはふ事おひたしかりけりかの冠者あかとりをめの水干に夏毛のむりはきをきてまけとうの弓にのやおひて竹笠をきたりけり月毛の馬のちひさきに乘て毎日に山のうへの家よりくたりければ云々

承久記云 北國所々 富樫次郎家經ハ黒絲威ノ鎧ニ縞毛ノ馬ニソ乗タリケル

又云向ノ岸ニ黒皮威ノ鎧ニ月毛ナル馬ニ乗テ云々

又云黒皮威ノ鎧ニ縞ノ母衣懸テ白月毛ナル馬ニ乗テ落行ケル

夫木抄云賀茂社百首慈鎮和尚春駒の月けのおかみ白妙に花ちる野へは櫻かりせん

又云御集中春駒法性寺入道關白おきのはのつのかむ野へは久かたの月毛の駒の櫻なるらん

六帖久かたの月毛の駒をうちはやめきぬらんとのみ君をまつかな

吾妻鏡云文治元年二月十九日癸酉南御堂事始也武衛水干御馬ニ波御其所

又云同五年十一月八日太田冠者師泰失乗馬毛之間頻訴申之可令尋進之旨於奥州被仰清重還御之處已尋進之間尤神妙之由云々

又云建久二年正月廿八日丁丑幕下爲二所御精進一出御子由比浦著水干一縞縞毛馬給云々

梅松論云曾我上野介敵を討頭をとり頓て月毛なる大馬に乘て頭の殿御前に參て分取見參に入たりければ云々

九日(中略)定頼進上折紙目錄也御弓征征矢ハサ砂金十兩包金同益銀御鏡紅縞御馬一縞縞毛置元造朝臣披露之一

甲陽軍鑑云 甲州軍時 小幡山城一入大剛の働をいたし候様子は三度の合戦に三度なから一番に鎧を入はしめ高名をして四度めには馬を敵中へ乗入敵と馬上より組ておち高名を仕り其身七ヶ所手負馬にも六ヶ所手を負せ高名のしるしを馬の四のしほ手につけ信玄公の御前へ參候故諸手にすくれたりとの御威状をば小幡山城に下さる其身の手に負たる血馬の疵の血まゐるし四の血にて月毛の馬栗毛のこくとに見えたる故其時分上下ともに若衆されことに月毛の馬の栗毛になるほと武籍をせよと取沙汰あるは此小幡山城事也

武器要説云原美濃守申分右之衆申所尤ニ候板垣信形と村上方と劔候時村上方に名高く聞候長谷倉熊之允と申者縞毛の二寸にたらぬ馬に乗信形同心の小島忠兵衛に駈合せ忠兵衛を切落し長谷倉さすかの者ゆる忠兵衛つれか首をは取不申某に乗り掛り鎧かみを仕候

○赤縞毛

和名類聚抄云毛詩注云 音通漢語抄云縞 白雜毛馬也

光源院殿御元服記云天文十五丙午歲御元服當日十二月十日

夜到來公方様へ御太刀長則御馬二匹赤鶴毛印兩目御方御所様  
御太刀最光御馬一匹河原毛印御船へ馬一匹白鶴毛印各書狀あり六月十二日付也

○紅梅鶴毛

難波職記云増田兵部和泉守處へ尾張ヨリ貫ニ越候紅梅月毛ノ馬ヲ遺野平三郎ト組討ニテ深田ノ中へ平三郎ヲ組臥首ヲ取處ヲ澤田但馬カ輕士三藏兵部カ甲ノ鎧ヲ纏テ引臥抑ヘテ平三郎ニ首ヲ取セ太刀刀鎧以下分捕ス紅梅月毛ノ馬ヲ見知リタル故三藏是ヲ助タリト云々

○柿鶴毛

大坪流馬書云月毛馬には白月毛黒月毛と申候なり又さひ月毛在レ之又常にこうはい月毛と申事申さぬ事なりと云云これをはあかほふたる月毛と申也但人のとひ申候時ならば常にこうはい月毛なと申やうなる月毛にて候なり申候は、人も心得我もふこうなる間敷候かき月毛とは申と承及て候得共たしかならず候間猶よく承度事候又鶴月毛と申は有間敷事に候か若はくらう方のいふせつかまします事歟

○白鶴毛

平家物語云くまかへ子息小二郎直家はおもたかを一志は

摺たる直垂に押繩目の鎧著て西樓と云白月毛なる馬にそ乗たりける

源平盛衰記云平家公薩摩守忠度ハ生年四十一色白クシテ髭黒ク生ヒ給ヘリ赤地錦ノ直垂ニ黒絲威ノ冑ニ甲ヲハ著給ハス立帽子ハカリニテ白鶴毛ノ馬ニ遠雁ヲ文ニ打タル鞍置テソ乗タリケル

承久軍物語云ちくこの六郎さるもんはくろかはおとしのよろひにむらさきのほろかけて白月毛なるむまにのりおち行云々

吾妻鏡云建長二年正月一日丁卯院飯云々四御馬白鶴毛遠江次郎左衛門尉光盛同六郎右衛門尉時連

文正記云聿甲斐總領千菊丸共齡十有二(中略)家傳幼童時代々著初普代卯花威鎧綿上抓抛掛肩上帶縮草摺短著下金造腰刀指添五明結降銘作小太刀籠手脛楯綺麗不及言語同色四方白五枚兜打三箇月小鍬形郎從被撥其星榮而耀廣與和輪馬白駿太違殿長六寸餘

○黒鶴毛

平家物語云俱利伽羅同十二日奥の秀衡か許より木曾殿へ龍蹄二疋奉つる一疋は黒月毛一疋は連錢草毛也  
長門本平家物語云熊谷平山城小次郎直家はおもたかを所

所にすつたるひたれにふちなはめの冑にかけなる馬に黒鞍置てそのつたりけるはたさしは秋野のすりたるひたれにあらひかはそのよろひに三まい甲をきて黒月毛なる馬の名をはまら浪とそいひけるまことの一物也此馬は陸奥栗原あねはと云所の牧より出たりおかみたくましくしろかりければ白浪とそつけたりける

太平記云芳賀兵衛芳賀伊賀守御方ノ勢ヲ見巡シテ八郎カミエヌハ討レタルヤラント親ノ身ナレハ心元ナケニ申ケルヲ馬ノ前ナル中間放レ馬ノ數百匹走散タル中ニ毛色鞍具足ヲ委ク見テ候ヘハ黒鶴毛ナル馬ニ連騎ノ鞞懸タルハ健ニ八郎殿召レタル御馬ニテ候早討レサセ給ヒストコソ覺ヘ候ヘト申ケレハ云々

相國寺供養記云路次行列先陣隨兵三番東下總守平師氏赤絲金刀白太刀朽葉直垂文竹丸貫熊皮馬黒鶴毛蒔繪鞍白覆輪上帶引

季瓊日録云長享三年四月九日御馬黒月毛御鞍非銀鞍平生所ニ御用ニ之鞍也鞍紋雁一雙有レ之伊勢兵庫助同七郎右衛門尉被引御馬鹿苑院請取之於葬所門右邊渡レ之

○黄鶴毛

平家物語云待賢門さるもんのすけまやうねん廿三あかち

のにしきのひたれにはしのはひのよろひにてうのまろのすそかなものしけくうたせりたつかしらのかふとのををしめて小からすといふたちをはききりふのやおひしけとうのゆみもちてきつきけなる馬にやなきさくらをすりたるかひくらをかせてのり給へりしけもりの給ひけるはねんかうはへいちなり花のみやこはへいあんしやうわねらはへいけなり三事さうおうしてこんとのいくさにかたん事なんのうたかいがあるへき  
判官物語云土佐房堀川きさんた申けるはかたきいころすこそやすけれいけとれと仰をかうふるこそもつての外の大事なれさりなからもとて大なきなたをとつてはしり出ければ辨慶あはやきやつにさきんせられなんすとてまさかりひつさけとんで出るきさんたはうの花かきのさきをつつとおりていつみ殿のえんのきはをにしみかとをさしてそ出にけるこゝにきつきけなる馬にのりたるものはしのはひのよろひきて馬にいきをつかせてゆつるにすかりてひかへたり云々  
太平記云一宮御サラハ僧ノ儀ニ付テ祈リヲセヨヤトテ船中ノ上下異口同音ニ觀音ノ名號ヲ唱奉リケル時不思議ノ者共波ノ上ニ浮ヒ出テ見エタリ(中略)大物ノ浦ニテ腹切

テ死タリシ右衛門府生泰武文赤絲威ノ鎧同毛ノ五枚甲ノ緒ヲ縮黃鶴毛ナル馬ニ乗テ弓杖ニスカリ皆紅ノ扇ヲ舉テ松浦カ船ニ向テ其船留マント招ク様ニ見エテ浪ノ底ニソ入ニケル

○宿鶴毛

平家物語云のかけの條こゝに平山はまけめゆひのひたたれにひをとしのよろひきて二引りやうのほろをかけぬかすけといふ聞ゆるめいはにそのつたりけるはたさしはくろかはおとしのよろひにかふといくひにきなしさひ月けなる馬にそのつたりける

長門本平家物語云源經四國 下向條九郎義經はあかちの錦のひたたれに黄返の冑きて宿鶴毛なる馬のふとくたくまじきかあくまで尾かみたくひたるか名をはあまくもと云にそのりたりける

源平盛衰記云山門輿 振條神輿堀河猪熊ヲスキサセ給テ北ノ陣ヨリ達智門ヲ志シテソ振寄セ來ル源兵庫頭賴政ハ赤地錦直垂ニ品皮威鎧著テ五枚甲ニ滋藤ノ弓廿四サシタル大中黒ノ矢負テ宿禰白毛ノ馬ニ白伏輪ノ鞍ヲキテ乘リ卅餘騎ニテ固タリ

付我物語云かわつのいとうかちやくしかわつつの三郎をき

武家名目抄稿第三百九册

塙檢校保己一編

輿馬部 五中

○栗毛

和名類聚抄云唐韻云羊朱反栗色立成 紫馬也

保元物語云白河殿 攻落條紫革腹卷著栗毛ナル馬ニ乗高間四郎ト名乗

吾妻鏡云壽永元年正月廿八日己亥千葉介常胤小山四郎朝政等神馬十疋引立庭上俊兼候實子勸毛付一疋栗毛武田太郎云々

又云元暦元年八月八日甲子参河守範頼爲平家追討使一赴西海午尅進發旗差一人弓袋一人相並前行次参州若紺直進加小具足駕栗毛馬一次扨從後輩一千餘騎並龍蹄一

梅松論云去年箱根を過尾柄へ御向ひ有て打勝給ひしも將軍の武略によりとて御旗をすめらる頭の殿は同じく妙恵か進らせたりける赤地の錦の御直垂に紫皮威の御鎧御劔は篠作弓箭をも帶せらる御馬は栗毛是も昨日宗像の大宮司か進上申たりしにこそ召れける

たりけるおもしろくこそ出たれたれあきのすりつくしえたるあひくひにひきかきしたるひたれにまたらむかはきすそたふやかにきはなしつるのもとしろにてはひたるえらこしらへのえらやはつたるにかひなしせんたんのうのゆみのまんなかとりもえきうらつけたる竹かきこからしにふきそらせさひつきけのむまの五つきあまりの大きなるかおかみあくまでちみたるになしちにまきたるしろふくりんのくらにれんしやくまりかひの山ふき色なるかけふくみくつわにこんのたつなをいれてそのつたりける

建治三年記云十二月二日相大守賢息御元服(中略)一御馬栗毛上手相機右馬助下手 長崎四郎左衛門尉

大平記云南帝八幡 御退矢條主上ハ軍勢ニ紛レサセ給ハン爲ニ山本判官カ進セタリケル黄絲ノ鎧ヲメシテ栗毛ナル馬ニメサレタル

花營三代記云應安六年十二月廿七日貢馬内覽一番鶴毛五尺二寸御馬二番鶴毛五尺三寸山名右衛門佐入道三番鶴毛五尺一寸佐々木近江入道跡四番栗毛五尺

明德記云一色左京大夫ノ裝束ニハ赤地ノ段子ニテツ、ンタル金同ニ白絲ノ鎧ノ妻取タルヲ二兩重テ著給テ同毛ノ五枚甲ニ五尺二寸ノ銀ノ鞞形打テ居頸ニ著栗毛ナル馬ノ八寸ニハツミタルニ白覆輪ノ鞍置テ金クサリノ馬鎧カケテソ乗タリケル

武家儀式云康正二年七月二十六日御拜賀御時侍所隨兵馬打次第慈照院義 政御代中間紺直垂六人二行先行(中略)一番多賀四郎右衛門尉具足前黃絲 片赤馬栗毛大館文書云就栗毛糴毛早道馬之儀一預御札候令拜閱候則進上被仕候可然様御取合所仰候此旨可得御意候恐惶謹言六月廿八日大館陸奥守殿貴報朝比奈左京亮奏朝

○黒栗毛

和名類聚抄云毛詩注云騶音留漢語抄云赤身黒鬣馬也

平家物語云宇治川先陣條佐々木四郎の給はられたりける御馬は

黒栗毛なる馬のきはめてふとたくましましきか馬をも人を

もあたりをはらつて食ければ生食とは付られたり八寸の

馬とぞ聞えし

長門本平家物語云小松殿被謀交條車のうちによういせられたり

けるものゝくめしよせてむらさき地のよろひ直垂にはし

のにはひのよろひをきて白星のかふと春近といふ雑色の

くひにかけさせておとゝの右大將宗盛の黒栗毛の馬に黄

ふくりんの鞍をきてとねりかひかへたるを引かなくりて

乗給ふ

吾妻鏡云文治五年五月十九日鶴岡塔供養事(中略)武藏守

於御前立御馬次第一疋河原千葉介進一疋森小山兵衛

尉進一疋鶴三浦介進一疋黒信濃守進一疋源源藏人大夫進

一疋黒栗遠江守進一疋毛佐々木四郎左衛門尉進一疋黒相

模守進

又云建久四年十二月一日甲午相模守惟義爲奉幣御使

參向尾張國熱田社被獻神馬黒栗

判官物語云中若奥州しやなわうとのあわたくらちまで出給

てまち給ふしやうもん坊もそれまでおくり奉る十せんし

の御前にてきちしをまち給へはさちしいまた夜ふかきに

京をいてあわたくちにそいてきたるしゆくのたからを

廿よきのさうたにおほせつゝさきにたて我身は京出しん

しやうにて出たちたるあいひひきかきしたるすりのひ

たれにあきけのむのはきはいてくろくり毛なるむまに

つのふくりんのくらをきてそのつたりける

竹崎五郎繪詞云くろくりけなるむまにこともゑのくらを

きてれんしやくのしりかいにしんせいくつわをはけてむ

まやのへつたうさえた五郎をもてこれを給る

伯耆之卷云長高申けるは自是西三星隔て佐々木隠岐前

司清高二千餘騎小波と申所に扣て候東は同能登守清秋八

百餘騎二里隔て赤崎と申所に候彼等か寄候はぬ先に疾々

可成御幸候と申て長高か乗たりける黒栗毛なる馬を

進せけり

室町殿日記云義輝公在征夷將軍條甲州武田晴信より來國光の御太

刀黒栗毛のふとたくましましきに金梨地の金具摺たる鞍置

馬一疋進上ありけり

○白栗毛

長門本平家物語云義輝押寄法いささらは仲兼かむまに乘

替んとて栗毛なる馬に鬣尾白かりけるにのりかへたり

吾妻鏡云壽永元年正月廿八日己亥千葉介常胤小山小四郎

朝政等神馬十疋引立庭上俊兼候實子勅毛付一疋白

栗毛河越太

太平記云六波羅爰ニ六波羅ノ勢ノ中ヨリ年ノ程五十許ナ

ル老武者ノ黒絲ノ鎧ニ五枚甲ノ緒ヲ縮テ白栗毛ノ馬ニ青

總懸テ乗タルカ馬ヲシツシツト歩マセテ高聲ニ名乗ケル

ハ云々

古今著聞集云近頃常陸國たかの郡に一人の上人ありけり

大なる猿を飼けり件上人如法經かゝんとてかうそをこな

して料紙すきけるときのさるにむかひて汝人なりせば

これほとの大願に助成などはしてまし畜生の身くちおし

とは思はぬかといひたりければ猿うちきゝてなにとかい

ふらん口をはたらかせともきゝしる人なしかくて其夜う

せにけり朝にもとむれともすへてゆき方をしらすはやく

此猿他の郡へ行てけり或人のもとに白栗毛なる馬を飼け

る馬屋にいたりて件馬を盗てけり

○赤栗毛

和名類聚抄云毛詩注云騶音留漢語抄云赤身黒鬣馬也

○濃栗毛

輿馬部 五中

三好記云三好長治見家中之馬同玄蕃頭馬五寸餘アル濃

栗毛ノ五歳シタル能ヨシニ鞍裳東キレイニシテ舍人アマ

タニ引セ同ク西ノ小門ヘソ通シタリ

○柑子栗毛

庭訓往來云馬者連鏡草毛柑子栗毛烏黒雲雀毛鳩毛糟毛青

鶴鬣白月毛額白河原毛駸雪踏等皆相副舍人調口

桂川地蔵記云馬者連鏡草毛柑子栗毛黃鳩毛佐目駸糟馬

脊筋通河原毛鬣白雪踏月額真閑伊郡多久佐里之本收立

名馬ニ云々

與羽永慶軍記云太閤落馬最上義光緋綴ノ鎧同毛ノ甲金作

リノ太刀刀薄紅ノ母衣掛テ鹿毛ノ馬ノ七寸有ケルニ紅ノ

大總ノ三階掛テ打乘玉ノ(中略)嫡子義安小櫻威ノ鎧ニ柑

子栗毛ノ馬ニ乘玉ヲ

○草毛

和名類聚抄云騶毛詩注云騶音留漢語抄云赤身黒鬣馬也爾雅

注云今按黃者草初生也騶馬鬣毛也蒼白雜毛馬也爾雅

扶桑略記裏書云承平四年七月十七日薩摩國唐馬一疋草毛

牽進左大臣家

日本紀略云天延二年九月卅日高麗國交易使藏人所出納

國雅相具貨物參入其中彼國馬一疋草毛似本朝駸馬

不可爲三貢賂

平治物語云内裏勢次なん中くうのしんともなか十六さいくちはのひたれにをもたかといふよろひをきる又ねはなしをもたかをとしなるほししろのかふとのをしめうすみとりといふたちをはきしらのに白鳥のはにてはきたるやをひふえとうのゆみもちてあしけなる馬にしるふくりんのくらをかせよしひらの馬と同じかしらにひつたてさす

長門本平家物語云石橋山合戦またのいはくあまりにくらくて敵も御方も見わかばこそくみ候はめといひければ大はかいひけるはさなたはあしけなる馬に乗たりつるかかたしるのよろひにすそかなものうちてしろきほろかけたりつるそそれをしるしにてかまへてくめとを申ける

源平盛衰記云石橋合戦大庭三郎モ佐々木五郎モ鞭ヲ打テソ責係ケル大庭カ童某輩毛馬ニ乗リ間近キホトニ責メ付ケタリ

吾妻鏡云元暦元年十二月二日丁巳武衛被遣御馬一匹毛於佐々木三郎盛綱盛綱爲追討平家當時在在西海而折節無乘馬之由依令言上熊立雜色被送遣之云云

又云家集久我内大臣家歌春駒如寛法師難波江のみきはに

あるはるこまはかけもあしけにみゆるなりけり

又云建長七年願朝卿家千野春駒光俊朝臣もさのみけのをみれば衣手をあしのけ駒に草つきにける  
明月記云正治二年二月八日聊念誦之後昏參上即參南殿入夜見參承明日御作等子夜退下今日以草毛馬引替右京權大夫黑糟毛馬是又雖小馬依尾髮尋常所請替也  
明德記云火威ノ鎧著テ草毛ナル馬ニ乗タル武者桂川ヲハ此方々々ト呼テ夜ノ程ハ眞先ニ打ツルカ夜ノ明ルトヒトシク行方モ知ヌ成タリト申ツルナリ

加賀守貞満記云就白傘袋赤毛毳鞍覆御免之儀太刀一腰馬一匹草毛印青銅五十四匹到來日出候也八月十一日三雲源内左衛門とのへ

光源院殿御元服記云天文十五丙午歳十二月十八日辛丑公方家御成也上野民部大輔信孝御劔役但帶右方云々乘草毛馬著足半御供也

安土日記云仁科五郎乘候祕藏之草毛馬武田四郎乘馬大鹿毛是又被進候

甲陽軍鑑云甘利左衛門尉同心頭米倉丹後惣領子彦次郎鐵砲にて腹を後へうらぬかれ胴内へ血入て腹はつして既死

又云建久二年二月四日癸未前右大將家二所御參辰剋横大路西行先御參鶴岡宮御奉幣後進發給若宮大路南行至

稻村崎一盤行列御先達次先陣隨兵(中路)次前右大將家御押衣會我物語云そかにてとらかあしけなるむまにかいくらをかせ云々

古今著聞集云永延元年五月九日右近馬場にて競馬五番ありけるに三番左府生下野公里穂坂七草毛にのりたりけり右近衛三宅忠正同九嶋毛に乗たりけるに左五尺勝にけり嶋毛次日の朝病もなきに目に涙をうかへてやかて死にけり獸なれとも負たる事を思ひいれたりけるにや不思議なることなり

又云大津馬の雨のふりたる日粟田口の大道をとをりけるに道あしくてあし毛なる馬とろかたになりたりけるを見て縁淨法印見てよみける  
まろ馬はとろかたにこそ成にけれつちあしけとやいふへかるらん

夫木抄云文治六年五社百首皇太后宮大夫俊成卿はるこまのあしけにのみ見ゆるかなにはの春やふかくなるらん

するに若毛馬の糞水にたてのみ候へは血をくたすと申てあたへ候處に父丹後におとらぬ武者故彦次郎申は此手前から後へうらぬかれ助るへきにあらすさありて命惜きとて牛馬の糞までのみたるとあれは武道をかせきてかはねの上の恥なりとてのます甘利左衛門來りて申さるはさすかに武米倉彦次郎ともおほえぬ事を申物かなかほと  
の深手にて助りかたけれ共若の事もあれは又信玄公の御用に立へき物を無心懸の侍は何共いへ能武士は命をまたに高名をきはめて馬の糞を立たるを左衛門尉とりて二口のみ一段味よきとはぬ左衛門尉より彦次郎にくれらるるをこにては彦次郎飲候へは不思議なり胴の血一桶ほとくたり彦次郎其深手平糞なり

板坂卜齋慶長記云御先陣羽柴左衛門大夫羽柴越中守黒田甲斐守井伊兵部少輔本多中務大輔大野修理亮草毛馬の太く遠ましきに白き切割のさし物にて道すちを西向に各一同に嘯と懸られたり

○六ノ草毛  
古今著聞集云中頃六の草毛といふあかり馬有けりいつれの御室にか大法をおこなはせ給けるに引かせられにける

をある房官に給はせてけりあかり馬ともしらすて乗ありき

けるほとに或時京へ出けるをまりたる人道に逢て此馬を  
見ていかにさしものあかり馬の名物六のあしけにはかく  
のり給へるそといひたりけるにおくして手綱をつよくひ  
かへたりけるにやかてあかりてなけしるにまさかさまに  
落て頭をさんくにつきわりにつけりをかしかりける事  
也

○白草馬

保元物語云 義朝白河殿討伐 白草馬ナル馬ニ金覆輪ノ鞍置テ乗タ  
リケルカ懸出テ鎮西八郎此ニ在下名乗給フ

平治物語云 源氏勢 白草毛ナル馬ニ白覆輪ノ鞍置テ信賴卿  
ノ馬ノ南ニ同頭ニ引立タリ

平治物語云 老馬 武藏國住人別府小太郎清重とて生年十  
八歳に成ける小冠者進出申けるは父にて候し義重法師  
か教候ひしは山越の狩をもせよ又敵にも襲はれよ深山に  
迷ひたらんする時は老馬に手綱打かけ先に追立てゆけ必  
道へ出うするにとこそ教候しかと申ければ御曹司やさし  
うも申たる者哉雪は野原を埋めとも老たる馬を道は知と  
いふためし有とて白草毛なる老馬に鏡鞍をさ白鬚手綱  
結んで打懸先に追立ていまたしらぬ深山へそ入給

長門本平家物語云 備前河原佐井の七郎五十よきにてちく

よくを一拍子ははりとよんでひらいはあふきをやくらよ  
りころもかわへさつとなけいれあふきのおつるよりはや  
くやくらをとんとおりたりけりさんのめたちのしらあし  
け七き八ふんあけ六さいにひきよせゆらりとつたりけ  
り

太平記云 新田義貞傳 越前府城條 船田長門守カ若黨葛新左衛門ト云者  
川ハタニ打寄テ(中略)白草毛ナル馬ニカシ鳥威ノ鎧著テ  
三尺六寸ノカヒシノキノ太刀ヲ抜甲ノ眞向ニサシカサシ  
タキリテ落ル瀬枕ニ只一騎馬ヲ打入テ白浪立テソ游セケ  
ル

官地論云六月五日申尅終從ニ城中ニ武者一騎出來黒絲腹卷  
肩白威下金物重打責ニ胸板ニ星白甲打ニ鍬形ニ猪鬚著成金作  
腰刀兵庫鎧帶ニ太刀一切生矢等高負成持ニ塗籠藤弓一懸ニ紅  
之母羅ニ白草毛馬置ニ金覆輪之鞍ニ乗舍人男楯計挾ニ脇開ニ  
木戸ニ堀板橋静々歩出敵陣近掛寄燈踏張通立上大音聲名  
乘是本郷修理進春親云々

鴉鷲合戦物語云 九月六日 合戦條 城の方には山城守父子三騎青鶴  
信濃守長高鶴越後守高直その勢合て八百餘騎にてをめい  
て懸る高直か裝束には白絲の大鎧十布一丈のねりぬきの  
大母衣雪山をおふかこくかけふくらめて白草毛の馬の

ま河をかけたわたるひおとしのよろひにしらほしのかふと  
きてくれなぬのほろかけてまらあしけなる馬に白ふくり  
んのくらをみて乗たりけり

源平盛衰記云 石橋山岡崎ノ四郎義真申ケルハ弓箭ヲ取テ  
戰場ニ出ル程ノ者敵一人ニクマヌ者ヤハ侍ルヘキ親ノ身  
ニテ申スコト人ノアサケリヲ願サルニ似レトモ存ル所ヲ  
申サラムモカヘリテ又私アルニ似ルヘシ義定ハ此間大事  
ノ所勞仕テ未タチカラ付スヤ侍ラメトモ心シフトキ奴ニ  
テ弓箭取テハ等倫ニオトルヘカラス其器ニ侍リ被ニ仰合ニ  
ヘキカト申ケレハ義定ヲ召テケリ與一其日ノ裝束ニハ青

地錦直垂ニ赤威肩白背ノスソ金物打タル著テツマ黒ノ箭  
負ヒ長幅輪ノ劔ヲ帶ケリ折烏帽子ヲ引立テ弓ヲ半メヒサ  
マツキテ將軍ノ前ニ平伏セリ白草毛ナル馬ヲソヒカセタ  
ル共體アタリヲ拂テソミエケル

又云 與一射 判官大ニ感シテ白草馬 義朝馬也 黒鞍ヲキテ與一  
ニ賜フ弓矢取ル身ノ面目ヲ屋島ノ浦ニ極タリ

梅松論云武將御下向の時靈夢の子細有て白草毛なる老馬  
を舫に立て御座船に引そへらる

たかたち草紙云おく方のくんひやうを辨慶かなきなたに  
てみなとを指てきりなかつ切なかつともみえはしと云き

白象などのことくなるにのりて六尺あまりの太刀眞額に  
さしかさし手輕にもちてみえたり

○桃花馬

和名類聚抄云桃花馬辨色立成云桃花馬 辨色者也

吾妻鏡云建保元年九月十二日己酉於幕府有駒御覽ニ  
經ニ御覽之後可賜人々由被ニ仰出云々一疋 赤草 當番陰  
陽師

○黒草毛

明月記云正治二年十一月廿七日巳時許參上御馬手箱等被  
刷之間良久承仰參鳥羽御馬二疋一疋黒 尊長法眼 所進 一疋黒  
草毛 具親手箱 所々一同入 入長櫃ニ在ニ車前ニ參門前 手布長  
兼親國親長等束帶在ニ此邊近習之輩著淨衣入門中ニ云  
云

又云建曆二年八月卅日入夜少將賜寮御馬一匹將來 黒草  
吾妻鏡云嘉禎元年二月十日癸酉將軍家自基綱家渡ニ御  
子五大尊堂之地大工等賜祿大工分馬二疋一御馬 典野内  
太郎兵衛尉同次郎引之ニ御馬 黒草 本間次郎左衛門尉同四  
郎

安土日記云天正七年十月廿九日越中神保殿ヨリ黒草毛ノ

御馬ヲ進上

○連鏡葦毛

和名類聚抄云連鏡按爾雅注云色有深淺斑駁謂之連鏡

漢許抄云連鏡鹿尾馬也一云鹿尾馬

平家物語云宮の御さあしかか其日のしやうそくにはく

ちはのあやのひたれにもえきにはひのよろひきてたか

つのうつたるかふとのををしめこかねつくりのたちをは

き廿四さいたるきりふの矢をひまけとうのゆみもてれん

せんあしけなる馬にかしわ木にみつくうつたるきんふ

くりんのくらをおいてそのりたりける

長門本平家物語云日吉神輿小松の内大臣しけもり公には

かの事なりければ直衣に矢おひてこかねつくりのたちは

きてれんせんあしけのむまのふとくたくましきに黄ふく

りんのくらをきて乗て伊賀伊勢兩國のわかとうとも三千

よきあひくして東おもてのさゑもんちんをかためた

り

源平盛衰記云宇治合戦足利又太郎ハ西ノ岸ニ打上テ鏡フン

ハリ弓杖突キ物具ノ水ハシラカシ鏡突ス鏡赤威ニ金物ヲ

打ツマタ己時ソトミエシ白星ノ甲居頸ニ著ナシ大中黒ノ

廿四ツシタル矢首高ニ負滋藤弓ノ其中取り紅ノ布露懸テ

馬背筋通河原毛髪白雪路月額眞間伊那多久佐里之本收

立名馬云々

賀越園諍記云加賀越園中絶登一爰ニ山崎相柱眞先ニ一合戦シ

テ名ヲ後代ニ留ントテ頃ハ八月二日寅刻ヨリ黒丸ノ要害

ヲ打出テ寄來響ヲ待居タル處ニ敵之方ヨリ川合藤八郎ト

名乗連鏡隠ノ馬ニノリ火威ノ鏡ニ金磨ノ臍當シテ懸出

ル

三好記云三好長治見一宮長門守馬連鏡葦毛ノ大肥シク乘

ニ入テハ鳥ノ飛如クナル大早道ノ逸物ニ云々

○泥葦毛

源平盛衰記云小坪合戦郎等多ク討レテ敵ニ組ムトマナカレ

テ安カラス思ヒケレハ島山ハ重忠組ムト打出ケリ紺地ノ

錦ノ直垂ニ火威ノ冑ニ蝶ノスソ金物ヲソ打タリケル白星

ノ甲ニ廿四差タル鶴羽ノ翎簾笠上ニ取テ付ケ紅ノ布露カ

ケ薄緑ト云太刀ノ三尺五寸ナルニ虎ノ皮ノ尻鞘入レテソ

帯キタリケル泥葦毛ノ馬ニ中ハ金伏輪耳ハ白伏輪ノ鞍ヲ

ヲキ燃立ツハカリノ厚總ノ鍔カケ武藏鏡ニ滋藤ノ弓眞中

トリテ歩ハセ出ツ

○尾花葦毛

夫木抄云嘉保二年三月御宴歌合中納言國信卿打なひくお

連鏡葦毛ノ馬ノ太ク逞ニ金伏輪ノクラ置テソノリタリケ

ル

又云平家公越前三位通盛ハ紫地ノ直垂ニ萌黄ニ澤瀉威タ

ル鏡ニ連鏡葦毛ノ馬ニ乗テ淡川ノ耳ノ下ニ落給フ

吾妻鏡云文治二年十月三日丙子貫馬並秀衡所進賞金等所

被京進也主計允行政書解文云々進上御馬伍匹鹿毛

駁葦毛駁黒栗毛栗毛連鏡葦毛右進上如件文治二年十月

三日

會我物語云ふしのか御れうの其日の御裝束(中略)れんせ

んあしけなる馬の五尺にあまりたるに白くらをかせあつ

ふさのぢりかひかけてそめされける

太平記云阿保肥前守忠實ト云ケル兵連

鏡葦毛ナル馬ニ厚總懸テ唐綾威ノ鏡龍頭ノ甲ノ緒ヲ縮四

尺六寸ノ具錦ノ太刀ヲ拔テ鞘ヲハ川中へ投入レ云々

長祿記云去長祿四年庚辰九月十八日公方様ヨリ伊勢兵庫

助飯尾下總守兩使ニテ島山右衛門佐義就ニ早々屋形ヲ可

レ開ク廻々セハ猶背ニ上意ニ被ニ仰出明レハ十九日辰ノ一

天ニ郡ヲ落サセ給フ御在様驚レ目計リ也(中略)取馴敷キ

所ニ連鏡葦毛ノ御馬ニ小袴計リニテ御下向在ケル云々

桂川地蔵記云馬者連鏡葦毛柑子栗毛黄鶴毛佐目駁精毛隠

はなあし毛の春駒のたちわたりたる桐原の野へ

吾妻鏡云建久二年十一月廿二日丁卯多好方等欲歸洛之

間自政所賜餽物參河守被引馬一匹くろかはらけ一

匹かけ一匹あおさきかすけ一匹くろ一匹あしけ一匹おは

なあしけ

明月記云正治元年九月廿四日依番參勤上格子六位重

季恣熱相次參大臣殿召成定中將爲御使中將今日若御

馬二匹被獻院覺玄律師川原毛一匹尾花葦毛一匹共不

置鞍頗有專聞々食及云々

散木集云攝政殿下にて十首歌よませ給けるに春駒をよめ

る春の野におはなあしけの見えつるはひきたかへたる心

地こそすれ

○腹葦毛

今昔物語云平維茂別傳餘五出立トテ云ク我レ世モ云ヒ不

錯シ此奴ハ終夜戦ヒシ極シテ其ノ河邊ニ乃至其ノ岳ノ

彼方面ニ樞原ナトニコソ死タル如クニテ臥タラメ馬ナト

モ嚙解テ秣飼テソ息ラム弓ナトモ皆□□□テ緩タラムニ

呼意放テ押懸タラムニ千人ノ軍也トモ何態ヲカセム今日

夕ニ不爲テハ何ヲ可レ期キン命惜カラム者ハ速ニ可留シ

ト云テ我ハ紺ノ襖ニ敷冬ノ衣ヲ著テ夏毛ノ行騰ヲ履綾蘭



笠ヲ著テ征備州許上指雁時ニ並指タル胡録ヲ負テ手太キ  
弓ノ革所々卷タルヲ持テ打出ノ太刀帶キ腹背毛ナル馬ノ  
長七寸計ニテ打ハへ長キカ極タル一物ノ進退ナルニ乗テ  
軍ノ員ヲ計フレハ馬ノ兵七十餘人歩兵三十人合テ百餘人  
ソ集レル

○川原毛

和名類聚抄云毛詩注云略音譯漢語抄云白馬黑鬃之馬也

長門本平家物語云一谷合うしろはふか田前は水田の中に  
ほりの有けるに盛俊は胃のたかひほといて二人の者とも  
尻うちかけていきつきむたりさる程に猪股黨に人見四郎  
と云者黒絲綴の胃にかはらけなる馬にのりて瀨の方より  
出来たり盛俊小平六にはうちとけてめもかけすいまくる  
人見四郎にめをかけてこゝに來武者は何物ぞと問てあや  
しけにおもひたり

吾妻鏡云文治五年五月十九日戊寅鶴岳塔供養事可爲三來  
月九日之由被定之間御導師御願文等事先日被申申帥  
中納言訖仍唱導并伴等施物已下事日來有共沙汰今  
日先龍歸八匹於南面覽之行政俊兼盛時等奉行之武  
藏守於御前立御馬次第一匹河原毛一匹兼毛小山一匹  
藏守於御前立御馬次第一匹河原毛一匹兼毛小山一匹  
藏守於御前立御馬次第一匹河原毛一匹兼毛小山一匹

三好義長亭へ御成記進物目錄云御弓征矢御馬一匹河原毛  
御鞍

加賀守貞滿筆記云爲白傘袋毛毳鞍覆救免之禮太刀一腰  
守馬一匹河原毛印 鷲眼五千匹到來目出候也大永三六月十三

日上掃部助とのへ

○黄川原毛

保元物語云あきのはうくわんもとより三百餘騎にて宇治  
橋をしゆこしたり(中略)上洛するつはものの中にまゆしん  
とおほしきか大の男のねふりあつらたましいまことにあ  
しけなるか一騎すゝみ出たりかちんのひたれに小さく  
らを黄にかへしたる鏡著て黒つ羽の矢をひふしまきの弓  
竿太なるを持て黄毛なる馬のふとくたくましきにしろ  
ふくりんの鞍おむてのつたりけり

平家物語云くまかへ二くまかへか其夜のしやうそくに  
はかちのひたれにあかゝわおとしのよろひきてくれな  
ゐのほろをかけこんたくりけといふきこゆるめいはにそ  
のりたりけるはたさしはさちんのひたれにこさくらを  
きにかへしたるよろひきてきかはらけな馬にそのりたり  
ける

長門本平家物語云先帝二位和田左衛門尉かいたまた和田太  
殿入海條

又云建保元年九月十二日己酉於幕府有御覽一經御  
覽之後可賜人々由被仰出云々一匹五藤九郎次郎

明月記云元久元年十月三日石清水行幸日也出御卯剋由昨  
日有重催自殿下雖給黒小馬自吉宮將來馬川原

故事宜用之大和鞍吉短  
武家儀式云康正二年七月二十六日御拜賀御時侍所隨兵馬

打次第禁院院中間紺直垂著六人二行先行(中略)五番原左  
京亮具足黒草片白

關東兵亂記云持氏御去程ニ寄手ノ大將芳傳入道間半町ニ  
成テ馬ヲ颯トカケスヘ同音ニ時ヲ作ル直兼ノ郎等草壁達

江守ト名乗紺絲ノ鍔ニ同毛ノ五枚甲ノ緒ヲシメ瓦毛ナル  
馬ニ乗テマツ先ニス、ミ父子四人少モ不擬議大勢ノ中

一懸入馬烟ヲ立テ切合ケルカ切テハ落シ八方ヲマクリテ  
一足モ不引討死ス

細川亭御成記云三藏目御着を被下御相伴に可有御參  
由以大館豫州勢州被仰出種々雖有御斟酌數尅御

屋形穰年寄衆伺公衆に悉御談合有而尤可然由申聞御相  
伴に御參之爲御禮御太刀一腰御馬一匹川原毛印五千匹

御進上有是者御相伴之御禮也

郎とてありけるは裾衣のよろひたれにわか地のにし  
きにて袖かへてくろかはおとしのよろひにきかわらけな  
るむまに乘てうちたつ沖なる新中納言の船をさへへて  
射る

源平盛衰記云東使職武藏國住人勅使河原權三郎有房ハ木  
蘭地ノ直垂ニ黒絲成ノ鍔ニ白星ノ甲廿四差タル黒布露ノ

矢黒漆ノ弓ニ黄駱馬ニ黒漆ノ鞍置テソ乗タリケル  
又云源平侍十郎ハ宗長カ矢ヲ取テサラリサラリト爪遣テ

此ハ篋勝モ尋常ニ普通ニハ越侍リ但シ遠忠カ爲ニハ相應  
セス私ノ具足ニテ可仕ト判官ノ前ヲ立ツ其ノ日ノ裝

束ニハキヨリヨウノ直衣ニ折鳥帽子ヲ引キ立テ黄河原毛  
ノ馬ニ白伏輪ノ鞍置テソ乗タリケル

又云經正但馬守經正ハ大夫敦盛ノ兄ナリ赤地錦ノ直垂  
ニ胃ハワサト不著ケリ身ヲ輕クシテ落チ給ハヌ料ニヤ

小具足ハカリ長伏輪ノ太刀ヲハサ黄駱馬ニ乗侍ヒ一人モ  
具シ給ハヌ大藏谷ヘムケテ落給フ

梅松論云將軍天下をめされて後義尚恩賞數ケ所給て鎮西  
下向の御儀別に兩御所にて様々の面目を施申にも將軍よ

り錦の御直垂を下され御盃を給はる下御所よりは度々の  
合戦に是ならては召れさりし黄河原毛の御馬を拜領して

故郷へ錦を著て歸し朱買臣かにしへもかくやとそおほへし

太平記云 多々良 菊池五千餘騎ヲ率シ濱ノ西ヨリ相近付テ先矢合ノ流鏑ヲ射タリケル(中略)兩陣相挑テ未兵及テ交ヘサル所ニ菊池カ兵黃河原毛ナル馬ニ緋威ノ鎧著タレ武者只一騎味方ノ勢ニ三町餘リ先立テ拔懸ニシタリケリ

又云 本間孫四郎 本間孫四郎重氏黃河原毛ナル馬ノ太ク逞キニ紅下濃ノ鎧著テ只一騎和田ノ御崎ノ波打際ニ馬打寄云云

○黒川原毛

和名類聚抄云毛詩注云略 音洛漢語抄云沙 白馬黒鬣之馬也

吾妻鏡云建久二年十一月廿二日公文所送文馬三匹一匹つきけ一匹くろ河原毛

太平記云 京軍 紺絲ノ鎧ニ紫ノ母衣懸テ黒瓦毛ナル馬ニ厚總懸テ乗タル武者年ノ程四十計ニ見エタルカ只一騎馬ヲ閑々ト歩マセ寄テ是ハ今度北陸道ヲ打順ヘテ罷上リテ候桃井播磨守直常ニテ候ソ云々

相國寺供養記云路次行列管領右京大夫源頼之朝臣郎等二十三騎召三具之 皆直垂 安富安藝又三郎盛衛 原河

○精毛

和名類聚抄云油馬辨色立成云油馬 精毛

源平盛衰記云 高橋判官長綱討死條 越中ノ國ノ住人宮崎太郎カ嫡子入前小太郎安家ハ赤草威ノ鎧ニ白星ノ甲著テ精毛ナル馬

ニ金伏輪ノ鞍ヲイテ只一騎ヒカヘタリ

吾妻鏡云建久二年八月十八日甲午此間人々所進馬被レ立子新造御厩ニ先於南庭御覽十六匹也云々一匹 鶴上 總介進一疋 精毛 千葉介進

花營三代記云應永卅一年 甲辰 十二月七日島山彈正少弼持國方へ自御所御馬 栗毛 御書被下也正月二日出仕乗馬也貞平御使也

集躬恒云かすけたなはたに我かすけふのから衣袂のみにをひちてかへらぬ

○黒糟毛

小右記云長和二年九月廿七日丙辰今日伊勢齋内親王 今上 行禊也予可ニ供奉ニ仍先修ニ諷誦於三箇寺 賀茂下神宮 寺近間北野 左大臣實ニ黒糟毛 字古 今日可騎從寮

源平盛衰記云 高橋渡字 治川條 信濃國住人根井大彌太行近ト名乗テ掲直垂ニ小櫻威腹巻ニ洗革ノ大鎧ヒ重テ三尺六寸ノ大太刀ニ廿四サシタル黒ツ羽ノ征矢負テ白星ノ五枚甲ヲ居

出法師落書云まことや當國の行事のまことに又四郎とやらんは染羽ませたるいろ練はきのからに雪の下とかやのこて夏毛のむかはきの星おほきなるに黒河原毛なる馬の入ふしたるにて人にとろをかかれて射たれはいまの見物にてはなむあるへからず

○白川原毛

太平記云 武藏野 合戦條 二陣ニハ白旗一揆ニ萬餘騎白草毛白瓦毛白佐目鶴毛ナル馬ニ乗テ練貫ノ笠符ニ白旗ヲ差タリケル

又云 公家一統 政道條 大塔宮ノ御憤モ散シケルニヤ六月十七日志貴ヲ御立有テ八幡ニ七日御逗留有テ同廿三日御入浴アリ(中略)白瓦毛ナル毛ノ毛髮他マテ足テ太逞ニ沃懸地ノ鞍置テ厚總ノ鞞只今染出タルカ如ナルヲ芝打長ニ懸成侍十二人ニ雙ロヲサセ千鳥足ヲ踏セテ小路ヲ狹シト被レ歩

相國寺供養記云路次行列管領右京大夫源頼之朝臣郎等廿三日召三具之 皆直垂 佐々木加地産次郎朝包 白河

武隆義話云原隼人も涙を流し哀武士ほとはかなきものは候はす戰場に赴身は誰も前後を定んや必冥途にて參會せんと語りける其後白河原毛なる馬のふとく過に六文錢を金にて摺たる白鞍置て引出し直田ゆらりと打乗云々

頸ニキ塗籠藤ノ弓ノ真中取り黒油馬ノ太ク逞ニ金覆輪ノ鞍置テ乗タリケルカ垣楯ノ面へ進ミ出テ弓杖ツキ敵ノ陣ヲ見渡シ軍サヲキテスル事カラヲ見ルニ容儀人ニ勝タリ

吾妻鏡云建保元年九月十二日己酉於三幕府ニ有ニ駒御覽ニ經ニ御覽之後可賜ニ人々ニ由被ニ仰出云々一疋 精毛 近江前司

梅松論云將軍其日は筑後入道妙恵か頼尙を以進上申たりし赤地の錦の御直垂に唐綾威の御鎧に御劔二あり一は御重代の骨食也重藤の御弓に上矢をさゝる御馬は黒糟毛

嵯川親元記云文明十年十一月九日同御方より御方御所様へ御馬 月毛 まいる同御馬 黒糟 貴殿御拜領

季瓊日錄云 延徳二年正月廿三日下 鹿苑相公者雖ニ爲ニ御法體一御馬有レ之黒糟毛黒鞍黒鞞舊記在レ之云々

○青糟毛

嵯川親俊記云天文八年十一月十九日癸丑若公様御禮御太刀一腰 眞 御馬一疋 青糟 實目結

○青糞糟毛  
吾妻鏡云建久二年十一月廿二日公文所送文馬五疋内一疋黒河原毛一疋アヲサカカスケ

○鹿毛糟毛

相國寺供養記云路次行列管領右京大夫源頼之朝臣郎等二十三騎召具之皆直靈栗野三郎範幸鹿毛

嵯川親元記云文明十五年七月廿九日中大内殿八朔御禮東

山殿御太刀金三重御弓廿張段子十引合御返御太刀光御馬

鹿毛糟毛

○佐目

相國寺供養記云路次行列先陣隨兵五番今川左馬助源氏秋鏡已下同上紅直垂馬佐目鞍同前

鴉鷲合戰物語云山城守は兼ての料には大きに相違してこの外の無勢なり今のこくはひとへに佛神のちからを頼たてまつる外はせんかたなしとて氏神住吉に佐目なる馬白太刀種々の捧物ありて願書をたてまつる

嵯川親元記云文明十年九月十二日庚午貴殿より浦上所へ御被御太刀金御馬目七郎殿より御被鬘斗蛇千本被遣

伊勢貞助雜記云佐目は御厩へ不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>入之由如何左様之儀不<sub>レ</sub>承候義與在京之時佐目に一段御馬御座ありて被<sub>レ</sub>申請<sub>レ</sub>たる事在<sub>レ</sub>之其家々に付て嫌つけたる儀は在<sub>レ</sub>之丹後國に知行持たる人は葦毛を不<sub>レ</sub>持由申也左様之儀者各別也

武家名目抄稿第三百十册

稿檢校保己一編

輿馬部 五下

○鶉毛靈雀毛

吾妻鏡云建久二年八月十八日甲午此間人々所<sub>レ</sub>進馬被<sub>レ</sub>立<sub>三</sub>于新造御厩<sub>二</sub>先於<sub>三</sub>南庭<sub>一</sub>御<sub>二</sub>覽<sub>三</sub>十六疋<sub>一</sub>也云々一疋毛小山左衛門尉進一疋毛葛西三郎進十一月廿二日丁卯多好方等欲<sub>三</sub>歸洛之間自<sub>二</sub>政所<sub>一</sub>賜<sub>三</sub>餼物<sub>二</sub>自<sub>三</sub>幕下<sub>一</sub>引<sub>三</sub>給御馬<sub>二</sub>一疋おほくりけ二疋くりけこひたい一疋さくつきのひはりけ云々

さかゆく花云右大將のかうさうは移馬のぬかは御まやとねり次番頭十人次太刀帶廿人次に番ちやううつしにのりてむまのさきにあり次に右大將五にやくにあまりたるひはりけの馬にのらる

夫木抄云正治二年百首小侍従見わたせはまた草たらぬ春の野におもひあかるやひはりけの駒

飯尾宅御成記云寛正七年二月廿五日未於<sub>二</sub>飯尾肥前守之種宅<sub>一</sub>御成御供衆爲<sub>二</sub>御禮<sub>一</sub>廿七日各參伊勢兵庫助太刀金

大友與廢記云注印新地城馬の五性は鹿毛佐目は土性鶴毛

河原原毛は金青蘆毛は木をもつて性をかにかへ大將の性に相生させおこなひところちかくつなき武運長久息災延命如意満足のみつりことなり

○白佐目

太平記云武藏野將軍十萬餘騎ヲ五手ニ分テ中道ヨリソ寄ラレケル合戦帳(中略)二陣ニハ白旗一揆二萬餘騎白葦毛白朧毛白佐目

馬靈雀

嵯川親元記云文明十五年七月廿九日庚申六角殿八朔御禮東山殿御太刀金三重兼御小袖引合御馬黒印蓋御返御太刀利弘御馬

○鶉毛

吾妻鏡云仁治元年二月廿九日甲子將軍家被<sub>レ</sub>遣<sub>三</sub>御馬<sub>二</sub>二疋鹿毛於<sub>二</sub>大宮大納言<sub>一</sub>公相是來月爲<sub>二</sub>公卿勅使<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>參<sub>三</sub>大神宮<sub>二</sub>之故也

○鼠毛

小右記云萬壽四年十二月十一日丁丑將軍賴行朝臣貢馬二疋鹿毛是軍監賴賴勢新十二日戊寅昨日馬今朝見<sub>レ</sub>之鼠毛馬給<sub>三</sub>願輔<sub>二</sub>依日來申童馬由申駒不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>騎用<sub>一</sub>返<sub>三</sub>進之<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>給<sub>三</sub>後々<sub>二</sub>出來者<sub>一</sub>

○猿毛

大内問答云馬も毛によりて引出物に用捨の義候哉の事常には馬の毛によりて嫌義無<sub>レ</sub>之ふちをば用捨候またよめ入の祝儀に猿毛移徙に火性の馬などは可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>用捨<sub>一</sub>宗五大雙紙云よめ入の供に猿毛の馬に乗へからず猿皮うつほ付させすうみなしのくらにのらす故實也

○青鷲

夫木抄云久安百首花園左大臣家小大進春深みゆるきの杜  
の下草のまけみにはむやあをささきの駒

○落星駒

和名類聚抄云落星馬揚氏漢語抄云落星馬保之豆破  
之字尚

○戴星

和名類聚抄云戴星馬爾雅注云白頭一名的類俗呼爲戴星  
馬和名字比太  
非能無解

異制庭訓往來云馬百疋進候本牧之段不可疑戴星踏雪栗  
毛鹿毛茸毛槽毛鳩毛連鏡宿鳩毛黑駝青黒等也

○額白

吾妻鏡云文治五年八月十日丁酉卯尅二品已越阿津賀志  
山給大軍攻近于木戸口建戈傳箭(中略)城中大騒動  
稱搦手襲來由國平已下邊將無益于構塞失力于  
廻謀忽以逃亡于時雖天曙被霧隔秋山影暗朝露跡滑  
不分兩方之間國衛郎從等漏網之魚類多之其中金剛  
別當子息下須房太郎秀方年十殘留防戰烈黒駝馬額白髦  
陣其氣色揚焉也

弓張記云ひたいのしろき馬を大しやくと當世云也一かう  
しらぬこと也たひたいのしろき馬といふへしすこし九  
くまろきをはきしひたいとは云也右の大しやくと云をは

かくよみたりけるにやけにけのむまにやのりたりけ  
ん

又云本三位中將  
關東下向條まけひらをは兵衛佐申うけられければくわ  
ん東へくたし申す中將もいつれの日やらむとふしんにお

ほしてまゆこのふしにはれければともまらぬよしを申  
けるとかくいふ程にもほのくとあけゝる時夏毛のむ  
かはきに二毛なる馬にのせまゐらせてしろぬのをよりて  
くらにひきまはしてほかよりみえぬやうにまへわにから  
めつけて竹かさのいとゆるきをそさせたりける

源平盛衰記云平家述  
上條源氏押寄タレトモ敵モナシ富士河ノ  
耳ヲ見ハ物具多ク捨タル内ニ忠清ト銘書タル鏡唐櫃一合  
アリ武者ノ具ヲハ既ニ捨又今ハ遁世シテ墨染ノ衣ヲキヨ  
トモ讀タリ

ふし河に宵はすてつすみそめのころもたきよ後の世  
のためと又上總守ト云へハ其國ノ器ニソヘテモ讀タリ  
たきよはにけの馬にやのりたらむかけぬにおつるか  
つさしりかひ

明月記云建仁二年八月十一日卯時參御所初參新宮  
有所思以家長朝臣令申祝此條  
也引進仁毛馬此事此  
間依有思故也又精進  
之次也

なかれひたいと云なり但それもひたいのまろきと云より  
はすきはせぬなり

○月額

大塔軍記云今日出立見物頓阿を以て爲規模其に續て中  
川三郎飯田左馬之助入道(中略)其外一族外様人々都合二  
百餘騎皆鹿毛栗鴨毛瓦尾黒紋連鏡茸毛雲雀毛踏雲月額等  
云々

○小額

○キメ額

吾妻鏡云建久二年十一月廿二日丁卯多好方等欲歸洛之  
間自政所賜餽物自幕下引給御馬一疋おほくりけ  
一疋くりけこひたい一疋さくつきのみはりけ一疋つきけ  
一疋あくりくろ一疋こかみ一疋くろふち一疋くろ一疋ま  
らくりけ一疋おほあしけ一疋くりけきめひたい一疋か  
け  
○二毛  
長門本平家物語云富士  
川條かつさのかみたきよか實名とり  
て歌によみたりけり  
たかけはにけの馬にやのりにけんかけぬにおつるか  
つさしりかいたきよは本名をはたかけといひければ

○駝馬

和名類聚抄云駝馬說文云駝和卓反駝馬俗  
云布知無駝不純色馬也

○青駝

吾妻鏡云建久二年八月十八日甲午此間人々所進馬被  
立于新造御厩先於南庭御覽十六疋也云々一疋黒栗  
毛  
北條殿御分一疋武田五郎進  
駝

○黒駝

泰衡征伐物語云搦手既によすと稱してまはしもさへ  
す國衛以下散々に落にけり其中に一人踐とまりて防た  
たかふ武者あり朝霧ふかくへたてたる中に黒駝なる馬に  
乗たる工藤小二郎行光よき敵と目にかけてはせならふる  
所に行光か郎從藤五男相隔て是をくむ

源平盛衰記云東使戰  
木曾條武藏國住人勅使河原權三郎有房ハ木  
蘭地ノ直垂ニ黒絲威ノ鏡ニ白星ノ甲廿四差タル黒布露ノ  
矢黒漆ノ弓ニ黃路馬ニ黒漆ノ鞍置テソ乗タリケル同四郎  
有則ハヒラ額ノ直垂ニ赤威ノ冑同色ノ甲ニ十八差タル鷗  
ノ石打頭ヲ高ニ負ヒ三所藤ノ中取テ黒駝馬ニ金伏輪ノ鞍  
置テ乗タリケル

吾妻鏡云文治五年八月十日丁酉金剛別當子息下須房太郎  
秀方年十殘留防戰烈黒駝馬額白髦陣其氣色揚焉也

又云建久元年十月三日甲申令進發給御共輩之中爲宗  
 之者多以列居南庭而前右衛門尉知家自常陸國進參云  
 々及午尅知家參上申云御乘馬被用何哉者仰曰御馬被  
 召景時黑駿者知家申云御乘馬被駿雖爲逸物不可  
 叶御鑿之馬也知家用意一疋細馬可被召歟者則引  
 出御前八寸餘黑馬也殊有御自愛但御入洛日可被召  
 之路次先試可被用件駿者

○栗毛駿  
 又云建久六年七月廿日壬寅若公御方御厩始立御馬三疋  
 一疋黑千葉介常胤進云々

又云建保元年九月十二日己酉於幕府有駒御覽修理亮  
 時所被進也經御覽之後可賜人々由被仰出相州  
 承其人數於當坐令右筆注折紙給一疋出雲守  
 又云安貞二年十月十五日武州被進御馬一疋於將軍  
 即相具之被參御所令平左衛門尉三郎盛時引出北  
 向御壺出御于廂其毛有與之由頻及御感依仰武州  
 令駒之給云々

梅松論云頼尙は黃威の腹巻におなしけのつまとりたる袖  
 付てそ著たりける是は先祖武藤小次郎資頼文治五年の恩  
 賞に頼朝より給たる當家重代の鑿と聞えけるを著て貴緒  
 をまめて小長刀をぬき黒駿なる馬に乗て只一騎兩大將の

吉馬ハ河原毛ノ中ニ可有

蛭川親元記云寛正六年五月二日秋庭所御使事住吉之  
 儀令披露候處目出度之由被仰出候仍御劍白御神馬  
 被獻云々

○鶴毛駿

吾妻鏡云建長三年九月廿五日壬午今日未刻幕府御馬  
 於御厩遊覽是御秘藏之御馬也號清海波云々

蛭川親元記云文明十年十一月朔日己未佐々木六郎代黒田  
 三郎公方様御對面多賀四郎右衛門代越中守御方御所様御  
 對面御太刀御馬印目結進上

○鹿毛駿

吾妻鏡云文治三年十一月五日壬寅四郎政義千葉四郎胤通  
 等騎之云々一疋鹿毛駿宇都宮左衛門尉朝綱進

又云正治元年九月廿三日壬子中將家入御和田左衛門第  
 依召奉送神馬被置白鞍於政方上宮

躬恒集われをたにあひやはまたぬさもつらき花かけふち  
 まあすも日はあり

相國寺供養記云路次行列先陣隨兵四番佐々木三郎左衛門  
 尉高光萌黃絲肩白地紅直垂生織物文四目結馬鹿毛駿白鞍  
 上帶不引貫太刀刀金作

御前に參て申けるは云々

御幸始部類記云文永十一年二月七日天晴今日御幸始也御  
 隨身等列居中門内南腋念誦堂前次引出御青馬一出御  
 前次糟毛駿引之被乗之次黒駿

蛭川親元記云文明十年八月廿一日庚戌八郎殿貴殿へ御入  
 御太刀御馬被進之

○栗毛駿

吾妻鏡云元久元年九月二日丁卯將軍家以御馬二疋  
 被奉伊勢内外兩宮新藤二俊長和泉掾景家等相具之  
 今朝進發云々

明月記云承元二年閏四月四日守護國界經法結願云々午始  
 束帶參院人々已參集良久有家朝臣襄幕召公卿左大臣  
 以下著座頭辨仰勸賞午終左府起座入東妻戸  
 御布施之間引御馬二疋栗毛駿一疋兵衛佐清親  
 義貞記云兵具事馬ハ小カラコトヲ思下乘易カラシ爲也  
 亦當家ニハ栗毛駿ヲ不乘上野國一宮ノ御神馬ナレハ也  
 此毛ノ馬ニ乘テ其各アル輩數證有故也亦毘ハ夜戰ニ吉ト  
 云ヘトモ朝日雪野ナントニ惡ケレハ好テ不乘此馬也  
 但餘多ノ中ニハ可用意亦河原毛ハ何ニモ辨一ナキハ有  
 ハカラス殊ニ晴ニ望ンテ不覺ヲ取事有ヘンサレトモ至テ

蛭川親元記云文明十三年六月三日卯陶方爲昨日之御

禮御使に罷向被遣色々(中略)馬會津陣物語云最上方坂矢兵衛朱具足ニ黃練ノ四半ヲサシ  
 鹿毛駿ノ馬ニ乘リ唯一騎ニテ敵味方ノ際へ乘込最上勢ヲ  
 タ、キ上ケ足ヲモ不亂二町計リ引取リケル

○糟毛駿

御幸始部類記云文永十一年二月七日天晴今日御幸始也御  
 隨身等列居中門内南腋念誦堂前次引出御青馬一出御  
 前次糟毛駿引之被乗之

○黒糟毛駿

相國寺供養記云路次行列先陣隨兵五番今川遠江守源貞秋  
 黒絲香直垂金銀二引兩其上置置物黒糟毛駿白鞍金覆輪刀  
 太刀金作上帶引貫

○葦毛駿

吾妻鏡云文治二年十月三日丙子貢馬並秀衛所進貢金等  
 所被京進也主計允行政書解文云々進上御馬五疋鹿  
 毛駿葦毛駿黒栗毛栗毛連錢葦毛右進上如件文治二年十  
 月三日

又云安貞二年七月廿五日令還鎌倉給義村獻御引出  
 物御劍陸奥四郎持參之(中略)二御馬佐原四郎高井

三郎

○鶴駭

夫木抄云春駒追澤源仲正はみやよき澤の尊につなかれて汀はなれぬつるふちの駒

鴉鷲合戦物語云九月六日合戦條 鶴紀伊守かへり来て大きに怒つていはく只今こゝに有あはぬ事弓矢の冥加つきぬるもの

也川をこさするたにも無益なるに剩御方おほくうたする段まことに以て面白なしこゝにおめてうち死せずはいつ

を期すへき命そとて五枚甲に大鎧脛高にきなして鶴駭なる馬に鶴の丸すりたる貝鞍をいてうちのりて六尺三寸の

大長刀手輕やかにおつとつて川へ入たり

○アヒサウ駭

安土日記云天正九年八月六日會津ノ屋形モリタカヨリ御

音信アヒサウ駭ノ御馬輿州ニテ無<sub>三</sub>其陰<sub>三</sub>希有之名馬ハル

ハル上セ進上八月十二日三位中將殿尾州諸侍岐阜<sub>三</sub>被<sub>三</sub>

召寄<sub>三</sub>長良之河原ニテ御馬場ヲ筑ソノアト先ニ高々ト築

地ヲツカセラレ左右ニハ高サ八尺ニ埒ヲ結セラレ毎日御

馬召サセラレ候キ

○駭

和名類聚抄云唐韻云駭音根漢語抄云馬尾白也

かあきたりけるに關の木のさしいてたりけるに頸をかけ

て落て死にけり祿をは尸にそかけられる種武はわきま

ろといふ馬にのりたりけり究竟の馬にそありければのり

ける物いまたまげさりけるにこのたひ種武のりてはしめ

てまけにけり腋白馬場の末まで種武をはねおとしてくひ

ころしてけり

○アシ駭

和名類聚抄云爾雅注云四駭皆白曰<sub>レ</sub>駭音會俗云阿之布知 彼謂<sub>二</sub>膝以

下<sub>一</sub>也

元良親王集云あしふちといふ馬に乗給ひける頃女のもと

に久しくおはせさりければ女ありなからこぬをもいはし

あしふちの駒の上こそ戀しかりけれ

賀越圖詳記云加賀越中能登一 換亂入越前條 爰ニ山崎桓桂真先ニ一合戦シ

テ名ヲ後代ニ留ントテ頃ハ八月二日寅刻ヨリ黒丸之要害

ヲ打出テ寄來離ヲ待居タル(中略)ニ番ニ財町之圓正ト名

乗テ馳駿ナル馬ノ太ク逞シキニ乗リ黒絲威之腹巻キ著テ

懸出ル斯見處ニ中村五郎右衛門尉柵木ノ内ヨリ渡合追ッ

返ッ戦ケル

○四白

和名類聚抄云爾雅注云四駭皆白曰<sub>レ</sub>駭音會俗云阿之布知 彼謂<sub>二</sub>膝以

下<sub>一</sub>也

源平盛衰記云法住寺城 郭合戰條 仲兼カ郎等ニ河内國住人草香黨ニ

加賀房ト云法師武者アリ黒絲威ノ鎧ニ葦毛ノ馬ニ乗タリ

ケリ主ノ馬ニ押並テ申ケルハ此馬ノアマリニ沛艾ニシテ

乗タマルヘシト覺ス御馬ニ召替ヘサセ給ヒナムヤト歎キ

云ケレハサモセヨトテ藏人ノ乗リタリケル栗毛ノ馬ノ下

尾白カリケルニ乗替テ主從八騎ニテ落ル程ニ敵卅餘キニ

テ瓦坂ニ十文字ニ打合テアマスマシトテ散々ニ射ル仲兼

○下尾白

源平盛衰記云法住寺城 郭合戰條 仲兼カ郎等ニ河内國住人草香黨ニ

加賀房ト云法師武者アリ黒絲威ノ鎧ニ葦毛ノ馬ニ乗タリ

ケリ主ノ馬ニ押並テ申ケルハ此馬ノアマリニ沛艾ニシテ

乗タマルヘシト覺ス御馬ニ召替ヘサセ給ヒナムヤト歎キ

云ケレハサモセヨトテ藏人ノ乗リタリケル栗毛ノ馬ノ下

尾白カリケルニ乗替テ主從八騎ニテ落ル程ニ敵卅餘キニ

テ瓦坂ニ十文字ニ打合テアマスマシトテ散々ニ射ル仲兼

ハ加賀房カ乗替タル荒馬ノ口強ニ乗リ鞭ヲ打テ主從三騎

ハ敵ノ中ヲ蒐破テ遁ニケリ

又云栗毛ノ馬ノ下尾白キカ所々ニ血付ナトシテ道ノ側ニ

イナ、キ居タリ

承久軍物語云さ々木か馬はくろくりけなる馬の八寸はか

りもあるらんとおほしくしてしたをしろかりけるか名をは

おつはねと申て左京大夫ひさうしてかひ給ふ名馬也こん

とのいくさにかうみやうせよとて給はつたるなり

○腋白

古今著聞集云いつれのとしの事にかありけむ高陽院にて

競馬ありけるに柏助信のりまりに入にけりその日になり

て尾張の種武にあひ勝にけるか馬場するに門のありける

雪馬

水鏡云崇峻天皇六年と申し四月に太子とき馬をもとめし

給ひしにかひの國よりくろき馬の四の足しろきをたてま

つりき

宇槐雜抄云保延三年九月廿三日仁和寺競馬行幸也廿四日

按察示<sub>レ</sub>予云昨日兼行落馬爲<sub>レ</sub>不<sub>二</sub>勝負相構<sub>一</sub>之由<sub>上</sub>有<sub>二</sub>其

疑<sub>二</sub>仍今日又可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>乘云々八番左近衛長下毛野致則伊豫鹿毛 右近衛長佐伯重文信流四百

異制庭訓往來云馬百疋進候本牧之段不<sub>レ</sub>可有<sub>レ</sub>疑藏屋踏

雪栗毛鹿毛葦毛精毛鶴毛連鏡宿鶴毛黒駭毛黒等也

岡本記云馬につましろといふ事はなし四ッしろの馬とい

ふへし此馬をよそへつかはすに雪ふみなど、かきてつか

はし候事也第一の口傳也

○コカラ目ノ馬

岡本記云こからめの馬といふ事はこからと申鳥のめにに

たる馬の事也かしめなとにてはなし

○鷄毛

大館常興記云天文九年正月一日此間私厩につなかせられ

し御禮馬中次藤林 與四郎也 今日めしつかはれ候哉御厩は引出候由申候也

○四白

和名類聚抄云爾雅注云四駭皆白曰<sub>レ</sub>駭音會俗云阿之布知 彼謂<sub>二</sub>膝以

下<sub>一</sub>也

武家名目抄稿第三百十一册

塙檢校保己一編

輿馬部 六上

○天斑馬

日本書紀云神代素盞鳴尊之爲行也甚無狀何則天照大神以天狹田長田爲御田時素盞鳴尊春則重播種子重播種且毀其畔毀此云秋則放天斑駒使伏田中復見天照大神當新嘗時則陰放於新宮又見天照大神方織神衣居齋服殿則刺天斑駒穿殿而投納古事記云天照大神座忌服屋而令織神御衣之時穿其服屋之頂逆刺天斑馬刺而所隨入云々

○赤六

○戀地

○鳥子

○尾白

○榛原

○翡翠

○若菜

○御坂

○三日月

○本白

○和琴

○宇都濱

○秘檀

○鳥形

○花形

○花形見

○野口

○宮橋

○望月

○宮城

○野里

又云馬屋伴馬相模國住人大庭三郎景親カ東八ヶ國第一ノ馬トテ進タリ黒キ馬ノ太ク逞シキカ額ヒ月ノ大サ白カリケレハ名ヲハ十五月ト申シケル

又云龍尾三郎義經カ乗タル大鹿毛ハ陸奥國ニテ名ヲ得タル氣高キ逸物也サテモ我朝ノ名馬ニハ三日月和琴鳥形

花形浦々荒磯望月宮木大甘子小甘子夏引小花ナントナリ

或ハ長七尺ニ餘リ或ハ八尺ナントアリケリト云滿正カ赤

六貞任カ大黒ニモ加ルヘシトモ覺エス

○流星

宇槐雜抄云保延三年九月廿三日仁和寺競馬行幸也廿四日按察示予云昨日兼行落馬爲不勝負相構之由有其疑仍今日又可被乘云々七番左近番長藤公正關白二聖毛十番左近番長下毛野放正勝久家殿

○雲分

古今著聞集云いつれの攝録の御時にか東三條にて雲分といふあかり馬をのられるに中門の廊の中につまかたを付て車寄の戸の外へ飛出たりけり

○一六

古今著聞集云坊門大納言左衛門督にて侍ける時建曆の御禊行幸に一六と云馬に乗て供奉せられたりけるに二條室

- 尾花
- 日差
- 蝶額
- 大甘子
- 小甘子
- 白絃
- 夏引

江談抄云高名馬名赤六穗坂十七栗毛戀地鳥子尾白榛原翡翠若菜別栗毛御坂近江栗毛三日月本白和琴宇都濱穗檀口精毛鳥形花形見野口宮橋前黒糟毛後黒糟毛望月宮城野里尾花日差蝶額大甘子小甘子白弦夏引○按、今昔物語源平盛衰記花形見作花形法成寺攝政記云寛弘二年正月十九日戊辰藏人雅任申文滿正朝臣獻馬翡翠

平家物語云の條おほはの三郎かけちか東八ヶこく一のむまとて入たうしやうこくへまいらせたりけるとかやくろきむまのひたいしろかりければなをもち月とそいはれける

長門本平家物語云一谷合鳥山赤綴の冑にうすへの矢おひてみか月といふ黒馬のふとくたくましきにそのりたりけるふちうち月に月かたのありければ三ヶ月とそつたりける○按、重忠の乗馬は江談抄にいほゆる三ヶ月と同じ馬にあらす同名なるを以てこゝに收む下なる翌月も亦まかり

源平盛衰記云義經傳鳥山ハ赤威冑ニ護田鳥毛ノ矢負ヒ三日月ト云フ栗毛馬ノ太ク逞ニ乗タリケリ此馬鞭打ニ三日ノ月程ナル月形ノ在リケレハ名ヲ得タリ

町にて院の御棧敷の前の朝風に吹上られたりけるに驚て御棧敷の東よりひきて走けるを馬制率まろはかされて馬を捨てけり留めけるほとに轡も切にけるしつかに轡をかた足つらぬきて轡はかりにて轡をふみおほせて後馬のはなをかきて二條鳥丸なる棧敷の前にてとめられけり見る物目を驚かしけり

○花柑子  
奥州後三年記云家衡は花柑子といふ馬をなん持たりける六郡第一の馬なりこれを愛する事妻子にすぎたりにけんとして此馬敵のとりのらん事ねたしといひてつなき付てみつから射ころしつ

○南嶽  
平家物語云の條日もやうくくればは大将出られたりきはふかしこまりて申けるは三位入道殿三井寺にと聞え候ためて夜討などもやむけられ候はんすらん心にくも候はす三井寺ほうしさてはわたなへのしたしきやつはらそ候らんまかりむかつてえりうちなんとをもつかまつるへきて候かのりて事にあふへき馬をもつて候つるをしたしいやつにぬすまれて候御馬一ひきくたし給るへうもや候らんと申ければ大将此き尤しかるへしとしてしらあ

しげなる馬のなんりやうとてひさうせられたりけるによ  
きくらをきてきほふにたふ

又云 賊龍口三 非等參保 かさねてのたまひけるはあしけ馬もわとの

一定得給ひたるかさん候さらはそれも仲綱にえさせよと  
のたまひければ參らせ候半とてひき出てまいらせあく伊

豆殿これを見給て大將のひさうする京中第一の名馬なん  
れう丸にてありけるや大將よくわとのをほしとて思ける  
命とゝもにと聞しなんれう丸をもわ殿にとらせたり

○媛廷

平家物語云 媛 きほふ涙をばらくと流いてたとひ相傳  
のよしみ候共いかむか朝敵となれる人に同心をは仕候へ  
き只殿中に奉公候とそ申ける大將さらは奉公せよ頼政法  
師かしけん思にはちつとも劣ましきとて入給ひぬ良有  
て競はあるか候きはふは有る候とてその口はあしたより  
夕へに及ふまで伺候す日も漸暮ければ大將出られたりき  
ほふかしこまりて申けるはまことや三位入道殿は三井寺  
にときこえ候定て打手むけられ候はんすらんこゝろにく

うも候はず三位入道の一類渡邊兼さては三井寺法師にて  
そ候はんすらん罷向てえりうちなとも仕るへきにつて  
事にあふへき馬を持て候しを此程渡邊のしたしいやつら

にぬすまれて候御馬くたしあつかり候は、やと申ければ  
大將最さるへしとて白草毛なる馬の媛廷とて秘藏せられ  
たりけるによい鞍をいて競にたふ給てしゆく所に歸りは  
や日の暮よかし三井寺へ馳まいり入道殿のまつさきかけ  
て打死せんとそ申ける

○西樓

平家物語云 のかけの しそくの小次郎なをいへはをも  
たかを一しほすりたるひたれにふしなはめのよろひき  
てせいろうといふしら月毛なる馬にそのりたりける

源平盛衰記云又西樓ト云秘藏ノ馬アリ後戸風ト云舎人ノ  
男ニ引カセテ權太栗毛イカナル事モアルラム時ハトテ乘  
替ノ料ニ引セタル白キ馬ノ太ク逞カ尾髪飽マテ足ラヘリ  
三ノ戸立ノ馬也餘ニ秘藏シテ假居ノ西ニ厩ヲ立テ晝ハ人  
目ヲハ、カリテ夜ハ引出シテ愛シケレハ馬ノ白ヲ月ニ喩  
ヘ西ノ厩ヲ樓ニ喩テ西樓トソ各付タル

○生唆

○摺墨

平家物語云 生食 大手の大將軍には蒲御曹子範頼搦手の  
大將軍には九郎御曹子義経むねとの大名三十餘人都合其  
勢六萬餘騎とそ聞えし其頃鎌倉殿に生食磨墨て聞ゆる名

馬ありけり生食をば梶原源太景季頻りに所望申けれ共是  
は自然の事あらん時頼朝か物具して乗るへき馬なり是も  
劣らぬ名馬とて梶原には磨墨をこそ給しけれそのうち  
近江國の住人佐々木四郎高綱御暇申に參られたるに鎌倉  
殿いかに思召されけん所望の者共いくらもありけれとも  
其旨存知せよとて生食を佐々木にたふ(中略)各鎌倉を立  
て足柄を経て行もあり箱根にかゝる勢もあり思ひ々々に  
上る程に駿河國浮島原にて梶原源太景季高き所に打上り  
しはしひかへておほくの馬共を見けるに思ひ々々の鞍置  
せ色々の鞆かけ或は乗口にひかせ或は口は牽せ幾千萬と  
云敷をしらす引透ししける中にも景季か給つたる磨  
墨に勝る馬こそなかりけれと嬉しう思ひて見る處に爰に  
生食と覺しき馬こそ出來たれ金覆輪の鞍置せ小房の鞆懸  
白鬪はけ白沫かませて舎人餘多付たりけれ共猶ひきもた  
めす躍らせてこそ出來たれ梶原打寄てこの御馬は誰か御  
馬候そ佐々木殿の御馬候と申す佐々木は三郎殿か四郎殿  
か四郎殿四郎殿の御馬候とて引透す梶原安からぬ事なり  
同じ様に召つかはるゝ景季を佐々木に思食替られける事  
こそ遺根の次第なれ今度都へ上り木曾殿の御内に四天王  
と聞ゆる今井樋口根井と組て死ぬるか然らすは西國へ向

つて一人當千と聞ゆる平家の侍共と軍して死なんとも  
思ひしか此御氣色にてはそれもせんなし詮する所爰にて  
佐々木を待うけ引組て差違好侍二人死て鎌倉殿に損とら  
せ奉らんとつふやいてこそ待懸たれ佐々木何心もなう歩  
せて出來る梶原押並へてやくむへき向ふさまにあてやお  
とすへきと思ひけるか先詞を懸けるいかに佐々木殿は  
生食給はらせ給ひて上らせ給ふなといひければ佐々木あ  
つはれ此仁も内々所望申つると聞し者をときつと思ひさ  
ん候今度此御大事に罷上候か定て宇治勢太の橋をは引た  
らん乗て河を渡すへき馬はなし生食を申さはやとは存  
つれとも梶原殿の申させ給ふたに御ゆるされなきと承て  
まして高綱なとか申とも給はらしと思ひ後日にいかなら  
む御勘當もあらはあれと存つゝ明日立んとての曉舎人に  
心を合しししも御秘藏の生食をぬすみまして上りさらは  
いかに梶原殿といひければ梶原此詞に腹かいてねつたひ  
さらは景季もぬすむへかりけるものをとてとつと笑ひて  
そ退きにける



寸の馬とぞ聞えしかちはらは給りたりける御馬もふとくたくまじきかまことにくろかりければするすみとつけられたりいづれもをとらぬめい馬也

長門本平家物語云 摺置池す この馬を池すきといひける事は馬をも人をもくらふ馬なり八寸の馬とそきこえし摺置はくろき馬のふとくたくまじきにてそありける

○白波

長門本平家物語云 熊谷平山城 戸口寄 小次郎直家はおもたかを所所にすつたるひたゝれにふしなはめの背にかけなる馬に黒鞍置てそのりたりけるはたさしは秋ののゝすりたるひたゝれにあらひかはのよろひに三まい甲をきて黒月毛なる馬の名をはしら波とそいひけるまことの一物也此馬は陸奥栗原あねはと云所の牧より出たりをかみたくましくしろかりければ白波とそつけたりける

源平盛衰記云 熊谷向 追手條 小二郎ハ白波ト云フ馬ニ乗タリケリ此馬ハ奥州姉葉ト云所ニ白波ト云牧ヨリ出来タル上尾髪アクマテ白ケレハ白波ト名付タリ權太栗毛ニ上下論タル逸物也

太平記云 細村崎 千御條 源氏已ニ若宮小路マテ攻入タリト騷キケレハ相模入道島津ヲ呼寄テ自ラ酌ヲ取テ酒ヲ進メ二度傾

ケル時三間ノ馬屋ニ被立タリケル關東無雙ノ名馬白波ト云ケルニ白鞍置テ引ケル

○木下丸

○ナンチャウ

長門本平家物語云 頼朝令旨 施行條 ある人いつのかみかひさうの木の下丸是にまいりて候よしうけ賜候はやしりのきよくしんたいのいちもつにて候ものをあはれみ候はよと申されければそのむまに此程是へつかはして候その仲つなめにくつははめて引出してうちはて庭のりしてみせまいらせよとのたまひければ云々

源平盛衰記云 木下 馬條 仲綱不及力父ノ命ニ隨テ木下ヲ右大將ノ許ヘ遣テケリ聞ニ合テ實ニ能馬ナリケレハ舍人アマタ付テ内厩ニ秘藏シテ立カヒケリ日數ヘテ後伊豆守使者ヲ以テ召ラカレ候シ木下丸返シ玉ハルヘキ由申タリ右大將此馬ヲハ惜テ其代トヲホシクテナンチャウト云馬ヲタヒタリケリ極テ白キ馬也ケレハナンチャウトハヨハレケリ是モ實ニ太ク能クシテ能馬ナリケレトモ木下ニハ及ヒ付ヘキ馬ニ非ス

○雨雲

長門本平家物語云 義經四國 下向條 九郎義経あかちの錦のひたゝ

れに黄返の背きい宿船毛なる馬のふとくたくまじきかあくまで尾かみたらひたるか名をはあまくもと云にそのりたりける東國一の名馬なり二日路を一日にそうちたり

○浦々

○荒磯

平家物語云 東國兵 馬次條 伊豆國住人北條四郎時政ハ荒磯トテ引タリ ○按、時政の乗るは荒磯記に見えたる荒磯と聞きや詳ならず

源平盛衰記云サテモ我朝ノ名馬ニハ三月和琴鳥形花形浦々荒磯望月宮木大甘子小甘子夏引小花ナントナリ或ハ長七尺ニ餘リ或ハ八尺ナントアリケリ

○鴨上毛

源平盛衰記云 東國兵 馬次條 相模國住人三浦ノ和田小太郎義守ハ鴨ノ上毛白波トテ引タリ

○子師丸

源平盛衰記云武藏國住人濫屋庄司重國ハ子師丸トテ引タリ

○夕顔

○都返

○鷲以上三

源平盛衰記云 石橋山 合戦條 與一カ乗タル馬ハ白茸毛ノ太クタク

マシキカ七寸ニアマリテ鼻ノサキ瓠ノ花ノ如ク白カリケレハ名ヲハイフカホト云フ東國一ノ強馬ナリ本三浦介カモトニ有ケルカ餘リニコハクテ輒ク乗ル者モナカリケルヲ岡崎所望シテ乗リケルカソレモ進退シカネタリケルニ與一ハカリソ乗リ隨ヘタリケルサレトモ岡崎持和テ三浦ヘ返シタレハ本ノ栖ヘ返タリトテ都返ト名ケタリ佐奈田折節馬ナクテ又乞返ヘシタレハ古ル巢ヘ返リタリトテ鶯トモ呼ヒケリ

○遠山

源平盛衰記云 三位入道 入寺條 殿サセル身ニアヤマルコト候ハス身ニモ命ニモカハリ奉候ハントコソ存シツレトモ入道殿此間心ヲ置玉ヘハ浦ミ奉テ奉公モ不仕内々ハ申入ハヤト存候ツルカ主ニ中違テイツシカト人ノ御景迹モハツカシ自然ノ次ヲト存ツル所ニ此仰身ノ幸也ト申ス大將斜ナラスウレシケニテ見參ノ始ナレハトテ随分秘藏シタマイタリケル小糟毛ト云馬ニ具鞍オキ遠山ト云馬引具シ黒絲ヲトシノ鍔皆具タヒテケリ

○春風

源平盛衰記云 頼朝關東 下向條 畠山頼繪ニ目ヲソ懸タリケル進ミ退キ廻リ合ハム合ハムト廻リケレハ木曾頼繪ヲ組セント

菟ケ隔テ菟ケ隔テ、二廻三廻カ程廻リケル處ニ島山柄繪ニ近ク廻リ合フコレハ得タル便宜ト思ヒ馬ヲ早メテ馳寄テ柄繪女カ弓手ノ鎧袖ニ取付タリ柄繪ハ叶ハシトヤ思ヒケム乗タル馬ハ春風トテ信濃第一ノ強馬也一鞭アデ、アホリタレハ鎧ノ袖フツト引切リ二反ハカリソ延ヒニケル

○磯

源平盛衰記云上總國住人介八郎廣經ハ磯ト云馬ヲ引セテ參リタリ

○薄櫻

源平盛衰記云下總國住人千葉介經胤ハ薄櫻ト云馬ヲ引ク

○一霞

○月輪

源平盛衰記云東國兵馬次條 蒲御曹子ハ一霞月輪トテ被引タリ

○若白毛

○町君以上二名一馬

參考源平盛衰記云東國兵馬次條 折節祕藏ノ御馬三匹也生啜磨墨若白毛ト申ケル按此四條有說文 陸奥三戸立ノ馬秀衡カ子ニ元能冠者按藤原系圖有秀衡子本吉三郎高衡 カ進タル也太ク逞キカ尾髪アクマテ足タリ此馬鼻強シテ人ヲ釣ケレハ異名ニハ町君ト被

テ足タリ此馬鼻強シテ人ヲ釣ケレハ異名ニハ町君ト被

テ足タリ此馬鼻強シテ人ヲ釣ケレハ異名ニハ町君ト被

黒人妻高山草毛トテ引タリ

○髮不捺

吾妻鏡云治承五年六月廿一日己丑義澄獻甲以下又進馬一疋號髮不捺(一本作捺)度々合戦禦之无雌伏之例云々

○飛龍

吾妻鏡云文治元年十二月四日癸巳生倫神主申云捧去月御願書令參籠于安房國東條御厨序抽繼所之處今月二日有靈夢之告云々二品則被奉御厨御馬號飛龍於件序云々

○一郎

吾妻鏡云建久四年三月廿五日壬辰於武藏國入間野有追鳥狩藤澤二郎清親施百發百中之楊藪獲雉五獲鶴廿之名將軍家御威之餘所號一郎給之御馬號一郎自令引之給是繼祖將軍征貞任給之後春有野遊清原武則以一箭獲二兩翼于時將軍自引馬給云々被思食其例歟

○片洲

吾妻鏡云建保元年五月四日甲辰將軍家令尋聞軍士等勳功之淺深給愛波多野中務丞忠綱申云於米町并政所二兩度進先登云々米町事者置而不論政所前合戦者三浦左衛門尉義村先登之由申之於南庭各及吹々論之間被

附タリ

○薄墨

○青海波

平家物語云もりとしかの條 のとかみのりつねはとこのいくさに一ともふかくし給はぬ人のこんとはいかおもはれけんうすみといふ馬にうちものつて西をさしておちられける

源平盛衰記云義經傳 能登守教經ハ室山水島淡路島高繩園部今木城所々ノ合戦ニ高名シ給ヘリト聞ヘシカトモ大勢傾キ立ヌレハ方及ハサル事ニテ薄墨ト云フ墨ニ乘リ須間ノ關屋ヲ指シテ落チンレヨリ船ニ乗移リ淡路ノ岩屋へ渡リ給

又云鶴毛ノ馬ノ太ク逞ク尾髪足ルニ乗ル名ヲハ青海波トテ東國第一ノ名馬ト云々

參考源平盛衰記云東國兵馬次條 大將軍九郎御曹司ハ薄墨青海波トテ被引タリ

吾妻鏡云建長三年九月廿五日壬午今日未刻幕府御馬號鶴毛於御厨邊覽是御祕藏之御馬也號清海波云々

○人妻

參考源平盛衰記云東國兵馬次條 島山庄司次郎重忠ハ秩父鹿毛大尋子彼時戰士等皇后宮少進山城判官次郎金子太郎答申云赤皮威鎧號草毛馬之軍士先登云々は忠綱也件馬者自相州所令拜領也號片洲云々

○片岡

吾妻鏡云貞應二年十二月三日丑尅奥州御亭有光物仍即時於大倉藥師堂被始行御祈奉神馬號片岡一名馬也

○直山

吾妻鏡云寛元二年正月十六日丁巳將軍家以御自筆御賀禮被遣御馬號直山名馬也御劔號白等於隆辨之壇所

○深山路

吾妻鏡云寛元四年八月十六日壬寅流鏑馬十六騎(中略)凡泰村存如此時儀射馬號深山路名馬也置鞍今兼以令置流鏑馬舍近邊云々

○御局

承久軍物語云佐々木か馬はくろくりける馬の八寸ばかりもあるらんとおほしくてしたをしるかりけるか名をおつほねと申て右京大夫ひさうしてかひ給ふ名馬也こののいくさにかうみやうせよとて給はつたる也

○立波

承久軍物語云しはたかむまはかけなるむまのふとくたく

ましきか立波と申てこれもきこゆる名馬なれともいまたのり入るるによて物におひゆる也

○土龍

異制庭訓往來云周八龍秦七駿蜀的廐楚鳥確漢鳥孫本朝厩戸王子甲斐黑駒太宰大貳弘繼土龍類之更無高下也

○兎雞

太平記云長崎次郎高重 最後合戦條長崎次郎甲ヲハ脱捨筋ノ帷ノ月日推タルニ精好ノ大口ノ上ニ赤絲ノ腹卷著テ小手ヲハ不レ差兎雞ト云ケル坂東一ノ名馬ニ金具ノ鞍ニ小總ノ鞞懸テソ乗タリケル

○松風

難太平記云式部大輔入道殿事三郎 中先代合戦の時海道の大將として自京都下向遠江國さやの中山にて先代の大將名越と云者を討取き相模國湯本にて海道のてき要害を構て支ける間北の山に打上りて式部入道殿の手勢計にて落されて敵の大勢の中に馳入られしかは追破られき今此難所をみるに更に人馬の通ふへき道ならず一谷よりさかしき岩崎を五町計か落されき二條殿より給られける松風と云名馬の荒馬に乗給ひけり馬の尻尾のはひすねの皮みな破けるとかや

箋輪軍記云長崎落 陣所にて信玄の名馬天久と申せし大切に被レ成候馬終に落しける則其山の麓に此馬を埋其前に馬頭觀音を被レ立けり

○河邊

○岩石落

大友興廢記云志賀道押御馬拜領と 愛に南郡岡の城主志賀兵部親教入道道擇丹生之鳥登城の刻宗麟云御きけむ能御いとまを出されしとき吉光の御わきさし拜領ありて道擇すくに御むまやの別當雄城無難をたつね行おりふし留守のよし申道擇とねりをちかつけ御馬を見物のとき舍人申やうこれはさつま鹿毛肥前黑龍造寺精毛かれは山口黑河邊岩石おとしなとて貳百餘のくつきやうの逸物の名馬を見せ申

○龍神

大友興廢記云豊後國方 太閤秀吉公より賜たる龍神といふ名馬物を云舍人そのことを聞けば世は今ばかりそと云此馬は物いふといへは我にはあらずと云

○須彌長

大友興廢記云薩州へ使者之事 付須彌長馬之條さるほとに了秀歸宅のとき義久公使者の返禮としてしゆみ長といふ山邊鹿毛の名馬に

○光陰

三好記云三好長治見 森飛驒守秘藏シテ持タル光陰ト云馬 家中之馬條ノ黄河原毛ナル馬四寸有テフトク肥敷ニ金輻輪ノ鞍置熊ノ革ノ鞞鞍ニ對シタル鏡ヲサシ紫ノ大房付タル鞞鞞カケ磨立タル櫛ヲハマセ支綱四筋ニテ扣タル舍人共ヲ引立跳上々々南ノ總門ヨリ入テ西ノ小門ヘソ通ケル此馬ヲ光陰ト云事ハ世ノ中ニ光陰矢ノ如ト云ヘルヲ取テ名付タル可レ成

○楓林

○漣

三好記云三好長治見 篠原彈正秘藏ノ楓林ト云馬ハ一年都 家中之馬條ニテ院ノ御幸成シ時御車ヲ止メサセ給ヒ此馬ヲ叙覽有テカ、ル馬コソハ馬ナラメト勅詔有シ也サレハ古キ詩ニモ停レ車坐愛楓林晚ト作シ詞ヲ取テ楓林ト名付タリ又云同 子息太和守馬モ楓林ニ劣ラス名馬ナリ水ヲ游ク事偏ニ水鳥ノ如クナル逸物ナレハ漣ト名付タリ

○八鐘

三好記云三好長治見 三好越後守馬ハ木曾出立ノ能ヨシ鳥 家中之馬條ヨリ早キト云心ニテ八鐘ト名付タリ

○天久

し、やをあひそへつかはさる

○京不見

末森記云奥州ノ仕置ニ出羽國マテ利家卿利長卿御父子御越候時縮川ヲ早先キノ人數半分ホトモ川向へ越タルニ俄ニ大水出來テ中々舟ナラテハ通モ成カタキニ諸勢見ツクロヒ川ノコナタニ人數立居タル所ニ利家卿京ミヌト云名馬ニ乗替給ヒ彼川へ乗入給へハ上下アハテサハキテ我先ニト乗入ノリイレ渡スホトニ川下セキ留ラレテ一人モ不レ殘向ノ岸ニ懸上ル

○櫻野

大坂軍記云五月五日巳の刻京都御進發尾張宰相駿河宰相御供也將軍は伏見より御立山鳥の尾の御羽織羅紗の唐人笠の御甲櫻野と云十寸三分の栗毛槽毛の御馬に孔雀尾の馬鏡をかけ召る

○ヒノキ

大坂軍記云伊達政宗手へ水野日向守内塚本彌兵衛竹本左門寺島助九郎三人味方打神保長三郎石川外記をも政宗味方打也七日の朝日向守乗料ひのきといふ馬口つよく候に付越前鹿毛に乗かゆるひのきは寺島助九郎給て其日乘申候此馬も共に政宗手へ取歸陣の時淀の孫橋にて日向人を

付置政宗通候處を見ひのきを引參候馬取并歩行者を切捨  
彼馬を取かへすしかれとも政宗不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>異儀<sub>一</sub>

○太平樂

大坂軍記云真田左衛門は茶白山より寄手の備を見渡し合  
戦時分よし大御所旗の不<sub>レ</sub>著内にと急其後子息大助を以  
て城内へ言上する秀頼公は梨地成の御物の具を召天王寺  
表御出張可<sub>レ</sub>有にて樓門へ御出太閤より御相傳の金の切  
割二十本番の吹貫十本取瑠の千本鎗押立太平樂と云七寸  
の黒の御馬に梨地の鞍置引寄玄關より樓門并御門外堀は  
たまた甲冑の武者とも次第を守て並居待かけたり

○水戸

難波戰記云 大和口寄手之奉 後藤又兵衛基次大和口大將成ハ  
惣白旗黒半月馬印眞先進黒絲成鎧同シ毛頭成冑シカミノ  
前立物打タルヲ猪首ニ著成熊皮尻箱入タル太刀帶御羽織  
ヲ著シ水戸ト名付タル馬ノ太ク逞キニ鞍置テ打乗テ柳川  
ヲ前ニ當テ道明寺表ニ馬ノ駆場ヲ殘テ陣ヲ取ル

○北サマ

○明王

里見代々記云同九月忠義公江戸へ御首途ニ其頃北サマ明  
王トテ二疋ノ名馬アリケルカ明王スマヒシテ死タリ

戸王子甲斐黒駒太宰大貳弘繼土龍類之更無<sub>二</sub>高下<sub>一</sub>也

東遊基業云 瑞立山蓋留 淺野幸長金の 鍬形うつたる 星蓋  
に黒絲の鎧を著し甲斐黒駒とて七斗計あるに乘座本二千  
餘人を相俱し麓より関を作て攻上る云々

○甲斐大黒

太平記云 藤房 藤房モ時ノ大理ニテ座スル上今ハ是ヲ限  
ノ供奉被<sub>レ</sub>思ケレハ御供ノ官人悉目ヲ驚ス程ニ出立シタ  
リ(中略)其後大理ハ巻櫻ノ老懸ニ赤裏ノ表ノ袴靴ノ沓帶  
テ袴給ノ平鞆ノ太刀ヲ佩アマノ面ノ羽付タル平胡蘇ノ籠  
ヲ負ヒ甲斐ノ大黒トテ五尺三寸有ケル名馬ノ太ク逞ニイ  
カケ地ノ鞍置テ云々

○甲斐黒

北條五代記云 清水太郎左衛門 或時太郎左衛門甲斐馬といふ  
馬を一疋持一日に大豆を一斗くらふ悪馬なるゆゑ乗もの  
なし馬屋の内を出すには中間六七人有て綱を付て卒いた  
す鞍をく事ならず太郎左衛門此馬に飛乗鞍を打てはしる  
時またにてしむれば立所に血を啗て死す

○奥州黒

甲亂記云 勝頼新府 去ハ小山田ハ先今日罷歸明日半途へ御  
迎ニ可<sub>レ</sub>參之由被<sub>二</sub>仰合<sub>一</sub>必當家一門之身命ハ其方ニ被<sub>二</sub>相

武家名目抄稿第三百十二册

搞檢校保己一編

興馬部 六中

○甲斐黒駒

日本書紀云 雄略天 十三年秋九月木工猪名部眞根以<sub>レ</sub>石爲<sub>レ</sub>  
質揮<sub>レ</sub>斧劉<sub>レ</sub>材終日劉<sub>レ</sub>之不<sub>レ</sub>誤傷<sub>レ</sub>及天皇遊<sub>二</sub>詣其所<sub>一</sub>而恠  
問曰恒不<sub>レ</sub>誤中<sub>二</sub>石耶眞根答曰竟不<sub>レ</sub>誤矣乃喚<sub>二</sub>集采女<sub>一</sub>使<sub>レ</sub>  
脱<sub>二</sub>衣裙而著<sub>二</sub>頓鼻露所相撲於<sub>レ</sub>之眞根斬停仰視而劉不覺  
手誤傷<sub>レ</sub>及天皇因噴讓曰何處奴不<sub>レ</sub>畏<sub>レ</sub>朕用<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>貞心<sub>一</sub>妄輒  
答仍付<sub>二</sub>物部<sub>一</sub>使<sub>レ</sub>刑<sub>二</sub>於野<sub>一</sub>爰有<sub>二</sub>同伴巧者<sub>一</sub>歎<sub>二</sub>惜眞根<sub>一</sub>而  
作<sub>レ</sub>歌曰云々天皇聞<sub>二</sub>是歌<sub>一</sub>反生<sub>二</sub>悔惜<sub>一</sub>唱然頽歎曰幾失<sub>レ</sub>人  
哉乃以<sub>二</sub>赦使<sub>一</sub>乘<sub>二</sub>於甲斐黒駒<sub>一</sub>馳詣<sub>二</sub>刑所<sub>一</sub>止而赦<sub>レ</sub>之用解<sub>二</sub>  
微纒<sub>一</sub>復作<sub>レ</sub>歌曰農播絶磨能柯彼能矩廬古磨矩羅積制播伊  
能致志儼磨志柯彼能俱廬古磨

釋日本紀云柯彼能矩廬古磨甲斐黒駒也

夫木抄云文治二年五社百首皇太后宮大夫俊成卿をかき原  
燒野のすゝきのくめはすゝろにまかふかいの黒駒

異制庭訓往來云周八龍奏七駿蜀的廬楚鳥確漢鳥孫本朝既

任之由有<sub>二</sub>御控<sub>一</sub>御蓋ヲ被<sub>レ</sub>下其時出羽守御蓋ヲ頂戴申三  
度傾ケル時勝頼朝夕腰ヲ不<sub>レ</sub>離指玉ヘル伊勢光忠ト申御  
腰物并御自愛アリシ 奥州黒ト云馬ニ金覆輪ノ鞍ヲ置被<sub>レ</sub>  
下ケリ小山田播<sub>二</sub>面目<sub>一</sub>退出ス

○信濃黒

大友與廢記云 志賀道輝御馬拜領と 大友宗麟公數國を御退治  
なされ威を九州にふるひ給へは信長公も感しおほしめす  
るや鬼月毛といふ名馬をつかはさるゝそれのみならず切  
々御申あはせの使者到來す又天正三年二月にも信濃黒と  
いふ名馬をくたさるゝ

○薩摩黒

大友與廢記云 方々御 鎮種も御はたもとまで出て一禮をと  
けしかは 大守御懇の御あひさつにてさつま黒といふ御馬  
を拜領して歸城す

○肥前黒

○山口黒

大友與廢記云 志賀道輝御馬拜領と 爰に南郡岡の城主志賀兵  
部親放入道道擇丹生之鳥登城の剋宗麟公御機嫌よく御い  
とまを出されしとき吉光の御わささし拜領ありて道擇す  
くに御ひまの別當雄城無難をたつね行おりふし留守の

よし申道擇とねりをちかつけ御馬を見物のとき舎人申やうこれはさつま鹿毛肥前黒龍造寺精毛かれは山口黒河邊岩石おとしなとて貳百餘のくつきやうの逸物の名馬を見せ申

○井上黒

○河越黒以上二名一馬

平家物語云はまいく新中なこんともりの卿はそこをつとにけのひてうみへさつとうちいれうみのおもて廿よちやうをよかせて大い殿の御舟につき給ふ舟には人おほくとりつて馬たつへきやうなかりければ馬をはなささへおつかへさるこの馬ぬしのわかれをしたひつしはしは舟をはなれやらすおきの方へおよきけるか次第にとほくなりければむなしきなさにおよきかへりあしたつほとにもなりしかはなほ舟の方をかへり見て二三とまでこそいな、かれけれ其後くかにかつてやすみけるを川こえの小太郎しけふさかとして院へまいらせたりければ院の御厩にぞ立られけるもと院の御ひさうの御馬にて一の御まやにたてられたりしをむねもりこそ内大臣になつてよろこひ中のありしとき結はられたりしをおと、中なこんにあつけられたりしかあまりにひさうしてこの馬のいの

ケル

○澤井黒

吾妻鏡云文治五年六月十五日癸卯出雲國杵築大社神主資忠此程參候而依有御立願令歸參本社可抽丹祈之由被仰合之間今日上道被付神馬一疋澤井黒也

○鹽津黒

太平記云如六郎左衛門一引兩三三郎ノ笠符馬ノ三頭ニ吹懸サセ鹽津黒トテ五尺三寸有ケル馬ニ鏢ノ背懸サセテ不劣兵十六人前後左右ニ相隨ヘ云々

○高橋黒

吾妻鏡云文治五年八月十日丁酉大串次郎相逢國衛々々所ノ駕之馬者奥州第一駿馬九號高橋黒也大肥滿國衛駕之毎日必三箇度雖馳登平泉高山不降汗之馬也而國衛怖義盛之二箭驚重忠之大軍開道路打入深田之間雖加數度鞭馬敢不能上陸大串等於得理云々

○一部黒

太平記云關東大勢上落條長崎悪四郎左衛門尉ハ別シテ侍大將ヲ承テ大手ヘ向ヒケルカ態已カ勢ノ程ヲ人ニ被知トヤ思ケン一日引サカリテソ向ヒケル其行狀見物ノ目ヲソ驚シケル(中略)縷纒ノ鍔直垂ニ精好ノ大口ヲ張セ紫下濃ノ鍔

りのためにてまい月ついたちことにたいさんふくんをそまつられけるそのゆゑにやむまのいのちもなかくぬしをもたすけゝるこそめてたけれこの馬はしなの、國井の上そたちにてありければ井のうへくろとそめされける後には川こえの小太郎しけふさかとしてまいらせたりければ川こえくろともめされけり

源平盛衰記云知盛通殿新中納言ハ井上ト云フ究竟ノ馬ニ乗給ヘリケレハ海上三町ハカリ游テ船ニ乗リ移リテ助カリ給ニケリ船ニハ馬立ツヘキ所ナカリケレハ船ノセカイヨリ馬ノ頭ヲ儀ヘ引向ケ一鞭宛タレハ馬ハ游キ返リケリ阿波民部大夫成良カアノ御馬射殺シ給ヘ敵ノ者ニ成ナムト申ケレトモ中納言ハ敵ノ馬ニ成ルトテハイカ、我カ命ヲ助ケタラム馬ヲハ殺スヘキトテ遣リヲシケニソヲハンケル馬ハ浴ニ游キ上リ鹽々トスレテ年來ノ好ヲ慕ヒツ、キタリケルコソ畜類ナレトモ哀ナレ此馬ハ中納言ノ武藏ノ國司ニテヲハシケル時當國河越ヨリ進タリケレハ名ヲハ河越ノ黒ト申ケルアマリニ祕藏シ給テ馬ノ爲ニ二月ニ一度泰山府君ノ祭ヲソセラレケル其驗ニヤ馬ノ命モ四十二成ニケリ我カ御身モ今度被助給ヌ九郎御曹司院御所へ被進タリケレハ聞ユル名馬也トテ御厩ニソ立テラレ

ニ白星ノ五枚甲ニ八龍ヲ金ニテ打テ著タルヲ猪頭ニ著成シ銀ノ磨著ノ磨當ニ金作ノ太刀ニ振帶テ一部黒トテ五尺三寸有ケル坂東一ノ名馬ニ鹽干潟ノ拾小舟ヲ金具ニ磨タル鞍ヲ置テ歎冬色ノ厚總懸テ三十六差タル白磨ノ銀笠ノ大中黒ノ矢ニ本滋藤ノ弓ノ真中握テ小路ヲ狹シト歩マセタリ

○會津黒

甲陽軍鑑云永祿十一辰年六月上旬に甲州信玄公より信州伊奈飯田城代秋山伯耆守を御使に被成美濃國岐阜の織田信長公へ御縁者御祝儀の御音信樽着作法のことく一越後有明の蠟燭三千張一漆千桶一熊ノ皮千枚一御馬拾一疋之内關東宇都宮殿より進上ある鬼河原毛以上一御曹司城介殿へは御樽着作法のことく一大安吉の御脇差一義廣の御腰物一紅千斤一綿千把一馬十一疋之内會津黒とて名馬也

○鳴門黒

三好記云三好長治見家中之馬篠原肥前守カ鳴門黒ト云早馬ニ鞍鍔ノ一涯勝テ結構ナルヲ置紅ノ大房付タル鞆カケ鳴音輕キ轡ヲカマセ舎人數多引テ歩マセタリ

○高井黒

北條五代記云物見の武者ほまれ有條扱又波賀彦十郎敵に取こめられ

よん所なきか故てき陣へ馬を乗入堤つたひの順路を知て南をさしてはせる其上又陣中よりあまたの騎馬に出あひ數度難儀におよぶ所に焚會をふるひかられにも討れず大河へ乗入敵味方の目をおとろかしこなたの岸に馳付事前代未聞の剛者なりていれは首を取たる三右衛門か武勇いつれをとりまさり有へからす此度のけんしやうと有て高井黒といふ名馬是は信州高井郡より出たり云々

○大黒

源平盛衰記云我朝ノ名馬ニハ滿正カ赤六貞任カ大黒云云

参考源平盛衰記云 東國兵 馬次條 島山庄司次郎重忠ハ秩父鹿毛大

黒人妻高山草毛トテ引タリ

判官物語云 土佐房義經の討 手として上洛條 とさはうをめてまいれと仰け

れはかしこまりてうけたまはり候もとより辨慶におほせかうふり候はん事をとてやかて出たつさふらひ共あまためしくすへきかと仰ければ辨慶人あまためしくせんはかたきの心つき候はんするた一人あひむかひ候はんとしゆつしひたれのうへにくろかはおとしのよろひ五まいかふとをわくひにきなし四尺五寸のたちはいてやをばわ

○三黒

源平盛衰記云堀川院御宇ニハ御隨身清房カ三黒ト云小馬ヲタマハリテ庭ノリ仕リケルホトニ沛艾ノ馬ニアシサマニノリツ、落テ則シニケレハ

○三日黒

吾妻鏡云建久六年六月廿八日辛巳令著御于美濃國青波賀驛ニ愛稻毛三郎重成妻北條殿 於武藏國病惱太危急之由飛脚著仍欲馳下將軍賜駿馬一疋 重成則駕之揚鞭云々七月一日癸未今日稻毛三郎重成馳付武藏國恩賜馬已如龍仍號三日黒云々

○大夫黒

平家物語云 つきのふか はんくはんもよろひの袖をかほにをしあてゝさめ々々となかれけるやあつてもし此程にたつときそやあるとてたつね出されておひのたしぬるに一日きやうかきてとふらへとてくろき馬のふと

○薄黒

いふ馬にのりさつしき一人はかりめしくしてとさかやとへそうち入ける

○小黒

續武家閑談云信長秀吉のいよりも小長の馬を専用とす和田伊賀守惟政瀧川左近將監一益竹中半兵衛重治等の功士何も小長の駒に乗して武威を揮ふなり秀吉公の柳ヶ瀬軍に乘給へるも小黒といふ二歳にたらぬ馬なり日々夜々殊に御かむにして暇ならむ時は武具を着て舍人なく馳の自由ならむは小長の馬にしへからす

○一黒

平治物語云 内裏 抽條 あくゑもんのかみのふよりきやうはあしんでんのかくのまのなけしによりぬ給へりおうしうのもとひら一のくろとてひさうしたりける馬をかんへまい

○薄黒

この馬ははんくはん五位のせうになられし時これをも五かになして大夫くろとよはれし馬也一のたにのうしろひよとりこえをも此馬にてそおとされける

○三黒

源平盛衰記云大夫ト云乗馬ニハ白伏輪ノ鞍置テ勞テヒカセラル此黒ハ今度ノ上洛ニ鎌倉ヨリ得給ヘリ本名ヲハ薄黒ト申ケル

○大夫黒

又云繼信光政カ死體ヲ昇テ當國ノ武例高松ト云フ柴山ニ還リ給テ其邊ヲ相尋テ僧ヲ請シ薄黒ト云馬ニ金伏輪ノ鞍置テ申ケルハ心靜ナラハ懇ニコソ申スヘケレトモカ、ル折節ナレハ無レカコノ馬鞍ヲモテ御房菴室ニテ卒都婆經書キ佐藤三郎兵衛尉繼信鎌田藤次光政ト廻向シテ後世訪ヒ給ヘトテ舍人ニヒカセテ僧ノ菴室ニ被送ナリト此馬云ハ貞任カヲキ墨ノ末トテ黒キ馬ノスコシ小カリケルカ早走ノ逸物ナリ多ノ馬ノ中ニ秀平コトニ秘藏ナリケレトモ軍ニハ能馬コソ武士ノ寶ナレハ山ヲモ河ヲモ此ニ乗テ敵ヲ責給ヘト判官奥州ヲ立チケル時進セタル馬ナリ宇治河ヲモ渡シ一谷ヲモ落コト此馬ナリ一度モ不覺ナカリケレハ吉例ト申シケル判官五位ノ尉ニ成リケルニ此馬ニ乗タリケレハ私ニハ大夫トモ呼ヒケリ片時モ身ヲハナタシト思給ヒケレトモ責モ繼信光政カ悲サニ中有ノ路ニ

モ乗レカシトテ被レ引タリ

吾妻鏡云文治元年二月十九日越中次郎兵衛尉盛繼上總五

郎兵衛尉忠光等下自船而陣宮門前合戦之間廷尉家人

繼信被射取一畢廷尉大悲歎喟一口衲衣一葬三千株松本

以秘藏名馬號大夫黒元院御馬也行李供奉賜件僧是撫

戰士之計也

○砂山黒

奥羽永慶軍記云岩崎城佐竹兵庫頭此由ヲ見ルヨリモ味方

ニ向テ名譽ノ軍シテ見セ候ハン見物シタマヘト云マ、ニ

七寸有ケル黒毛ノ馬ノ腹帶ヲシメナカラフルフト振ヒ

齒咀シテ蒐出ル足輕共是ヲモ衝落ント十人計リ鍵先ヲ揃

ヘ待ケルカ佐竹馬ヲ一サンニ懸テ鍵先ニ向テ見エシカ忽

足輕共蹴立ラレ八方ニ逃ントスルヲ馬乘廻シ蹴倒シ一所

ニ三人迄衝殺ス道理カナ先年鹿渡ノ合戦ニ先陣シテ大將

ヨリ褒美ニ賜タル砂山黒トテ何成惡所難所ヲモ中ニ飛ス

ル駿足ノ馬ナレハ何カハタマルヘキ主ノ心モ馬ノ心モ能

似タリトテ敵モ味方モ感シケリ

○三國黒

増補家忠日記云慶長五年九月十五日大神君野上下關ヶ原

ノ間ニ御陣ヲ替ラル(中略)本多忠勝大神君ヨリ賜リケル

剛敵を三十餘騎切ておとし猛威をふるひ合戦に勝利をえ

られ候

○大葦毛

古事談云頼義與御隨身兼武一ハ一腹也母宮仕之者也件女

ヲ頼信愛シテ合産頼義云々其後兼武父件女ノモトナ

リケル半物ヲ愛ケルニ葦女ヲノレカ夫我ニアハセヨトテ

進ミテ密通之間ウミタル也頼義聞ニ此事ニ心憂キ事也トテ

永母ヲ不孝シテウセテ後モ七騎之度乗タリケル大葦毛カ

忌日ヲハシケレトモ母忌日ヲハセサリケリ

○鬼葦毛

平家物語云いこの録きそのさまのかみよしなか、其日の

しやうそくにはあかちのしきのひたれにからあやを

としのよろひきてくはかたうつたるかふとのををしめこ

かねつくりのたちをはき廿四さいたるいしうちものやのそ

の日のいくさにてせうゝのこりたるをかしらたかに

おひなしきそのおにあしけといふ聞ゆるめいはにきんふ

くりんのくらをおいてそのつたりける

○藤葉葦毛

判官物語云判官秀衡カ許判官はかねてやくそく成ければふ

ちのはあしけかたうとてめいは百疋よろひ五十りようそ

駿馬三國黒ト號ニ乗テ島津カ陣ニ横合ニ懸入り術ヲ盡シテ

奮戦ス

○巖石黒

安土日記云天正三年十月十九日奥州伊達方ヨリカンセキ

黒白石鹿毛御馬二并鶴取ノ御鷹二連進上云々

○霞黒

見聞雜録云上杉方斯波多因播守此勢をは突崩して後に扣

へし惟住五郎左衛門尉長秀の六千の勢を鶴翼に立し大備

のことく見え真中へ會尺もなく缺入て死物狂に切て廻る

五郎左衛門尉長秀物馴たる士大將にて押廻々々勢を一所

に不立二方を明て鶴の左右の翼の如く引包て敵に勢力

をつからせ草臥た所を打取れ哉と獅子の如く荒立し因幡

守を氣長に會尺して引共見す戦ふ共見す取合して實も功

者の大將なり此時謙信は味方一二の備唐人斯波多勝軍

に御機嫌能霞黒と云名馬に召御小人廿人計五錠鍵を五本

御馬脇へ引付阿多賀の原中に御馬をいたさる

○賀美

北條五代記云敵味方入亂た、かふ時に至て氏康賀美と名

付らる黒の馬に乗一そりをつたる白柄の長刀にてすゝむ

や五十こしゆみ五十丁御手所にはものをのこほりをしか

のこほりしたのこほり玉つくりとをたのこほりとて六く

んにはすくれたるこほり也一こほりには三千八百町つゝ

在けるこほり五こほりそまいらせける

○六葦毛

續古事談云宇治左大臣ノ賀茂詣ニ六ノアシケトイフクセ

モノヲウツシ馬ニヒカレタリケルニ近衛貞弘トイフモノ

乗テ一度モタマラスナカシテカチニテワタリニケリ

○高山葦毛

參考源平盛衰記云東國兵烏山庄司次郎重忠ハ秩父鹿毛大

黒人妻高山葦毛トテ引タリ

○大川原毛

明德記云御所様ノ其日ノ御裝束ハ熊ト御小袖ヲハメサレ

スフスヘ革ノ御腹巻ノ中ニ通リ黒皮ニテ威シタルヲ召レ

タリケル(中略)御秘藏ノ大河原毛五尺ノ馬ト聞エシニ黄

覆輪ノ御鞍ヲ置テ厚總ノ鞞ヲ懸テソ召レタル

○鬼川原毛

甲陽軍鑑云永祿十一辰年六月上旬に甲州信玄公より信州

伊奈飯田城代秋山伯耆守を御使に被レ成美濃國岐阜の織

田信長公へ御縁者御祝義の御音信檢着作法のことく越後

有明の蠟燭三千張漆千桶熊の皮千枚御馬十一疋之内關東宇都宮殿より進上ある鬼河原毛以上云々

○星川原毛

織田信長譜云天正七年四月常州人多賀谷修理亮獻馬星河原毛長四寸八分日行五十里

安土日記云天正七年四月十七日關東常陸國多賀谷修理亮星河原毛御馬タケ四寸八分歳七ツイ太ク逞キ駿馬ハルハルト牽上セ進上

○多胡川原毛

北條五代記云物見の武者扱又波賀彦十郎敵に取こめられよん所なきか故てき陣へ馬を乗入(中略)三右衛門か武勇いづれをとりまさり有へからす此度のけんしやうと有て高井黒といふ名馬是は信州高井郡より出たり扱又多胡河原毛と號す是は上州多胡郡より出たり

○前黒精毛

○後黒精毛

江談抄云高名馬名(中略)前黒精毛後黒精毛云々

○小精毛

源平盛衰記云三位入道競サセル身ニアヤマルコト候ハス身ニモ命ニモカハリ奉候ハントコソ存シツレトモ入道殿

突ノアレハ目油ト申ス

參考源平盛衰記云東國兵武藏國住人平山武者所季重姓日

平山八郎ハ目精毛馬トテ引ク

○龍造寺精毛

大友興廢記云武藏國御馬御領爰に南郡岡の城主志賀兵部親敷入道選擇丹生之島登城の剋宗麟公御さけむ能御いとまを出されしとき吉光の御わきさし拜領ありて選擇すくに御むまの別當雄城無難をたつね行おりふし留守のよし申道擇とねりをちかつけ御馬を見物のとき舍人申やうこれはさつま鹿毛肥前黒龍造寺精毛かれは山口黒河邊岩石おとしなとて貳百餘のくつきやうの逸物の名馬を見せ申

○奥駁

吾妻鏡云養和元年七月廿一日今夜武衛御夢想或僧參御枕上ニ申云左中大者武衛先世之讎敵也而造營之間露顯云云覺後被仰云謂造營者奉崇重大菩薩宮寺上棟之日有此事尤可信也仍不改時刻被奉御廐御馬駁於奥若宮葛西三郎爲御使云々

○佐竹駁

小島のくちすさみ云將軍の馬の先には命鶴九詞もをよは云々

此間心ヲ澄玉へハ浦ミ奉テ奉公モ不仕内々ハ申入ハヤト存候ツルカ主ニ中邊テイツシカト人ノ御景迹モハツカシ自然ノ次ヲト存ツル處ニ此仰身ノ幸也ト申ス大將斜ナラスウレシケニテ見參ノ始ナレハトテ隨分秘藏シタマイタリケル小精毛ト云馬ニ具鞍ヲキ遠山ト云馬引具シ黒絲ヲトシノ鎧胃皆具タヒテケリ

○目精毛

平家物語云二爰に平山は滋目結の直垂に緋威鎧著して二ひきりようの母衣をかけ目精毛といふ聞ゆる名馬にそ騎たりける

長門本平家物語云熊谷平山城平山はしけめゆひのひたれにあかいはおとしの胃に三まいかふとにうす紅のほろかけて目かすけと云馬にそのりたりける

源平盛衰記云平山寄城平山ハ成田ヲハ打捨テ、山ノ細道ヲケ行ケハ暗サハクラシ指シウツフキ指シウツフキ見ケレハ游水ヲ踏ミ破テ馬ノ通レル跡アリ既ニ熊谷ニ先キ蒐ラレヌヨト本意ナクテイト、馬ヲソ早メケル其日ノ裝束ニハ重目結ノ直垂ニ赤威ノ鎧著テ二引量ノ布露ヲ係ケ目油馬ニコソ乗タリケレ

又云季重ハ馬ハ武藏國姉葉立ノ名馬ナリ左ノ目ニチト篠

す出たち坂東第一と聞えしくろき馬にそのりたる其ありさま見所おほし年たけたるあけまきのすかたもすへてあしくも見えすまことにものにあひぬへきけしき人にすくれたり引馬十疋何も々々こゝろも及ばぬものともなり東國の名馬はのこりなくのほりたるよしを聞えし佐竹ふちなどいひし大馬ともその數おほし

○檜原連錢

増補筒井家記云松永久秀歳六十息右衛門佐久通歳二十七ニ成ケルカ五畿内並ニ紀伊ノ知邑父子合三十餘萬石ヲ領シ和州信貴山多門山ノ兩城ニ代在住シ大和ヲ一己ニ領セント謀リシカ筒井氏ノ日月ニ繁ヘヲ見テ日夜ニ胸ヲ焦シ齒ヲ嚙事頻也(中略)十一日ノ未明ニ兩軍法隆寺並松ニテ密合互ニ時ヲ作リ掛島松倉ト息古市高山ト相懸リ鐵花ヲ亂テ切結ヒ兩方ヘ引退暫時人馬ノ息ヲ繼タリケル互ニ手負討死多シニ番ニ檜原右衛門一千餘人ニテ赴出タリ松永右衛門是ヲ見敵ハ小勢ソ餘サス討テヤ兵トモト海老名兵衛ト兩勢二千餘人引包ソ攻ニケル檜原二十三歳血氣ノ若武者是モヒルマス半月ノ立物ニ檜原連錢ト云フ名馬ニノリ大長刀ヲ左ニ脇狹ミ綵追取テ趕マハリ下知ヲナシ云々



武家名目抄稿第三百十三册

稿檢校保己一編

輿馬部 六下

○飛鹿毛

平家物語云 自熊野濱 盛引返條 いつみのくに大鳥宮につき給ふしけ  
もりのひさうせられけるとひかけといふ馬にしるふくり  
んのくらをひて神馬まいらせきよもり一しゆのうたをよ  
みて云々

○大鹿毛

源平盛衰記云 文學類聚 勳謀類條 野三刑部是直藤九郎盛長ナムトニ  
仰合ケルハ頼朝一人進ノ出ト思フ也コ、ニテ助親法師ニ  
故無ク命ヲ失シム事云甲斐ナシ汝等カクテアラハ頼朝無  
ト人シルヘカラストテ大鹿毛ト云フ馬ニ乗リ鬼武ト云フ  
舍人ハカリヲ具テ夜半ニソ遁出ケル

會津陣物語云三番手ノ大將上泉主水正憲元始ハ武州深谷  
ノ領主上杉左兵衛佐盛ノ家老ニテ若年ノ時分淺黄藏越  
ヲサシ大鹿毛ト云名馬ニテ利根川ノ先陣ヲ渡シ大敵ヲ攻  
破リシ武功其外度々ノ場所在テ既ニ北武藏東上野ニテハ

参考源平盛衰記云 東國兵 馬法條 畠山庄司次郎重忠ハ秩父鹿毛大  
黒人妻高山草毛トテ引タリ

○大島鹿毛

吾妻鏡云建長三年五月十五日甲戌申刻漸御氣分出現之間  
醫師典藥頭時長朝臣陰陽師主殿助泰房驗者清尊僧都并良  
親律師等參候酉終刻法印 神燈 參加而奉ノ加ニ持之ニ則若君誕  
生子ニ時三浦介盛時 自直 馳參打悦之餘着所用之馬以 置 銀  
鞍ニ自令引ニ泰房ニ與ニ是名馬也大島鹿毛云々

○小鹿毛

吾妻鏡云建久二年十一月廿二日丁卯多奸方等欲ニ歸洛ニ之  
間自ニ政所ニ賜ニ餼物ニ自ニ幕下ニ引ニ給御馬ニ一疋おほくりけ  
一疋くりけひたい一疋さくつきひはりけ一疋つきけ一  
疋あくりくろ一疋こかけ一疋くろふち一疋くろ一疋しろ  
くりけおほあしけ一疋くりけきめひたい一疋かけ

○童子鹿毛

平家物語云 しけひらのい 本三位中將しけひらの卿は大手い  
くたのもりのふくしやうくんにておはしけるか其日のし  
やうそくにはかちんにしろうきなるいとをもて岩にむら  
ちとりぬふたるひたくれにむらさきすそのよろひきて  
どうじかけといふ聞ゆるめいはにのり給へり

淺黄藏越ヲ指事ハ憚遠慮スル程ノ剛ノ者也

○油鹿毛

長門本平家物語云 高倉宮被 討御條 寺はうしにさぬきのあしやり  
かくそんといひけるもの御供にありけるか此程宮に思付  
まいらせて御みちかくし候けりそけんの衣にちかへ袖し  
てしたはら巻きて三位入道のひさうの馬あふら鹿毛にそ  
乗たりける

源平盛衰記云 宮中流 矢條 佐大夫宗信ハ御身ヲハナレス御供ニ  
候テ三井寺宇治マテモ參リタリ宮オチサセ給ヒケレハ三  
位入道ノ油鹿毛ト云馬ニ乗テオクレマイラセシト打ケレ  
トモ馬弱クテス、ミエス

○星鹿毛

源平盛衰記云 木下 馬條 伊豆守仲綱カ家人東國ニアリケルカ八  
ヶ國第一ノ馬トテ伊豆守ニ進タリ鹿毛ナル馬ノフトクタ  
クマシキカ曲進退ニシテ逸物也處々ニホシアリケレハ星  
鹿毛ト云ケリ仲綱是ヲ秘藏シテ立伺ケリ實ニ有カタキ馬  
也ケレハ武士ノ寶ニハ能馬ニ過タル者ナニカハ可有ト  
テアタニモ引出スコトナケレハ木ノ下名ヲ付テ自愛シテ  
カヒケル

○秩父鹿毛

源平盛衰記云 重衡卿今ハ叶ハシトテ濱路ニ係リ渚  
ニ打副ヒテ西ヲ指テ落給フ其日ノ裝束ハ褐衣ニ白絲ヲ以  
テ群千鳥ヲ縫タル直垂ニ紫スソノ宵ヲ着給ヘル馬ハ  
童子鹿毛トテ究竟ノ逸物早走也

○鬼鹿毛

太平記云 細川相模 守時死條 爰ニ備中國ノ住人陶山三郎ト備前國ノ  
住人伊賀掃部助ト二騎田ノ中ナル細道ヲシツシト引ケ  
ルヲ相模守追付テ切ント諸證ヲ合テ責ラレケル處ニ陶山  
カ中間ソハナル溝ニヨリ立テ相模守ノ乗給ヘル鬼鹿毛ト  
云馬ノ草脇ヲソ突タリケル

甲陽軍鑑云甲州の源府君武田信虎公秘藏の鹿毛の馬たけ  
八寸八分にして其いんかたちたとへは昔頼朝公の生食摺  
墨にもさのみおとるましき馬と近國まで申ならはす名馬  
なれば鬼鹿毛と名付

○放生鹿毛

なかをおちのさうし云たいしやうよしたかははうせうか  
けと申てはやみちのありしにきんふくりんのくらしかせ  
わか身かるけにゆらりとりのりそうちんをかけまはしけち  
し給ふ

○龍王鹿毛

見聞雜錄云北條方海賊物主金奈川白萬生年十七歳なれとも奇代之水練水の上を足四五寸計入水中陸路を歩如く走廻るくさり鎧を投掛々々武田方間宮か舟を引寄々々十七艘を大船三十八艘の中へ追込採立しかは武田方間宮造酒之丞三ヶ所手負船端に立上り壹人も味方生くるな打死せよ但し敵の大將と組打に死ねやくと下知する處を北條方玉鬼四郎八と云海賊之物主一枚摺に乗て鎧を棹とし寄て間宮造酒之丞かひはらへ横より突通す處を目早造酒之丞見付しかは身ひねりよけしか尻こふたへ突貫く處を力に任せて鎧をたくり寄しかは一枚摺に乗たる玉鬼四郎八鎧に釣れて突入なから來る處を造酒之丞抜打に玉鬼を片手を添て首共に波の上へ打落せしは手三ヶ所負剩鎧にて尻を突貫かれての働には無類の手柄也北條方吹上之伊豆右衛門遠く見付中船一艘飛こして造酒之丞か舟へ乗移て投鎧を打掛既に生取んとせしか造酒之丞も手負草臥腰に疵を受けて被生取一處此節は武田舟手小勢北條方海賊多勢なれば中々造酒之丞見次へき様もなく十分危き所に造酒之丞か乗たる馬を輛に繋置しか繩を振切り戦ふ海賊之中を一文字躍越て飛來り主人造酒之丞か上へ乗掛り只今繩を打て生取んとする吹上之伊豆右衛門を首筋を引くわへ

一振ふつて海へ投込しは畜生とは不被し思造酒之丞夢に覺たる心地して此馬に打乗て沈むは人馬同し思ひと船中味方之打るゝを見捨て無是非海へ乗入れたれば此馬頭を振立々々陸の方へ上らんとする造酒之丞申は汝畜類なれとも主之命を救ふ上は人間勝り也陸へ行けは落たも同前味方の舟の中へ乗付けよと言しかは又二三段取て返して波上十町計無難向井兵庫か船へ乗付しは奇代と云も餘り也依之其後間宮造酒之丞一代此馬を龍王鹿毛と名付人の如く不便を加へし也

○白石鹿毛

安土日記云天正三年十月十九日奥州伊達方ヨリカンセキ黑白石鹿毛御馬二并御取ノ御鷹二連進上取分鹿毛御馬奥州ニテモ無隱乘心無比類一俊馬ニテ御意ニ相適ヒ御藏不斜是ハ龍ノ子ノ由被申候

○海老鹿毛

安土日記云三月廿三日瀧川左近被召寄忝モ御秘藏之海老鹿毛之御馬被下

關八州古戦録云

瀧川左近將監一益 織田信長法養寺ニ在陣ノ時三月廿三日瀧川左近將監一益ヲ招テ連年ノ粉骨ヲ喪シ(中略)諸士ノ裁判諸公事以下正理ヲ以テ遵行シ若亦愚案

ニ及サル儀アラハ大神君へ評議ヲ乞ヒ時宜ニ從テ沙汰致スヘシ然レハ吉例多キ逸物タル候是ニ打乘リ入部スヘシトテ海老鹿毛ト云駿馬ニ金覆輪ノ鞍ヲ置短刀一腰取副テ賜リケル

○千秋鹿毛

見聞雜錄云山崎長門守は今日を限と覺悟せしかは態馬をは乗放して一族手之者共に向て名馬をは追返し候へ人は節を知て死を定む凡て家之子郎等迄も忠勤の淺深に依て掛る情の厚薄に常の思を有と云其馬は畜類なれば戦場の奉公をも改めて可憐事もなし責めて追返して生を全からしめは人畜形は異なれとも心之實をば可ぞ知乗放せ々々と下知せしかは子息小次郎吉次を始として一族他門に至迄實光々と各馬より下り立しか生有物とは乍言山崎長門守か乗たる千秋鹿毛清水三郎左衛門か霞黒二疋は四蹄を折て不助其外百八十騎之馬の内十八疋都合廿疋の馬共は追返しても不三走行主人之前後を不立放一體人間勝りと可言云々

○嵐鹿毛

增補家忠日記云弘治三年丁巳正月今井家ノ縁者關口刑部大輔カ女ヲ以テ大神君ニ嫁シ奉ル刑部大輔室ハ義元カ伯

母也大神君譜代ノ諸士等駿州ニ參賀シテ嫁娶ヲ祝シ奉ル子時三州ノ士柳原ノ某カ馬嵐鹿毛ト號ヲ大神君ニ獻ス是無雙ノ良馬タルニ依テ大神君此馬ヲ公方義輝ニ獻セラ

○椽内鹿毛

東遷基業云參州の士柳原兵部嵐鹿毛と號する駿馬を神君へ奉りければこれを大將軍源義輝公へ獻せらる義輝公悅せ給ひ手書短刀を贈り給ひけり

○洞白鹿毛

奥羽永慶軍記云 南部利直再 元來小屋敷ネラヒ居タルコトナレハ鐵炮ヲ捕直動ト打無慚ヤナ山王海太郎只中ヲ打貫レニ言ニモ及ハス彼ニカツハト倒レ死ス利直大ニ喜ヒ椽内鹿毛ト云馬ヲ小屋敷ニタマン

蘆名家記云 金上遠江 摺上ノ軍破レケル跡ニ津川ノ城主遠江守盛春ハ其頃津川之居城ニ在シカ正宗猪苗代へ打入給フヨシ聞エシカハ諸侍ニ相觸候迄モナク手勢十四五騎ニテ津川ヲ立テモミニモンテ急キ給フカ盛春ノ乗給フ馬ハ會津ニカクレナキ洞白鹿毛ト申テ逸物ノ早馬成リシカ殊更盛春片時モ關カントテ一散ニ乗給へハ供ノ士卒トモ續クコト不叶云々

○板屋鹿毛

毛利家記云天正十八年九月十八日天晴殿下様御成御進物  
御太刀吉光一期一振ト云御馬イタヤ鹿右披露小早川筑前侍從  
隆景

○蓮生院鹿毛

續武家閑談云今度山中の城責秀次卿秀勝朝臣手柄のよし  
ふいてうにて中村式部武剛を以て落城秀次を宜取御申と  
て事の外感せられ(中略)渡邊勘兵衛が享年廿九歳にて披  
群の働を感しれんせう院鹿毛と云早馬を營座にあたへら  
る

○鹽屋鹿毛

毛利家記云天正十八年九月十八日天晴天下様御成翌日上  
様ヨリ昨日御成御満足ニ思召由生駒雅樂頭ヲ以テ被ニ仰  
出鹽屋鹿毛トテ名馬ト沙汰アリシ御馬鞍置拜領サセ給  
フ

○箕輪鹿毛

増補家忠日記云天正十年三月一日大神君長坂血鎗九郎ヲ  
シテ江尻之城ニ往テ滯留スルコト七日言ヲ盡シテ諫ルニ  
依テ梅雪遂ニ御味方ニ屬セント約ス(中略)其後梅雪大神  
君ニ供奉シテ上洛スルノ時はヲ謝シテ長坂ニ良馬ヲ與フ

御馬象價ニ于遠笠懸之間欲馳過の前ニ仍被副引目  
被留御駕

關東兵亂記云小弓義明義明先カケシテ強勢ノ程ヲ汝等ニ  
知ラセントテマツ先カケテ打テ出ツ其日ノ裝束ニハ赤地  
ノ錦ノヒタ、レニ桐ノスソカナ物ヲ打タルカラアヤヲト

シノ鎧キテ來國行三尺二寸ノ面影ト云太刀二尺七寸赤銅  
作ノ重代ノ御太刀二振ハイテ法城寺ノ大長刀ヲク短ニ  
取リ鬼月毛ト云名馬ニ御紋ノ梨地ノ鞍置テ紅ノ大フツカ  
ケ白アハカマセ唯一シユンニ進ンテカケタマヘハ佐々木  
少府二郎以下馬廻二十四騎馬ヲソヘテカケ出タリ  
大友與廣記云大友宗麟公御祝のため使者をさしのほせら  
るゝそののち信長公よりおに月けといふ名馬をつかはさ  
るゝ

○夜目無鵜毛

平家物語云しげひらの本三位の中將しげひらの卿は大手  
いくたのもりのふくしやうくんにておはしける(中略)め  
のこのことう兵へもりなかはしげゆひのひたゝれに  
ひをとしのよろひきて三位の中將のひさうせられたりけ  
るよめなし月毛にのせられたり

長門本平家物語云本三位中將中將其日は褐衣に村ちとり  
被生取候

箕輪鹿毛ト號ス

○薩摩鹿毛

大友與廣記云志賀道輝御馬拜領と爰に南郡岡の城主志賀兵  
部親教入道々擇丹生之島登城の刻宗麟公御さけん能御い  
とまを出させしとき吉光の御わさし拜領ありて道輝す  
くに御ひまやの別當雄城無難をたつね行おりよし留守の  
よし申道輝とねりをちかつけ御馬を見物のとき舍人申や  
うこれはさつま鹿毛肥前黒龍造寺精毛かれは山口黒河邊  
岩石おとしなとて貳百餘のくつきやうの逸物の名馬を  
見せ申

○越前鹿毛

大坂軍記云伊達政宗手へ水野日向守内塚本彌兵衛竹本左  
門寺島助九郎三人味方打神保長三郎石川外記をも政宗味  
方打也七日の朝日向守無料ひのきといふ馬口つよく候に  
付越前鹿毛に乗かゆる

○鬼鵜毛

吾妻鏡云弘長元年四月廿五日丙辰有小笠懸而近代強不  
ノ誓ニ此誓之間凡無堪能之人一最明寺禪室覽之有御自  
讚於小笠懸者太郎尤得其體召之欲令射云々御  
馬長崎左衛門尉獻之既列馬場被出御馬之處此

をぬひたるひたゝれに紫すそこの胃に童子かけといひて  
あにの大臣殿より得給ひける馬にのられけり花やかにい  
ふにそみえられける中將もしの事あらはのりかへにせん  
とて年來ひさうしてもたれたりける夜目なし月毛といふ  
馬には一所にてしなんとちきりふかかりし後藤兵衛盛長  
と云侍にのせてみをはなたすうたせられたり

源平盛衰記云三位中將ノ侍ニ後藤兵衛尉守長トテ小ヨリ  
召仕ヒ給テイカナル事アリトモ一所ニテ死ナント深ク契  
リ給テ被召具ニタリ三位中將ノ秘藏セラレタルケル夜目  
無鵜毛ト云馬ニ乗セラレタル是ハ童子鹿毛若ノ事アラ  
ハ乗リ替ヘムトノ約束ナリ

○穂坂九鵜毛

古今著聞集云永延元年五月九日右近馬場にて馬五番あ  
りけるに三番左府生下野公里穂坂七草毛にのりたりけり  
右近衛三宅忠正穂坂九鵜毛に乗たりけるに右五尺勝にけ  
り鵜毛次日の朝病もなきに目に涙をうかへてやかて死に  
けり獸なれとも負たる事を思ひいれたりけるにや不思議  
なる事也

○小鵜毛

源平盛衰記云高綱渡守島山向ノ岸ニ打昇テ鹽屋ニイカニ

ト間へハ八ヶ國ノ輩誰カ殿ノ家人ナラス人侍ルサレトモ  
今命ヲ助ラレ奉リヌレハ向後深ク憑ミ奉リ候ト申ス神妙  
也トテ馬ハ流ス此ニ乗テ京入シ給ヘトテ小楮白トテ秘藏  
ノ馬ヲ與ヘタリケリ鹽屋ハ今日流レタルカ高名ニテ返テ  
馬勝リト申ケル

吾妻鏡云文治元年三月六日被遣ニ感勸御書於景廉ニ被  
訪ニ仰病惱事ニ刺被引送御馬御馬小楮一疋ニ駕之可參云  
云

○阿保鶴毛

天正本太平記云尊氏上阿保肥前守大政凌ニ難ケレハ親類  
若黨大勢討ン名譽ノ阿保月毛モ手負ケレハ弓矢ノ義ハ是  
迄ナリトテ若黨ノ馬ニ乗替テ義詮ニ追附奉ラント山崎ヲ  
指テ引テ行

○放生鶴毛

甲陽軍鑑云さすかの謙信も和田喜兵衛と申侍只一人つれ  
名譽の放生月毛を乗はなし家老の乗かへにのり主従二騎  
にて高梨山へかゝり退給ふ

見聞雜錄云謙信後ろを振向ながら氣違者とは推參なわれ  
謙信也とおをりを蹴立給へは放生月毛之名馬と云跡部か  
乗たる馬を一はねはねれは馬より下へ落たりしか夢の

北條五代記云笠原新六郎氏直又太郎左衛門尉奥州より出た  
る岩年鶴毛と號す駿馬を持ちたり尾かみあくまでちゝみ九  
寸あまりにて強馬なり

○般若鶴毛

大友興廢記云宗麟公辨藏種々御はなしのついでに大みや  
八まんの神主をめし出し前島のまきのはしまりはそんし  
候はぬかとおほせいたさるゝ神主謹て牧の由來うけたま  
はりをよひたること御座候むかしなす先祖下野國より當  
國下向のときはむにや月毛と申名馬を隨身してまかりく  
たり候てのち此馬名馬なるゆへその種をつかせんため前  
嶋にはなち牧をはしめ申たるゆゑいまにいたるまでなす  
牧の次第執行つかまつり候

○染鶴毛

武蔭叢話云柴田因幡染月毛といふ名馬に乗り三尺五寸の  
元重の太刀にて切て出敷輩切臥其後討死する彼れ柴田か  
染月毛と云は白月毛の馬の尾髪を能々洗ひ茜を羽毛にて  
ひたと引たるに半年程して紅になり後には眞紅の絲のこ  
とし雪より白き馬のふとく遅く尾髪は紅なれば見事成こ  
と云へからす其亂に井筒女之助此馬を分捕し乗けるを見  
たる人語し

心地にて備を捨て逃たりけり  
松隣夜話云宇佐美駿河か跡備ノ内ニ座マス秘藏ノ放生月  
毛ト云馬モ突レテ働カサレケレハ近習ノ侍和田太兵衛カ  
馬ヲ取テ乗給使番ヲ六人迄敵ヲ追テ廣瀬マテ進行タリケ  
ル

又云先年河中島合戦ノ砌リ御召ノ放生月毛勞レテ死シ下  
リ立給ヒケルヲ和田木兵衛己カ馬ニ奉レ乗餘多ノ敵ヲ主  
從ニテ凌キ始終不奉レ放供奉シケル

○跳鶴毛

清正記云清正よもすから惣軍兵へふれられしは明日段々  
の備にもかまはず一騎かけにはいれくさして來るへしと  
觸まはし夜も明かたになりければ清正ひさうのはね月毛  
といふくついらすの馬にのり眞先にかけられけり

○更科月毛

見聞雜錄云仁科殿更科月毛と云名馬に被レ召小姓近習馬  
廻り仁科譜代先途の供と申切たる兵共老若合て七百人城  
を拂て押出し大口より織田方の軍勢一萬餘人は段に立し  
備を城方の三備千七百人魚鱗掛り之三巴追崩し突散し云  
云

○岩手鶴毛

○穂坂十七粟毛

○別粟毛

○近江粟毛

江談抄云高名馬名穂坂十七粟毛別粟毛近江粟毛云々

○大栗毛

源平盛衰記云北國所々加賀國住人林六郎光明カ嫡子ニ今  
城寺ノ太郎光平ト云者アリ榻ノ直垂ニ袖ヲハ紺地ノ錦ヲ  
付ケタリケリ紫絲威ノ鎧ニ大中黒ノ矢頂高ニ負ヒ滋藤ノ  
弓真中トリ八寸ニアマリタル大栗毛ト云馬ニ白伏輪ノ鞍  
置テソ乗タリケル

吾妻鏡云建久二年十一月廿二日丁卯多好方等欲ニ歸洛ニ之  
間自ニ政所ニ賜ニ餼物ニ行政仲業家光等奉ニ行之ニ其上有ニ別  
祿馬十二疋云々自ニ幕下ニ引ニ給御馬一疋おほくりけ一  
疋さくつきのひはりけ

大友興廢記云長尾口爰に秋月方の先陣の大將皆木彌平次  
として生年十七歳にしてきりやうこつからすくれ度々譽を  
取たる者なり此たひの先陣をのそみ此口に出むかひしか  
大栗毛といふ馬に紅の大よさかけさせひとときはすくれは  
なやかに出立て云々

○鬼栗毛

源平盛衰記云 高綱渡守 治川條 武藏國住人男衾那島山庄司重能カ  
子息重忠ハ青地錦直垂ニ赤威ノ鎧着テ鬼栗毛ト云フ馬ニ  
柄繪摺タル具鞍置キ絲房ノ鞞懸テ乗タリケル

○權太栗毛

平家物語云 くまかへ二 かのけの條 くまかへか其夜のしやうそくには  
かちのひたれにあかはせとしのよろひきてくれなぬ  
のほろをかけこんたくりけといふきこゆるめいはにその  
りたりける

參考源平盛衰記云 東國兵 馬汰條 熊谷次郎直實ハ權太栗毛ト引  
タリ

○水練栗毛

太平記云 義貞馬 風強條 大將中門ニテ鎧ノ上帶シメサセ水練栗毛  
トテ五尺三寸有ケル大馬ニ手繩打懸テ門前ニテ乗ントシ  
給ケルニ此馬俄ニ屬強ヲシテ騰跳狂ヒケルニ左右ニ付タ  
ル舍人二人踏レテ半死半生ニ成ニケリ

○石栗毛

吾妻鏡云治承四年十二月十二日庚寅亥剋前武衛將軍新造  
御亭有<sub>二</sub>御移徙之儀<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>景義奉行<sub>一</sub>去十月有<sub>二</sub>事始<sub>一</sub>營<sub>二</sub>作  
于大倉郷<sub>一</sub>也時尅自<sub>二</sub>上總權介廣常之宅<sub>一</sub>入<sub>二</sub>御新亭<sub>一</sub>御水  
干御騎馬石栗

武家名目抄稿第三百十四册

塙檢校保己一編

輿馬部 七

○鬣

和名類聚抄云唐韻云鬣 音昔今按鬣俗云鬣加 又魚之鬣見魚體 馬頂上長毛也  
文選云軍馬鬣<sub>一</sub>鬣而仰秣 鬣音毛師說 多知實美

平家物語云 うち川 一きはかちはらけんたかけする一きは  
佐々木四郎たかつな也人めには何ともみえさりけれとも  
内々さきに心をかけたりければかちはらば佐々木に一た  
んはかりそすゝみける佐々木いかにかちはら殿この川は  
さいこく一の大河をやはるひのひて見え候はしめ給へと  
いひければかちはらさもあるらむと思ひけんさうのあ  
ふみをふみすかしたつなを馬のゆかみにすてはるひをと  
きてそしめたりける

今川大雙紙云神馬引事は七五三をつくる也ゆかみ尾耳  
の間に可<sub>レ</sub>付也耳のしめは七いたゆかみは五いた尾は三  
いた以上七五三と書たるをしりくめとよむなり日本紀に  
は有さて神前へ引立て輿をさしあけて神人のかたへ渡す

○八升栗毛

矢嶋十二頭記云矢嶋殿嫡男矢嶋五郎殿後は大膳大夫滿安  
殿と申義滿殿之嫡男にて大力人長ケ六尺九寸臍之穴より  
胸迄熊毛の如く成る毛さかさにはへ太刀は四尺八寸之太  
刀を三つ指にて咽み尾華を切る食は三升つゝ一度に喰て  
四日も五日も食不<sub>レ</sub>喰馬には八升栗毛とて七キ八歩の馬  
也陣具を聞と否前足を上げて大豆八升つゝ時之間にはみ  
申候

與羽永慶軍記云 矢島條 城條 滿安例ノ櫓ノ棒ヲ打振テ八升栗毛  
ニ乘大手口ニ懸出攻上ル大勢ニ向テ打散ス其形勢イカナ  
ル天魔鬼神ト云トモ是ニハ過シト見エニケル  
又云 矢島滿安仁加 保城邊出陣條 滿安カ馬ハ八升栗毛トテ七寸五分ノ逆物  
ナリ此馬ハ左モナカリシカ軍ノ時鼓具ノ音凱歌ヲ聞ト豆  
八升ツ、喰フ故ニ人呼テ八升栗毛ト號ス

云云

岡本記云卷かみをはゆかみとも立かみともまさかみなと  
とも申へし

弓張記云貴人の前にて馬に可<sub>レ</sub>乗様之事若いまた手綱を  
かけすしておきたらは馬のそはへよりて手綱をかけさせ  
てのるへし若前輪まではか、らすたつかみの邊にありと  
も我とよりてかけて乗るへし

續武家閑談云秀頼の五歳の時伏見より行列にて參内あり  
太閤は二三日前入浴し中立賣の最上義光の屋敷に住し參  
内の日迎ながら出給ふ立賣の馬に乗てむりやうのひろ袖  
の羽織に烏を脊縫になし襟を摺薄をし底なしの投頭巾に  
て馬の先へ歩兵五十人はかり二行に列す

○覆髮

風呂記云神馬にしてをつくる事おゝいかみ又しみのかみ  
又尾のあまおゝい以上三所也

○額髮

延喜左馬寮式云 五月五日 節式條 結額髮<sub>一</sub>新緋絲大二分四銖  
山槐記云治承三年三月廿四日壬午今日石清水臨時祭也  
(中略)使右少將隆房朝臣(中略)於<sub>二</sub>陣口<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>騎<sub>二</sub>馬之處  
依<sub>二</sub>勅定<sub>一</sub>於<sub>二</sub>西面北門<sub>一</sub>欲<sub>レ</sub>騎之間驚引致景從者一人取付

踏倒猶取付騎之雖無留滯不可騎用差細皆入泥  
土云々仍不騎之只令渡此間大納言以雜色數反相尋  
以鞍置替馬鶴毛切騎之

○結額

延喜大藏省式云春日寮外記史一人(中略)御馬十二疋別結  
額新淺緋絲二兩云々

○髮

古今著聞集云武藏國住人つゝ勘當ゆるされて厩別當にな  
されにけりのち經家か馬飼けるは夜半はかりにおきてな  
にかあるらむ白き物を一かはらはかり手つからもて  
來りてかならず飼けりすへて夜々はかり物をくはせて夜  
あくればはたけ髪をゆはせて馬の前には草一把もおかす  
さはくとはかせてそ有ける

大内問答云客人よりも返禮として太刀以下可被進樣體  
の事返禮必々在之義定法にて候是も酌にて御酒を被申  
時たるへし前の酌を其ま被取候て被參事も在之又  
以後の獻の盃を被參御酌にて被初候時にても返禮ある  
へし是も太刀馬にて候は太刀相進候時馬を詞にて被  
仰翌日にても引可被進候又めされたる馬可然候は其  
理を被仰鞍をはおろし乗轡にても又あらひ轡にても引

て可被渡候髪をまき候はすきたて、可被進髪まき  
なからは不可被進候

家中竹馬記云馬の髪を巻たるま、乗事略儀也内々にては  
不苦晴の馬笠懸犬追物惣して公界へ出るには髪をすき  
立て乗也巻て置くは馬やにての事也

○一ノ髮

手綱祕書云行つれと云手綱の事馬をしこくのりて後おる  
るかたのおもかひをつめて手綱をいふなり一のかみのも  
とに馬手のかたのたつなをつめてゆひて興を引うこかし  
て行はつれて行也

○結髮

平家物語云宇治川 たつなを馬のゆかみにすてはるひをと  
きてそしめたりける

○巻髮

小笠原入道宗賢記云まきかみをぬきてすきたれるといふ  
也まきたるかみをぬきくしにてとく事なり

諸家參會記云他家へ主人の爲使者罷出時主人より乗た  
る馬を進候は、鞍をおろしあらひ轡にても又乗くつわに  
ても可進候鞍おきながら被進候へしかみをまきたらば  
すきたて、可被進也

○カイロミ髮

宇治拾遺物語云宮小路のおとゝの大饗に御家のあやし  
てところ々々のしつらひもわりなくかまへてありけれ  
は人口も見くるしき大饗かなと思ひたりけるに日くれて  
事やうやうはてかたになるに引出物のときになりて東の  
廊のまへに曳たる幕のうちに引出物の馬を引立てありけ  
るか幕のうちなからいなきたりける聲そらをひ、かし  
けるを人々いみしき馬のこゑかなとき、けるおとにまく  
柱を蹴折てくちとりをひきさけていてくるをみれば黒く  
り毛なる馬のたけ八きあまりはかりなるひらにみゆるま  
て身布とくこえたるかいこみ髪なれば額のもち月のやう  
にてしろく見えければ見てはめの、しりけるこゑかしか  
ましまてなんきこえける

○法師髮

今昔物語云東人通花山院御門語 院ハ寢殿ノ南面ノ御簾ノ内ニテ御  
覽シケルニ年卅餘許ノ男ノ鬢黒ク鬢クキ吉キカ顔少シ面  
長ニテ色白クテ形チ月々シ綾齒笠ヲモ著セ乍ラ有ルニ笠  
ノ下ヨリスキテ見ユル顔現ニ吉キ者ト見エテ魂有ラムト  
思ユ紺ノ水旱ニ白キ帷ヲ著テ夏毛ノ行騰ノ星付キ白ク色  
赤キヲ履タリ打出ノ大刀ヲ帶テ節黒ノ胡蘇ノ雁勝ニ並征

テ年十八歳許也

○ヤリ法師

○カ、ミ

○コイカ、ミ

源平盛衰記云三位入道 伊豆守仲綱ハ木下丸ヲ大將ニ乞  
テ仲綱打ハレトイハレタルヲ安カラス思ケレハ競カ引出  
物ニエタル小精毛ヲ取ヨセテカミヲヤリ法師ニキリテ平  
ノ宗盛入道ト金焼シテ京ヘムケテテ追放ツ

弓張記云當世かみをきりたる馬をやりほうしと皆人の云  
事なり中々いふましき事なりかみきりたる馬とも又はか  
かみともいふなりすこしなく成たるをはこいかみと  
もいふ事也

伊勢貞順記云馬の頂のなきをやりほしと常に申候此儀不  
審也只頭きりたる馬と可云歟又はいかしらとも可申歟  
此分小笠原幸伊勢貞宗なども常に被申候雖然大略やり  
ほしと申來也

○フリ髮

○フリノ髪  
○ハイカタ

小笠原入道宗賢記云馬のふりのかみをきりて少しはへ出候をはいかたとも又こいかみとも申候也

手綱秘書云くひき馬にはゆくさきの鞭を打へし行さきの鞭とはふりかみよりはなさはうへかけてうつなり口傳有之

○シユミノ髪

○ワラハ取ノ髪

○ワラハ髪

岡本記云馬のしゆみのかみと申候をはわらはとりとも申へし

今川大雙紙云はた背馬乗るへき次第の事鞍置馬同前也右にて同右のおもかいを取り左にてはくひ中をさへ右の手をはなし左の手の上をこしてわらは執りの髪をとり左の手を放しておさへの本をおさへ乗るへし手綱を左より請とるへし是を一手二手と云也

手綱秘書云あかり馬の事はささし細をもて轡のさうに付てむなかひより引とをしてはるひにつりてのりなをすへし同二くつり四手綱と云事さし細をふたへにをりくひ

へのひきまはし尾の下是は不可然候

甲陽軍鑑云馬の一薬の事牡蠣散馬のつちのさかりたるは上戸あかりたるは下戸

○額町形廻毛

新撰姓氏錄云額田部湯座連天津彦根命子明立天御影命之後也允恭天皇御世被遣薩摩國平準人復奏之日獻御馬一匹額有町形廻毛天皇嘉之賜姓額田部也

にからみしゆみに付てくつはのさうのとちかねにとをし

前足二のあひよりとをしわらはかみの本にむすひて其後手綱をうちかけてさし細をつめあはせて乗へし

大坪流馬書云あかり馬の事先しゆみのかみを取てかたかたの鎧をうかしておるなり有口傳馬あからは急しゆみのかみに取付給ふへしと云々

○引巻髪

宮參次第云次に引巻髪梨地之鞍鎧紅の火房を掛て手綱は紫也熊ひやうのあをりをさすへし式にはあをりをさぬものなり兩人口をとるへし

○天松原

今川大雙紙云馬上の人に鞍渡次第鞍を右に持かたぬるやうにして左の方の七寸を左の手にて取り天松原のとをりをさしこし渡す也

○ツシ

常徳院殿御乘馬始記云御馬は菅領より進上のかはらけ但辻あるによつてそうめい殿進上の黒にめすなり

蜷川親元記云寛正六年四月十三日就公方召之御馬事輿江被立飛脚注文如此公方様御馬之様つしはさしあたりたる所はかり大かた目の下はうのくつわかうみむなか

### 武家名目抄稿第三百十五册

搞檢校保己一編

### 輿馬部八

○鳥頭

源平盛衰記云盛綱渡海 小島戰條佐々木三郎盛綱ハ黄生衣ノ直垂ニ

ヒ威ノ胃白星ノ甲連錢草毛ノ馬ニ金伏輪ノ鞍ヲキテソ乗

タリケル海ヘサト打入テソ渡シケル參河守馬ニテ海ヲ渡

ス事ヤハアル佐々木制セヨトノ給ヒケレハ土肥梶原千葉

島山承リ繼テ誤チシ給フナカヘセカヘセト聲々ニ制シケ

レトモ兼テ瀨踏シテ落注ヲ立タレハ耳ニモ聞入レヌ渡シ

ケリ馬ノ鳥頭ヲ草胸胸帶蓋ニ立ツ所モアリ云々

判官物語云土佐房細川 へ寄る條とさかちやくくにとさの太郎し

やうねん十九と名のりてあゆませむかふこれこそきんた

よとてつとよるかなはしと思ひけん馬のはなを引かへ

しておちけるを大なきなたをもつてひらいてちやうとき

るさうのからすかしらをつんとするむまさかさまにまろ

ひければぬしは馬より下にそしかれける

家中竹馬記云馬に鞭を打事は犬追物には後を打唯の時

後を打は見にくきと也左のひらくひを可打また馬のまはりかぬるに弓手めての後を打也からす頭の邊をうつ事もあり

○百會

大坪流馬書云立て思ひをかする時は物をかひて百會を石にてたたくへし

○鎌骨

手綱祕書云手綱をこしくひをなくる馬にはひやうもんのむちを打へしひやうもんとはかまほねかけて打なり

○サケ目

弓張記云手綱の高さひきさの事まつさけめにあて、其上にては馬によりてたかくもひきくも有へし

○カウキハ

岡本記云馬にたつなをさして二人してひきていつる時はたつなのはしをかうきはに打かけて頭の下にてむすひくつわの左のくわんにとをしてひくなり

大坪流馬書云さしてさうほう渡し手綱之事是等皆あかり馬によし有口傳馬あかるとみはやかてまへにいふかことく渡し手綱をとりて渡したる手綱にて馬のかうきはよりちとさけて馬の頭をしもへつよくをし候へしさしてさう

太平記云 和田備前守 鹽治六郎左衛門木村兵庫モ馬ノ平 頸草脇二所射サセテ深田ノアセニ下立タリ

又云 住吉合 三河守ノ乗給ヒタリケル馬ノ平頭二太刀切レ テ放レタリケルヲ見テ云々

明德記云義弘討死セサラム程一人ナリトモ通スマシキ物ヲト云フマ、ニ神祇官ノ東西冷泉大宮へ横合ニムスト走

出乗人ハ誰トモシラス馳通ル馬トモノムナカイノ邊ヲツキ二重皮四ノ支平頭笠ノ鼻ノ邊ナントヲ切テハ切スヘナ

イテハナキフセ落ル武者ヲハ差殺シ戦者ヲハ小具足モ鎧モカケス同切テ長刀ノ刃ニ廻テ馬人ノ助カル者ハ希ナリケリ

高忠聞書云おなしく御馬のうへに御座の時も或はしめひきめなとにても弓にとりそへてもちてまいらする也御取

かへ也と弓手より寄て給候弓を下よりまいらする弓を

は上よりまいらする也同笠懸などの時に弓をとりおとし

たらは妻手よりも弓のもとを馬のひらくひをこしてまいらする也

房總治亂記云正木大膳士卒ヲ先ニ立自身後殿シケルカ大

長刀ヲ馬ノ平首ニ引添一番ニ追來ル土岐カ兵五六人忽ニ

薙倒シ人數ヲ引纏靜ニ引退ケルハ土岐カ兵モ長追セス

ほうと申候は右に指たる手綱を其儘かいなをのへ馬のかうきは邊に手綱をあげて手綱馬のほうのかたへなせ馬の左のほうの方へ手綱やりてしもへよくをせ

○上頭

手綱祕書云庭乗に見せ鞭すて鞭かくし鞭といふ事ありすて鞭と云は手綱をこす馬ある時もろ口にあたりて上くひをうつなり

○元頭

手綱祕書云庭乗に見せ鞭すて鞭かくし鞭と云事ありかくし鞭と云は御前のひたりならば馬手のもとくひをうて御前右ならば弓手のもとくひをうて

又云もとくひをなやす馬の事二ツくつわもろ手綱をのるへし

○平頭

承久軍物語云ちくこの六郎さゑもんか落行所を武田七郎よきかたきと目をかけきたなし返せとよはりければ六郎さゑもんきもあへすとつて返し御所やきといふたちをぬひて七郎かおしならへたる處を丁とうつむまのひらくひたつなくはへにふつときつておとしければ七郎はあふみをこたへており立たり

○頸中

今川大雙紙云はた背馬乗るへき次第の事鞍置馬同前也右にて同右のおもかいを取り左にてはくひ中をおさえ右の手をはなし左の手の上をこしてわらは執りの髪を取り左の手を放しておさへの本をおさへ乗るへし

○脊梁

和名類聚抄云辨色立成云脊梁 世都賀俗云世美和

○排鞍肉

和名類聚抄云李緒相馬經云排鞍肉 欲成成猶平也 排鞍肉俗云久良於 破度古路

○胸帶盡

平家物語云 ゆみなが しのの國のちう人きそのちうた五きつれてをめてかくたてのかけよりぬりのにくろほろはいたる大のやをもつてまつさきにすゝんたるみおのやの十郎か馬のひたりのむなかひつくしにはすのかくる、程にそいこうたる

長門本平家物語云 佐々木三郎盛 瀬戸渡儀 もりつな瀬ふみ仕らんと

てわたしけりみかはの守とひの次郎これを見て馬にてう

みをわたすやうやはあるといさむれとももりつなみに

も聞入すわたしけるむまの草わきむな帯つくしくらつほ



に立ところもあり馬のおよく所もありあさくなれば源氏  
のくんひやう是を見て我も々々となつたしけり

源平盛衰記云 公藤介 八月廿四日辰尅ニハ兵衛佐殿上ノ相  
山へ引キ給フ萩野五郎末重兄弟子息五騎ニテ追係奉ル申

ケルハ此ノ先ニ落給フハ大將軍トコソミエ給ヘマサナク  
モ後ヲハミセ給フ者哉無益ノ謀叛起シテ源氏ノ名折給ヒ

ヌ返給ヘカヘシタマヘトテ馳來ル佐殿ヤスカラス思ヒケ  
レハ只一人留テ一ノ矢番テ射給ヘハ萩野カ弓手ノ草摺リ

縫様ニ射コマレタリ二ノ矢ニ鞍ノ前ツハヲ馬ノ背懸テ射  
渡シ給ヘリ馬シキリニ驛ケレハ萩野馬ヨリ落ツ三ノ矢ニ

彦太郎カ馬ノ胸帶盡射サセテ是モ馬驛ケレハ足ヲ越テソ  
立タリケル

○承鏡肉  
和名類聚抄云李緒相馬經云承鏡肉欲垂 承鏡肉俗云  
阿布須利

○太腹  
宇治拾遺物語云 河内守賴信  
忠實を實傳 賴信は坂東かたはこのたひ

こそはしめてみれされとも我家のつたへきおきたる事  
あるこの海の中には堤のやうにて廣さ一丈ばかりしてす

くにわたりたる道あるなり深さは馬のふとはらになつと

りける所をあつたの三郎よつ引てはなつ矢に馬のふとは  
らあさせけり

明徳記云中務大輔ハ淀ノ橋打渡リ鳥羽ノ秋ノ山ヲ目ニカ  
ケテ富ノ森ヲ差テ打ケルカ皆西國勢ニテ無案内ナリシニ

依テ其邊深田ヲ知ラス打コミテ馬ノ太腹セメテヨキケル  
カ次第ニ先ハ深クナルアトナル勢ハ引ヘヨト叫ヒケレト

モクラサハ暗シ雨ハ降ル先ナル勢ヲ見失ナハシトヒタ打  
ニ我先ニト打コミケル

應永記云今河奈古屋是ヲ見テ上野ヲ不討ト大勢ノ中ヘ  
切テ入戦フ處ニ馬ノ太腹射サセテ歩立ニ成テ向フ敵十餘

人切テ落シ云々

○下腹  
吾妻鏡云曆仁元年二月六日壬午供奉人所從等者不能  
渡ニ浮橋又無ニ乗船沙汰大平渡レ河水僅及ニ馬下腹云々

○フタエ皮  
明徳記云義弘討死セサラム程一人ナリトモ通スマシキ物  
ヲト云々神祇官東西冷泉大宮へ横合ニムスト走出乗人ハ

誰トモシテス馳通ル馬トモノムナカイノ邊ヲツキニ重皮  
四ノ支平頭鏡ノ鼻ノ邊ナント切テハ切スヘナイテハナ

キフセ落ル武者ヲハ差殺シ戦者ヲハ小具足モ鏡モカケス

保元物語云 白河殿  
攻落條 大庭平太カ左ノ膝ヲ片手切ニフツト射  
切馬ノ太腹カケス洞リケレハ鏑ハ碎テ散ニケリ

平家物語云 この條 かふとのしころをかたふけいころ  
さるしんはをとりいれ引いれほりをうめおめきさけひ

てせめ入りあるひはさうのふかたへ打いれ馬の草わき  
むなかひつくしふとはうなんとにたつ所を事ともせず村

あかいてよせあるひはたにふけをもさらはすかけいりか  
けいりせめければ云々

又云 熊谷は馬のふと 腹射させぬれば足をこえて  
下立たり

源平盛衰記云 源平侍  
共軍條 平家二百餘騎船十艘ニ乗リ楯廿枚ツ  
カセテ漕向テ矢尻ヲソロヘテ散々ニ射ル源氏三百餘騎

ミ並テ波打際ニ歩出テ是ヲ射ル矢ノ飛ヒ遠コトハ雨々ノ  
コトシ平家射闕シテ船共少々漕キ返判官勝ニ乗テ馬ノ太

腹マテ打入テ戦ヒケリ

承久軍物語云承久三年五月十四日わんの御所よりむけら  
る大將にはのとのかみひてやす平九郎はんくわんたね

よし八百よきにてそむかひける一はんにかけ出たるはし  
なのくくの住人志賀の五郎とてくろかはをとしのよろ

ひきてあしけの馬にのつたるかまつさきにすゝんで名の  
同切テ長刀ノ及ニ廻テ馬人ノ助カル者ハ希ナリケリ

○オリカケ  
判官物語云 義經自  
實傳 十郎こんのかみふさもととはこかのおほ

いとのおさふらひなりいまはけんしのらうとうなりいさ  
や手なみのほとをみせんといふてそかへしけれさかさき

の太郎かめてのよろひのくさすりはんまひかけてひさく  
ちあふみのみつつきむまのおりかけ五まひかけてきりつ

けたり

○オリホネ  
異本保元物語云かけよしかめてのひさふしかたてまりに  
つといきつてむまのをりほね五六まいさつといきりて矢

はあなたへつといとをして大地にたつ

○草芥  
平家物語云 この條 かふとのしころをかたふけいころ  
さるしんはをとりいれ引いれほりをうめめきさけひ

てせめ入りあるひはさうのふか田へ打いれ馬の草わき  
むなかひつくしふとはらなんとにたつ所を事ともせず村

めかいてよせあるひはたにふけをもさらはすかけいりか  
けいりせめければ云々

又云 藤戸 土肥次郎實平鞭鏡を合せす追着かに佐々木殿

は物のついて狂ひ給ふか大將軍よりの御宥されもなきに  
留り給へといひけれと佐々木耳にも聞入す打入れて渡し  
ければ土肥次郎も制しかねて懸て續いて打入り馬のく  
さわきむなかひ盡しふと腹に立所もあり鞍轡こす處も有  
深き處をは泳かせて淺き所に打あかる

長門本平家物語云 源平傳 共平傳 平家不<sub>レ</sub>安思橋突一人弓取一人打物  
一人已上三人小船ニ乘リ陸ニ押付ケ濱ニ飛ヒ下橋突向ツ  
テ寄ヨ々ト源氏ヲ招ク判官ハ若者共蒐出テ、蹴散セト  
下知シ給ヘハ武藏國住人丹生屋十郎同四郎等ヲメイテ蒐  
ク十五束ノ塗篋ニ鷲ノ羽鷹ノ羽鶴ノ木白鷺合セタル矢ヲ  
以テ先陣ニス、ム十郎カ馬ノ草別ヲ管際射籠ミタルハ馬  
ハ屏風ヲ返カ如ク倒レケリ十郎足ヲ越テ女手ノ方ニ落立  
ッ

源平盛衰記云 源平傳 共平傳 平家不<sub>レ</sub>安思橋突一人弓取一人打物  
一人已上三人小船ニ乘リ陸ニ押付ケ濱ニ飛ヒ下橋突向ツ  
テ寄ヨ々ト源氏ヲ招ク判官ハ若者共蒐出テ、蹴散セト  
下知シ給ヘハ武藏國住人丹生屋十郎同四郎等ヲメイテ蒐  
ク十五束ノ塗篋ニ鷲ノ羽鷹ノ羽鶴ノ木白鷺合セタル矢ヲ  
以テ先陣ニス、ム十郎カ馬ノ草別ヲ管際射籠ミタルハ馬  
ハ屏風ヲ返カ如ク倒レケリ十郎足ヲ越テ女手ノ方ニ落立  
ッ

○三頭 左右頭 草頭  
平家物語云 はしかつ せんの條 あしか、大をんしやうをあけてつよ  
き馬をはうはてにたてよよはき馬をは下てになせ馬のあ  
しのをよふ程はたつなをくれであゆませよはつまはかい  
くりてをよかせよ馬のかしらしつまは引あけよいたうひ  
いて引かつくなさからふもとをはゆみのはすにとりつか  
せよてをとりくみかたをならへてわたすへしくらつほに  
よくのりさたまつてあふみをつよくふめ水しとまはさむ  
つのうへにのりか、れ馬にはよふ水にはつよくあたる  
へし

太平記云 小清水 合戦條 十方ヨリ鐵ヲ汰テ射ケル矢ニ馬ノ平頭草  
ヲキ弓平ノ小カイナ右ノ膝口四所マテ篋深ニ射ラレテ馬  
ハ小ヒサヲ折テトウト臥ス

判官物語云 土佐房細川 辨慶はしりよりたそととふとさほ  
うかいとこいほうの五郎もりなをとそ申けるこれこそへ  
んけいよとてつとよりかなはしとおもひければむちをあ  
てゝおちにくるきたなしあますましとおつかけて大  
テ餘ニ戦疲ケレハ云々

源平盛衰記云 宇治合 戦條 足利又太郎眞先カケテ下知シケリ此  
河ハナカレアラクテ底フカシ大事ノ河ソ誤スナ肩ヲ並テ  
手ヲ取り組メサカラン者ヲハ弓筈ニトリツカセヨツヨキ  
馬ヲハ上手ニ立テヨヨハキ馬ヲハ下手ニ並ヘヨ馬ノ足ノ  
トツカン程ハ手ツナヲスタウテ歩セヨ馬ノ足ハスマハ手  
ツナヲクレテヲヨカセヨマヘツハニ多クカ、レ水瀝ハ馬  
ノ草頭ニノリサカレ水ニハ多クカヲ入レヨ馬ニハ輕ク身  
ヲカクヘシタツナニ實ヲアラセヨサレハトテ引カツク  
ナ

明徳記云上原入道ト申老武者アリ引ケル御方ニ半町ハカ  
リ先立テ猪熊ヲ上ニ一條マテ逃タリケルカ馬ノ足音時ノ  
聲耳ニ付テ乗タル馬ノ三ツノ上ニ聞エケレハ敵カ近付タ  
ルソト心得テ相國寺ヲサシテ馳行ケリ  
大友與廢記云 門司之 城政條 きよけに出立たる馬上の武士すゝん  
ていてむかふむさしのかみこれを見て長刀の石突をもつ  
て敵のむないたをしたゝかにつきければ馬のさんつにた  
をるゝところを石のわきつめのはつれよりなきなたにつ  
きつらぬきうちかたけて馬印などのやうにして引取  
○三月月骨  
大坪流馬書云三月月之鞭之事しさり馬によし馬の三月月  
骨をつんさす事しさる時手綱を指ゆるして扇の骨にても  
かうかひにてもおひのしたへんをしたよりつきあけあけ  
すればゆくなり鞭持たはもとよりよろし

又云 重衡卿 生傳條 三位中將ハ遊ノ池ヲモ打過キ小馬ノ林ヲ南ニ  
見成シ板宿須磨ニソ懸リ給庄三郎目ニ係テ鞭ニ鏡ヲ合セ  
テ追ケントモ逸物ニハ乗給ヘリ只延ニノヒ給ヒケル間タ  
今ハカナハシト思ヒ十四束取テ番テ追様ニ馬ヲ志シテ遣  
矢ニ射ル其矢馬ノ左右圖ニ射籠メタリ

○鞭打  
源平盛衰記云 義經傳 鴨越條 義連先陣仕ラムトテ手綱搔縹鏡踏張

太平記云 菅野原 軍條 桃井モ三十餘箇度ノ懸合ニ七十六騎ニ打  
成サレ馬ノ三圖平頭ニ太刀切レ草摺ノハツレ三所ツカレ



武家名目抄稿第三百十六册

塙檢校保己一編

輿馬部九

曾我物語云 はに王かけ 時まさか子と申さんとてかみをと  
りあけてるほしをさせそかの五郎ときむねとなのらせて  
かけなるむまのふとく五さうたくまじきにしろふくりん  
のくらをかせくろいとのはらまさ一りやうそへてひかれ  
けりつねにこえてあそひ給へさためてはの心にはちか  
ひ給ふへしとききたいしてかへりけり  
○裏表  
小笠原入道宗賢記云弓馬のうらおもての事乗かたをおも  
てといふ左はうらの心なり

- カネ ○本カネ ○表ノカネ
- 裏ノカネ ○ウチコシ ○印

岡本記云本かねといふ事は馬の左の事これをほんかねと  
もおもてのかねとも申也ゆめゆめもとかねとことはい  
ふへからす字はほんともともよめともかくのことく  
人のいひならはしたる所まゐるし分候事也  
又云馬のかねはおもてのかねとは左のかた右のかたをは  
うらのかねとも又うちこしとも申也

宗五大雙紙云馬をよそへつかはし候状にも付印などの事  
常のことく書くへしあるひはおろしかね須彌たらひなと  
あるをは別状に可<sub>レ</sub>書先本印を書て同く下印を書へし太  
刀など一段の事をは内状に可<sub>レ</sub>載也又敬方へは雲雀毛黒  
毛青毛など、毛といふ字を書きのすへし常には黒青雲雀  
など書く也  
附并記云太刀折紙の調様上中下の事昔はかならずはしの

進上を一字下けて書きたるなり今は進の字少しさかりた  
る能なり大方此書たる體也是は主貴人などのうやまふ方  
へ如<sub>レ</sub>此書くへし此以上を書く事大略はしの進上の通程  
なれともそれは少しあかり過る間ちとさけて書くへしか  
ねなとあれは印の色を何にてもあれ書くへし其品々書き  
わくるに不<sub>レ</sub>及進上御太刀一腰國光御馬一疋 血毛印以上 名字  
一かたうやまいとて主人貴人程はなく又同輩よりは一段  
うやまふ方へ如<sub>レ</sub>此書くへし大方此調様たるへし御太刀  
一腰鉞あらは馬一疋 前のかねあらは以上名字官一是は猿樂田樂等  
輩常に人に遣はす時此分たるへし被管などにつかはす時  
も此のことし

なとも同前彦間田須彌たらひなと一段の事をは内状に  
可<sub>レ</sub>載也又敬方へは雲雀毛黒毛青毛など、毛といふ字を  
書のすへし常には黒青雲雀など書く也  
○雀  
○雀目結  
蛭川親元記云文明十三年十月二十日辛酉朝倉進上御馬栗毛  
足井印

参考源平盛衰記云 東國兵馬汰條 生唼トハ黒栗毛ノ馬高サ八寸太  
遅カ尾ノ前チト白カリケリ當時五歳猶イテクヘキ馬也是  
モ陸奥國七戸立ノ馬鹿笛ヲ金燒ニアテタレハ少シモ紛ヘ  
クモナシ  
○オロシ印  
宗五大雙紙云馬をよそへ遣はし候状に毛付印などの事常  
のことく書くへし或はおろしかね須彌たらひなとあるを  
は別状に可<sub>レ</sub>書先つ本印を書て同く下印を書くへし太刀

家中竹馬記云馬の印をもとは書札にも目結雀と書けるを  
雀は面てなるとして近代は雀目結と書く也今も詞には目結  
雀と云ふ也  
奏者記云つねには馬のかねをは目ゆひすゝめといへとも  
狀の文言にはすゝめゆひと可<sub>レ</sub>書也  
御内書引付云爲<sub>レ</sub>禮太刀一腰吉馬一疋 鶴毛印青銅三千疋到  
來訖喜入候仍太刀一振友國遣之候也五月十三日土岐次郎  
とのへ  
○兩目結  
○重雁  
家中竹馬記云常徳院殿江州御動座の時當方房御參陣の時  
御禮の次第一番御太刀一腰光御馬一疋 河原毛印右御動座に  
就て御參陣の御禮なり御太刀并 目錄直に御進上二番御太

刀一腰久御馬一疋鹿毛印萬正右家督の御禮として御進上  
御太刀并目錄の如く直に御進上三番御太刀一腰左文御馬  
一疋鹿毛印

御内書引付云爲白傘帝毛鹿鞍履赦免の禮太刀一腰鹿毛印  
一疋河原毛鶴眼五千疋到來目出候也六月大永十三日浦上掃  
部助とのへ

○三引兩丸

蟠川親元記云文明十三年十一月十九日庚馬月毛印御返事  
的矢十川作被

○鹿笛目結

○琴柱

○菴

○流輪

○輪達

○丸引

○兩四目結

○九下山

○遠雁

○松皮

○三日月

伊勢備後守貞明覺悟事記云馬の印の事琴柱と菴いは雀  
目結流輪輪達丸引兩四目結九下山遠雁鹿笛松皮三日月  
遠かりといふはのことなりこれと飛雁と毛付の書方あ  
り

御内書引付云爲家督之禮太刀一腰馬一疋河原毛印鶴眼萬  
疋到來目出候猶高信可申候也八月十六日島山左京大夫  
とのへ

大坪流馬書云轡はみ扱たる馬の事又曰轡のはみ上へなり  
たる時はひつてを三日月骨のしたにて取違てこふしあひ  
をよせてまめるへしこふしは少したかゝるへし

○飛雀

○羽折雀

○小雀

○菴下二遠雁

○文々字

○引量丸

○有文字

○大輪達

○菴下一方

尺素往來云凡葦毛青雲雀毛者木姓之馬云々自奥州閉伊  
郡到來其印鹿笛者北方飛雀者南方此内羽折雀小雀殊可  
有御賞候其外菴下二遠雁文々字有文字引兩丸等者  
總以一二疋之蓄可播六龍之德候大輪達者彦間立菴下  
一方者御所御牧候別可有御祕藏乎

○湯洗

○スソ洗

源平盛衰記云木下大將ヤカテ人ヲ遣ハシテ誠ヤ面白キ馬  
ノ出來テ侍ルナル少見タク候ト云ハレタリ中綱コレヲ聞  
テシハシハモノモイハス良久アツテ御目ニカ、ルヘキ馬  
ニハ侍ラサリシカトモケシカル馬ノ遠國ヨリ上テ爪ヲカ  
キテ見苦シケニ候シ間相勞ハラントテ田舎へ下シテ候ト  
返事シケリ人申ケルハ一日ハ湯洗昨日ハ庭ノリ今朝モ  
壺ノ内ニ引出テアツル也ト申ス

細馬日米三升大豆二升中馬一升下馬及牛不須  
合夏細馬日米二升中馬一升下馬及牛不須

吾妻鏡云建長四年三月十九日癸卯今曉三品親王關東御下  
向也自仙洞入御六波羅八葉吉田中納言爲經卿土御門  
宰相中將願方花山院中將長雅朝臣右中辨顯雅朝臣等連車  
辰一點令起六波羅給御興也午刻著御于野路驛御儲  
事中略御雜事能米卅石白米二石實旨大豆三石同秣三百  
卅束云々

蟠川親元記云寛正六年六月三日己卯就御一獻今出河殿上  
能行儀自貴殿折廿合十合押物二合三合御盃一也  
御樽十荷奈良蟠又三郎持參之中略松尾社務行馬草二  
駄百六進之例年儀也

北條五代記云戦船を海賊といひならはす條然るに神功皇后女體の御身と  
しひとの國をうはひとらんと欲賊にまよひ海賊舟おほく  
もて異國へ渡海し修羅の戦をなし給ふ時に萬里遠浪の上  
馬にかふへきまくなし海中の藻を取て馬にかふ故に神  
馬草と名付たり神馬藻と書てなのりそとよむも此時より  
と云々

○馬ノ藥  
蟠川親元記云聞書條々馬ノイキアイノ藥カキノカラ雉ノ

判官物語云土佐房義經の討手として上洛の條くわんとうよりのほりたらん  
するものはさいせんよしつねかもとにきたりて事のまざ  
いを申へき所にいまちさんひろうなりいそき參るへ  
しとてまこくをうつさすめしてまいれと仰られければ源  
三うけたまはりときかまゆく所六條ほうもんあふらのこ  
うちに行てみればみな馬ともくらをおろしすそあらひな  
としけりつき物五六十人なみわてなにはまらすこゝる  
ひやうちやうするてい也

吾妻鏡云文治五年十月一日下云凡奥州御下向之間榛谷四  
郎重朝洗乘馬事日々不息是等則今度御旅館之間珍事  
之由在人口云々

太平記云金崎城爰ニ大手ノ攻口ニ有ケル兵共高越後守カ  
前ニ來テ此城ハ如何様兵糧ニ迫リテ馬ヲハシ食候ヤラン  
初ノ頃ハ城中ニ馬ノ四五匹モアルラント覺エテ常ニ湯  
洗ヲシ水ヲ蹴サセナトシ候シカ近來ハ一匹モ引出ス事モ  
候ハス云々

○秣馬草  
延喜左馬寮式云每年四月十一日始飼青草十月十一日以  
後飼乾草馬日二束半牛二束其飼丁馬別一人以衛士充但  
刈青草丁并飼牛丁總七十四人并充仕丁其飼秣者冬

興馬部九

足右二色黒焼ニシテカウカイノ耳ニテカウヘシ汗カキタル馬ニモ吉馬ノセトリタル付藥馬骨黒焼ニシテ付之蘆毛馬齒一段吉無之時ハ馬骨用之

甲陽軍鑑云阿部加賀守はいはく三ヶ國とも持給ふ大將は何に付ても世間に名をとなへ申也子細は駿河今川氏眞公馬のあか藥元來は公方光源院殿御秘藏の御馬わつらひて五畿内四國中國のはくらくにてもかなはざる所に乞食のやうなる聖か來り今に御馬に舍人衆三條河原にて水をかくる處へ行あたり某なをし申さんとて彼聖此藥一服にて御馬平愈の條公方より此藥方を書付あけよとある儀にて候處に其時分一宮隨巴と申弓の射手光源院殿御前へ出頭人なれば隨巴是を書付らるゝ其後光源院殿御切腹あるに付て隨巴駿河へ下り氏眞公藥數寄をあそはすをもつて隨巴か訓まいらせて諸人に下さるゝ故氏眞公のあか藥と申習なり

又云馬の一藥の事牡蠟散馬のつちのさかりたるは上戸あかりたるは下戸蠟のからを七ヶ七度焼度々蘇の汁に付てはやき付けてはやき七日十日に十九度焼能々粉にして粟毛鹿毛何も上戸の馬には酒にて飼ふへし馬の舌能洗すりて飼ふへし舌に塗るなり下戸の馬には水にて飼ふ亦

へし尤常には坂を乗り川を渡すにも流のおそき水の淺き川は越ものにて候坂を早道に乗上り乗下り候事ならず水はやき河と長の及はぬ川は渡得ぬものにて御座候かやうの所より出たる馬は能々吟味有之求へき事に御座候何れも尤の由申候

○馬ノ目利

甲陽軍鑑云某關東の侍たちに馬の目きゝをとふたれば東西にて母に離ぬもよき馬になる離て草を食は猶よき馬に成るつきつ離れつする馬は後夫馬に成てもおもき荷持つ事ならず遠き路もならずやす馬と是をいふ

○駒價

延喜左馬寮式云凡課欠駒價稻每駒徴七十束

○馬筏

宇治拾遺物語云頼時胡人 見たる條胡人として繪にかきたるすかたしたる物のあかきものにて頭ゆひたるか馬にのりつれて打出たり是はいかなるものそとて見る程にうちつゝきかすしらす出てきにけり川原の端にあつまりたちて聞もしらぬことをさへつりあひて川にはらはらと打入てわたりける程に千騎はかりやあらんとそ見えわたるこれか足おとのひゝきにてはるかに聞えける也けりかちの物をは馬に

云雉子の雌の尾を取集て黒焼にしてせゝなきの水にてのますへしいかなる大事の頓病にてもよし

○馬市

蜷川親俊記云天文十八年九月三日馬市貴殿御見物御出之

○木馬付馬ノ筋

武具要説云山本勘介申分馬も不吟味なる所より出たる馬はとくと穿鑿致可求事其故は今川義元の家中によねまきと申候伯樂有之肢ふり悪敷馬の筋を切申候不吟味なる士衆馬の足ふりを專に好み馬を求ては前肢後肢の筋を切常に責廻ては前後能なと云ありき候或時義元の出頭人三浦右衛門大夫と申もの松平清康の内衆内藤又左衛門と申者と天龍の渡し場にて喧嘩を仕候内藤は騎馬拾騎計歩行彼是五十計の人数にて御座候三浦は騎馬五十騎歩行足輕共三百計にて押懸候て内藤川を引越申候三浦かものとも是を見て勝に乗二三拾騎ひたひたと川に打入候を見すまし内藤取て返し鎗を合て候例の筋切れたる馬とも川中をおよき得す散々に押流され内藤突勝て騎馬徒立五六十人討取申候馬の筋切る馬鹿者言語道断に候彼筋切たる馬は水をおよき得す坂を越事ならず大かた木馬同前なる

乗りたるものゝそはに引付々々してわたりけるをたゝかちわたりするところなりと見けり卅日計のほりつるに一所もせもなかりし川なればかれこそわたる瀬也けれと見て人過て後にきしよせてみれば同じやうにそこひもしらぬふちにてなん有ける馬筏をつくりてをよかせけるにちんはそれにとりつきてわたりけるなるへし

平家物語云はしかつ せんの條かうつけの國のちう人につたの入道あしかゝにかたらはれすきのわたりよりよせんとしてまうけたりける舟ともをちゝふかかたよりみなわられて申候まはたゝいまこゝをわたさすはななきゆみやのきすなるへし水におほれてもまなはしねいさわたさんとて馬いかたをつくりてわたせはこそわたしけめ

又云宮の御さ

いかにいせのくんひやうら馬いかたをしやふられて六百よきこそなけれもえきをとしあかをとしいろいろのよろひのうきぬまつみぬゆられける源平盛衰記云佐々木 生時正月十日アマリノ事ナレハ富士ノ麓野ノ雪汁ニ富士ノ河水マサリツ、東西ノ岸ヲ浸シタルハタヤスク渡スヘキ様ナシ九郎御曹司兵共ニ此河水増リタリイカ、スヘキトノタマヘハ口々ニ申様ハ宇治勢多ヲ渡サムスル故質ノ爲ニモ先此川ヲコン渡テ可レ見サレハ

馬筏ヲ組テ渡シ候ハ、ヤト申ス蒲ノ御曹司ノタマヒケル  
ハ軍ノ談議ヲハ土肥二郎ニ可申合トコソ佐殿ハ仰有シ  
カハ彼ヲ召セトテ被レ召タリ

ニ落テ備前美作ノ勢馳進リケレハ馬筏ヲ組テ六萬餘騎同  
時ニ川ヲソ渡サレケル  
萬松院殿穴太日記云四國の海賊になれたる者廿餘騎つゝ、  
いてさつと打入一文字に流を切て打涉り向ふの岸に駆あ  
かり具足の水またてゝ、そ立ちにける一存あれうたすな者  
共とて三百餘騎打入れ打入れ馬筏に水をせかせ安々と打  
渡り死を一票のうちに軽くせんと進み勇める勢を見て尋  
常の者ならずとや思ひけん未だ戦はざるに江口の西の木  
戸口は毀れけり

又云高綱渡宇 九郎義經ノタマヒケルハ今度大將軍トシテ  
郎等ニ先陣ヲ被レ渡テ二陣ニ連事不可然トテ橋ヨリ引  
下テ橋ノ小島ニ馬ヲ引ヘコ、ハ水早ケレトモ遠淺也渡セ  
渡セト下知シ給ヘハ我モヤヤト進ミケリ是ハ大事ノ河加  
様ノ河ヲ渡ニハ馬筏ヲ組メ健馬ヲハ上手ニ立テ弱馬ヲハ  
下手ニ立ヨ馬ノ足ノトツカムマテハ手綱ヲクテ歩ハセ  
ヨ馬足ハツマハ弓手ノ手綱ヲ差テ女手ノ手綱ヲチト縮メ  
ヨ四居ニ乘リ覆レテ游ヨ手綱強ク引テ馬引カツキテ誤ス  
ナ

三好記云淀川ノ東ノ岸ニ打望江口城ヲ望ミシニ流水逆卷  
キ岸ニタニエ渡ルヘキ様ナカリシニ四國海賊廿餘騎打入  
一文字ニ渡シ流ヲ切テ向ノキシニ上ルヲ見テ遊佐十河先  
カケノ味方ウタスナツ、ケト打入々々馬イカタニ水ヲセ  
カセ安々と打渡リイサミ進ム  
船岡山軍記云江口ノ城ヲ見渡セハ逆卷ク水ハ岸ニタ、ヒ  
ヨセクル波ハ巖ヲツクカ如クナレハ寄ヘキ様ナカリシニ  
四國ノ海賊ニ馴タル者廿餘騎一度ニサツト打入レ一文字  
ニ流ヲ切テ向ノ岸ニカケアカリ具足ノ水シタテ、ソ立チ  
ニケル十河士卒ヲ下知シテアレ打スナツ、ケトテ三百餘  
騎打入々々馬筏ニ水ヲセカセヤスナツト打渡リ進ミ勇メ

承久軍物語云其後馬いかたをくみてわたしける人々には  
久瀬のさるもん次郎

御使上下向毎度依レ犯ニ定數ニ爲ニ土民及旅人愁ニ之由頻達ニ  
上聽ニ之間今日所レ被レ仰ニ六波羅ニ也其狀云早馬事宿々被  
レ定ニ置ニ足ニ之處雖レ非ニ急事ニ近年連々下向之輩或三四疋  
或四五疋申レ載ニ著帳ニ煩ニ役所ニ於ニ路次ニ致ニ狼藉ニ之由有ニ  
其聞ニ尤不便自今以後非ニ殊率爾事ニ之外可レ任ニ先例ニ之狀  
依レ仰執達如レ件文應二年二月廿五日陸奥左近大夫將監殿  
相模守武藏守

太平記云 三月十二 前懸ノ御方打スナ續ケヤトテ信濃守範  
資筑前守貞範眞前ニ進メハ佐用上月ノ兵二千餘騎一度ニ  
颯ト打入テ馬筏ニ流ヲセキアケタレハ逆水岸ニ餘リ流レ  
十方ニ分テ元ノ淵瀬ハ中々ニ陸地ヲ行カ如ク也

建治三年記云七月八日晴依君參ニ山内殿ニ以ニ諏訪左衛門  
入道ニ被レ仰出ニ云西園寺殿御函如レ此山門梨本衆徒違ニ背  
座主ニ抑ニ留登山ニ閉ニ籠堂舍ニ云々恐可レ令ニ申沙汰ニ之由云  
云 御面六波羅留主以ニ  
早馬今進云々

ル形勢ヲ見テ江口ノ西ノ木戸口ヲカタメタル勢未タ戰ハ  
スシテ崩ニケリ別府ノ手破レシカハ筑前守長慶ニ萬餘騎  
ヲ率シテサンハ堤ヲスチカイニ江口ノ東ノ木戸ニ推寄セ  
タリ

太平記云 賴良同 齋藤急キ六波羅ヘ參テ事ノ子細ヲ委ク告  
申ケレハ則時ヲカヘス鎌倉ヘ早馬ヲ立テ京中洛外ノ武士  
トモヲ六波羅ヘ召集テ先ツ著到ヲソ付ケラレケル  
又云 齊藤山 其日ノ午刻ニ羽書ヲ頼ニ懸タル早馬三騎門前  
マテ乗打ニシテ庭上ニ羽書ヲ捧タリ諸卿驚テ急キ披テ是  
ヲ見タマヘハ新田小太郎義貞ノ許ヨリ相模入道以下ノ一  
族從類等不日ニ追討シテ東國已ニ靜謐ノ由ヲ注進セリ  
伯耆之卷云四月八日六波羅合戦有レ之味方打負給ひて六  
將頭中將侍大將村上判官高重信濃法眼源盛等八幡ヘ引退

賀越關諍記云 加賀越中能登一 倍又九頭龍口ヘ向ヘル敵ハ能  
美一郡江沼黒瀬後藤小杉金子松永湯淺其外越中ノ大坊主  
安養寺瑞泉寺越前先方之軍人衆都合八萬八千餘騎ノ兵ト  
モ同時ニ馬ヲ打入テ馬筏ヲ組テ打渡ス

増補家忠日記云天正七年九月二十五日勝頼駿府ニ歸ル故  
ニ大神君兵ヲ收メテ井呂ニ歸リ給フ大須賀康高松平周防  
守康親殿シテ敵ヲ拒ク御味方ノ軍兵馬筏ヲ組ンテ大井川  
ヲ涉ス

○早馬  
ますかゝみ云 村登 御門かさきに御座すよし程なく聞えぬ  
れはたはかれ奉りにけるとて山のしゆともせうせう心か  
はりしぬ宮にもにけ出給てかさきへそまうてたまひける  
云々かやうの事とも、れいのはやむまにてあつまへつけ  
やりぬ只今の將くんはむかし式部卿久明親王とてくたり  
給へりし將くんの御子也

吾妻鏡云弘長元年二月二十五日丁巳海道驛馬御物送夫事

く其早馬同十一日船上山に參著す

新堀信長記云備前守殿ヨリ遠藤喜右衛門淺井縫殿助中島

九郎二郎三人ヲ遣ハシ給フ信長御機嫌ニテ種々御馳走被

成夜モ更レハ御寢成遠藤ハ早馬ニテ小谷へ懸付備前守

殿ノ前へ罷出某唯今罷越候事別ノ子細ニ候ハス信長ノ様

子ヲ見奉ルニ物毎ニ御氣ヲ被付寔ニ猿猴ノ梢ヲ傳フ様

ナル物早キ大將ニテ御座間行末信長ノ御氣ニ被合事難

成奉存間只今アレニテ御討被成最ニ存也

義光物語云石田治部少輔依金<sub>レ</sub>叛逆<sub>一</sub>關西の諸將大形一

味いたし既に大津の城へ取掛るのよし國々の早馬七月廿

四日の晚小山に至て櫛の齒を引くかことし

○鴛

○春瘡

○夜眼

○承露肉

燃囊抄云馬病ニタリト云字ハ何ソ鴛ト書ク也類ノ字春瘡

夜眼承露肉欲入萬葉同

○ツケスマヒ浦文 強風

參考源平盛衰記云東國兵 馬汝條上總國住人介八郎廣常は磯ト云

馬ヲ引セテ參タリ(中略)是等ハ皆曲進退ノ逸物六鈴浦艾

ノ駿馬強事ハ獅子象ノ如ク早事ハ吹風ノ如シ

太平記云義貞馬 國強條大將中門ニテ鏡ノ上帶シメサセ水練栗毛

トテ五尺三寸有リケル大馬ニ手綱打懸テ門前ニテ乗ント

シ給ヒケルニ此馬俄ニ屬強ヲシテ騰跳狂ヒケルニ左右ニ

付タル舍人二人踏マレテ半死半生ニ成ニケリ

高忠聞書云神の前などにて下馬をすへきに馬付すまひし

又主の供などとしておるゝ事かなはずははきたる沓を左を

ぬきて禮をすへし

○竹馬

太平記云正成首途 故堀條正行父ノ遺言母ノ教訓心ニ染肝ニ銘シ

ツ、或時ハ童部共ヲ打倒シ頭ヲ捕真似ヲシテ是ハ朝敵ノ

頭ヲ捕也ト云或時ハ竹馬ニ鞭ヲ當テ是ハ將軍ヲ追懸奉ル

ナント云テハカナキ手スサミニ至マテモ只此事ヲノミ業

トセル心ノ中コン恐シケレ

明治三十七年十一月八日印刷

明治三十七年十一月十三日發行

(故實叢書第三輯第十五回)

著作  
所有

發行所  
兼  
印刷者

吉川半七

東京市京橋區南傳馬町  
一丁目十二番地

印刷所

東京活版株式會社

東京市京橋區新榮町  
五丁目三番地

發行所

吉川弘文館

東京市京橋區南傳馬町  
一丁目十二番地

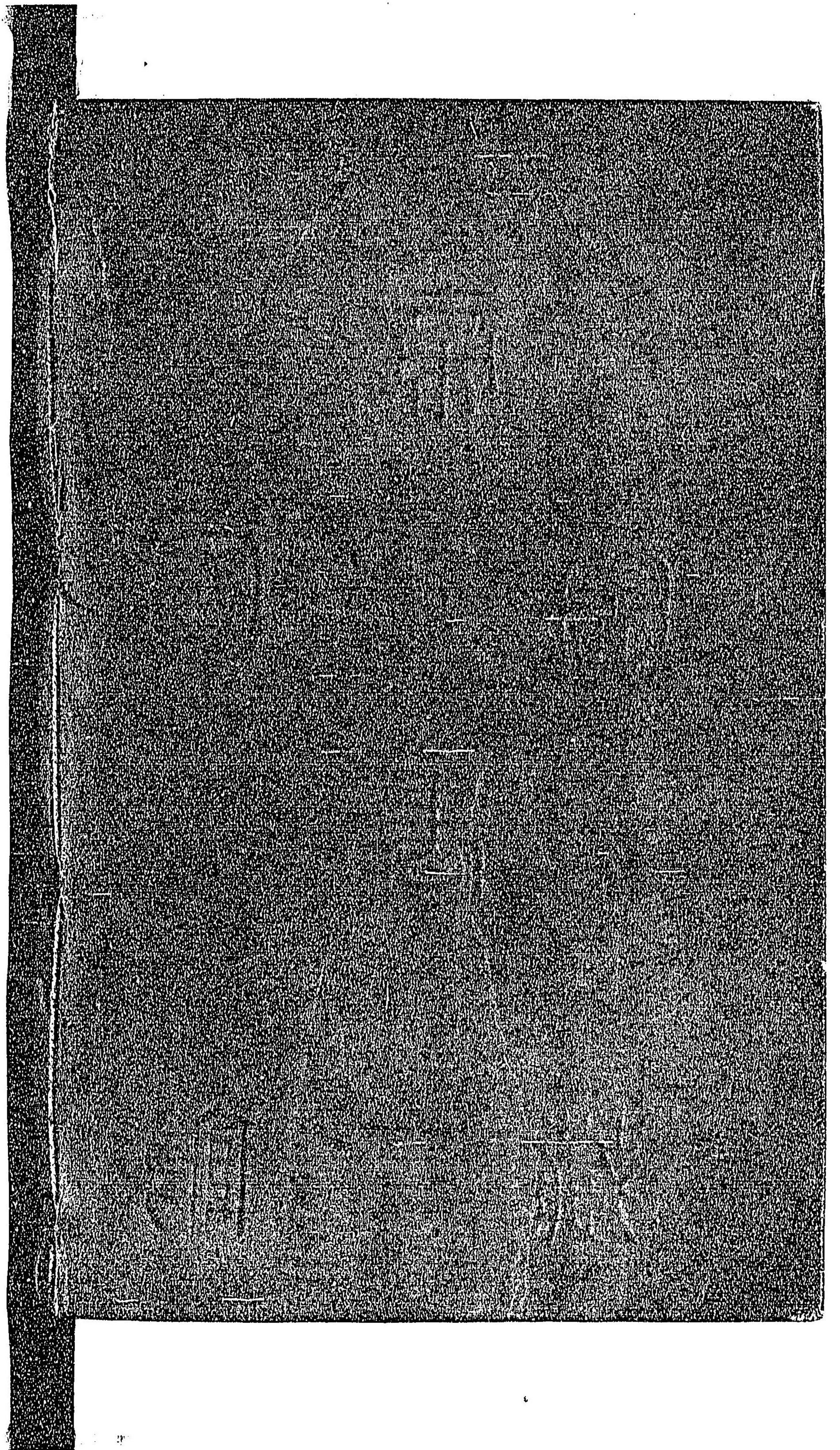
201  
103  
268



20  
87  
268

Handwritten notes and sketches on the right page, including a list of items and a diagram of a landscape or structure.

Handwritten notes and sketches on the right page, including a list of items and a diagram of a landscape or structure.



三  
五

三  
五